# 補助金等の見直しに関する提言書 【平成22年度】

平成22年11月 生駒市行政改革推進委員会

# 目 次

	は	じめ	に	• •	• •	• • •	• •	• • •	• •	• •	• • •	• • •	• • •	• •	• •	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	1
	1	補	助	金	等(	の!	現礼	兄 •	• •	• •	• • •	• • •	• • •	• •	• •	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	2
		(1)	生	駒	市	にこ	おり	ける	補	助	金	等	• •	• •	• •	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	2
	2	補	助	金	等(	の扌	基ス	本的	」な	考	え	方	と :	_ }	เป	きで	· の	取糹	且••	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	7
		(1)	補	助	金	等(	のき	支出	10	根	拠	• •	• • •	• •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	7
		(2)	補	助	Ø ;	定	義	• • •	• •	• •	• •	• • •	• • •	• •	• •	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	7
		(3)	٢	れ	ま	で(	D]	取組	•	• •	• • •	• • •	• • •	• •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	7
		(4)	提	言	を	踏る	ま	えた	. 個	別	補	助	金(	のり	見直	重し	, • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	8
	3	補	助	金	等(	のり	見正	直し	に	関	す	る	事工	頁•	• •	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	9
		(1)	検	討	の <sup>;</sup>	視」	点	• • •	• •	• •	• • •	• • •	• • •	• •	• •	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	9
		(2)	検	討	の	対1	象	• • •	• •	• •	• • •	• • •	• • •	• •	• •	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	9
		(3)	補	助	金*	等(	のき	審查	きの	方	法	• •	• • •	• •	• •	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	10
	4	補																						• • • •	13
		(1)																						• • • •	13
		(2)	個	別	補.	助。	金	等の	審	査	結	果	• •	• •	• •	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	14
			審	查	結	果(	D -	一覧		• •	• • •	• • •	• • •	• •	• •	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	15
	5	見																						• • • •	35
		(1)																						• • • •	35
		(2)																						• • • •	35
		(3)																						• • • •	36
		(4)																						• • • •	37
	お	わり	に	• •	• •	• •	• •	• • •	• •	• •	• • •	• • •	• • •	• •	• •	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	40
附	属	資料																							
	1																							• • • •	42
	2																								44
	3																							• • • •	45
	4																							• • • •	46
	5																							• • • •	56
	6		-																					• • • •	60
	7																							• • • •	64
	8	牛	: 駒	市	補」	助台	金鱼	穽 交	付	規	則。	• • •	• • •	• •	• •		• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •		71

#### はじめに

生駒市では、税収の落ち込みや社会保障関係費の増大等による厳しい財政運営を余儀なくされる中、効率的で質の高い行政運営を進めていくため、「生駒市行政改革推進委員会」を設置し、平成18年度には「補助金等適正化検討部会」から、既存の個別補助金を検証した「補助金等の見直しに関する提言書」(平成19年2月)を提出しました。

そして、平成19年度には、補助金制度全般のあり方に関する「適正で透明性の高い補助金制度の構築に向けた提言書」(平成20年2月)を提出し、市ではこの2つの提言を踏まえ、平成20年10月には、「補助金制度に関する指針」、平成21年4月に「生駒市補助金等交付規則」を施行するなど、効果的で透明性の高い補助金制度の構築に取り組んできました。

補助金指針においては、交付機会の均等化や透明性の確保、交付手続の 明確化が示され、補助期間としては、原則3年の終期を設定することとし、 期限到来時に再度補助内容と必要性を精査することとしています。

また、平成23年度までの行政改革の計画を示す後期アクションプランにおいても、補助金等の見直しが取組項目として掲げられているところです。

これを踏まえ、前回の見直しから3年が経過することから、本委員会に2つの作業部会を設置し、再度補助金等の見直しを行うこととなりました。本委員会では、約3ヵ月の間に作業部会10回を含め、14回にわたる会議で検証を重ねてきました。検討に当たっては、市民の目線に立ちながら、指針において示されている「補助金交付基準」などに基づいて、公平性や受益者負担の観点から、市民の税金から支出される補助金が妥当であるか否かについて検証を行いました。

また、前回の提言を踏まえた見直しが実際に実施されているのかということについても確認を行うとともに、前回の見直し時とは異なる状況の中で適正な補助金として有効に機能しているかについても検証し、提言書をまとめました。

補助金等については、定期的な見直しだけではなく、現在の変化の著しい社会情勢の中にあっては、その内容・必要性についての不断の見直しが必要です。

この提言書が、補助金等の見直しにおける一助となるとともに、今後、 補助金等の改善に積極的に取り組まれることを期待します。

# ※本委員会の審議で使用した資料について

補助金等の見直しにおいて活用した次の資料については、分量の関係で添付していませんが、市のホームページ「行政改革推進委員会のページ」で確認いただけます。

(http://www.city.ikoma.lg.jp/kashitsu/02200/04/01.html)

- ・過去の本委員会の提言書 (H18年度・H19年度)
- ・作業部会の審議資料(補助金等検証シート・各補助金交付要綱)

# 1 補助金等の現況

#### (1) 生駒市における補助金等

生駒市の平成21年度の補助金等交付総額は約1,042百万円、平成22年度予算では約1,393百万円となっています。また、前回補助金等の見直しを実施した平成18年度の交付総額が約1,314百万円であったことから、補助金等総額全体では、若干増加しています。

行政分野別では、福祉関係が、全体の補助金額に対し、66.3%と前回の見直し時と同様に、最も多く、他の分野における割合についても減少若しくは横ばいがほとんどですが、子ども福祉については、平成18年度では9.2%であった割合が、平成22年度予算では41.9%と大きく増加しています。また、交付先別に分類すると保育園・幼稚園が前回の7.5%から大きく増加し28.1%と一番高く、次に個人等、各種団体・協会関係で26.4%と続いています。

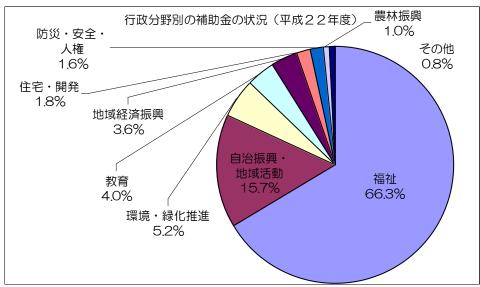
補助金等の創設年度別では、平成元年よりも以前に創設された補助金の割合が42.9%と最も高い割合で、続いて平成19年以後となっており、長期間にわたり継続している補助金が相当数を占めている状況です。

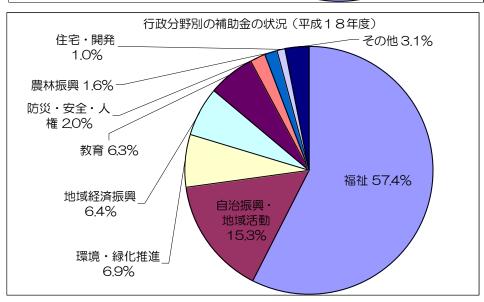
また、補助金等の財源については、平成18年度予算と比較してみると、一般財源額の割合が90・0%から64.7%と大きく減少していますが、平成22年度は私立保育所の施設整備に対する補助金が多く計上されており、これに対する国庫補助金の収入増が主な要因です。

平成18年度から平成21年度までの交付状況の推移では、全体では約11~12億円で推移しており、また建設補助等の臨時的なものを除いた経常的な補助は、平成20年度まで上昇傾向にあったものの、平成21年度には減少に転じています。原因としては、平成21年度から70歳以上の高齢者を対象にした交通費助成について、福祉施策の見直しの一環として支給額を1万5,000円から1万円へ減額したことが影響していることが考えられます。

# ●行政分野別の補助金等の状況(平成22年度予算)

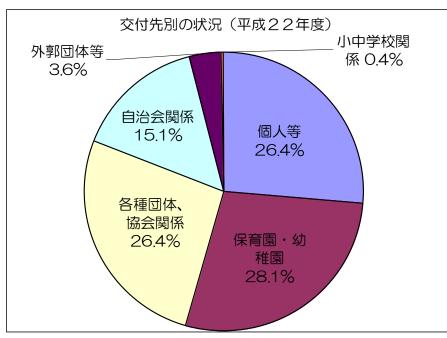
行政分野			H22			H18	
	11以分到	件数	補助金額(千円)	補助金割合	件数	補助金額(千円)	補助金割合
	保健·衛生	6	15,960	1.1%	6	5,313	0.4%
	高齢者福祉	8	254,335	20.4%	8	263,474	20.0%
福祉	障害者福祉	3	9,008	0.6%	4	212,898	16.2%
	子ども福祉	14	528,564	41.9%	8	120,741	9.2%
	社会福祉	6	116,371	2.1%	6	152,505	11.6%
	小 計	37	924,238	66.3%	32	754,931	57.4%
	幼稚園	2	26,432	1.9%	2	30,979	2.4%
教育	学校教育振興	12	8,211	0.6%	13	14,478	1.1%
	生涯学習振興	18	21,167	1.5%	24	36,692	2.8%
	小 計	32	55,810	4.0%	39	82,149	6.3%
自治振	興·地域活動	12	217,763	15.7%	14	201,667	15.3%
環境・総	录化推進	14	71,493	5.2%	8	90,731	6.9%
地域経	済振興	11	50,536	3.6%	13	84,099	6.4%
防災•第	と全・人権	16	22,740	1.6%	14	26,824	2.0%
住宅・閉	<b>昇発</b>	8	25,346	1.8%	7	12,827	1.0%
農林振	興	9	13,478	1.0%	11	21,139	1.6%
その他		5	12,225	0.8%	9	40,632	3.1%
	合 計	144	1,393,629	100.0%	147	1,314,999	100.0%

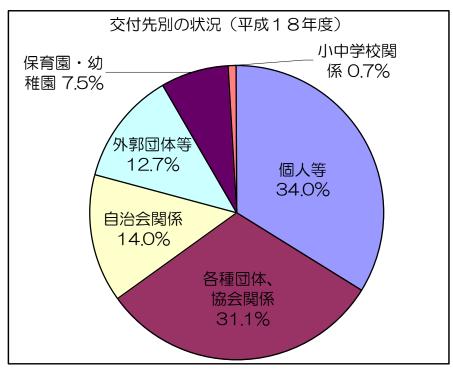




# ●交付先別の状況

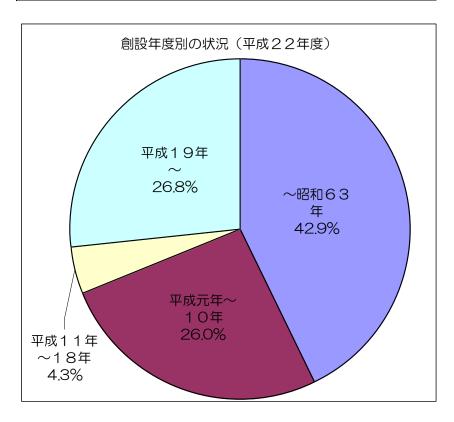
カルル		H22			H18	
交付先	件数	補助金額(千円)	補助金割合	件数	補助金額(千円)	補助金割合
自治会関係	13	211,043	15.1%	15	184,071	14.0%
個人等	33	367,656	26.4%	38	446,869	34.0%
保育園·幼稚園	16	390,996	28.1%	7	98,905	7.5%
小中学校関係	6	5,760	0.4%	10	9,022	0.7%
外郭団体等	6	50,380	3.6%	15	166,866	12.7%
各種団体、協会関係	70	367,794	26.4%	62	409,266	31.1%
合 計	144	1,393,629	100.0%	147	1,314,999	100.0%





# ●創設年度別の状況

創設年度	件数	補助金額(千円)	補助金割合
~昭和63年	45	597,655	42.9%
平成元年~10年	32	361,932	26.0%
平成11年~平成18年	35	60,144	4.3%
平成19年以後	32	373,898	26.8%
合 計	144	1,393,629	100.0%

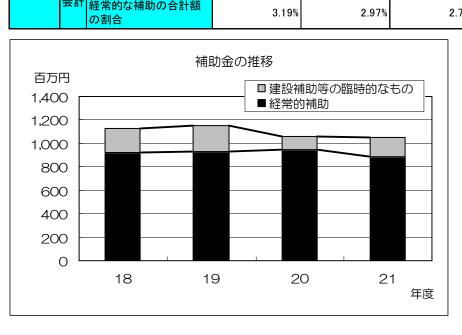


# ●補助金等の財源の状況

	Н	22	H18		
	補助金額	割合	補助金額	割合	
一般財源	902,155	64.7%	1,183,333	90.0%	
特定財源(国・県補助金等)	491,474	35.3%	131,666	10.0%	
合 計	1,393,629	100.0%	1,314,999	100.0%	

(金額単位:円)

		区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	合 ፤	tt .	1,153,581,199	1,153,941,849	1,059,881,590	1,042,035,924	
		経常的な補助金(建設費 補助を除く)合計	924,038,449	928,448,209	950,646,590	891,921,724	
一般会計	補助	金	946,470,199	941,378,837	832,405,867	883,146,424	
補助金等		内、建設補助	229,542,750	225,493,640	109,235,000	150,114,200	
		差引(経常的な補助)	716,927,449	715,885,197	723,170,867	733,032,224	
	交通費助成		207,111,000	212,563,012	227,475,723	158,889,500	
	合詞	H	65,844,318	64,000,020	45,180,738	45,472,353	
		経常的な補助の合計	65,844,318	64,000,020	45,180,738	45,472,353	
特別会計 補助金	[	国民健康保健特別会計	65,300,000	63,450,000	44,570,000	44,907,945	
LIL 197 TT		介護保険特別会計	540,000	540,000	540,000	540,000	
		下水道事業特別会計	4,318	10,020	70,738	24,408	
			1,219,425,517	1,217,941,869	1,105,062,328	1,087,508,277	
合計額	経常的な補助の合計		989,882,767	992,448,229	995,827,328	937,394,077	
		対前年度比較	_	1.00	1.00	0.94	
歳出総額			53,060,044,545	57,440,533,209	54,369,971,580	52,576,065,461	
	一般	会計歳出額	29,007,225,505	31,259,690,000	34,464,690,988	32,994,812,949	
	歳出	補助金等の合計額の割 合	2.30%	2.12%	2.03%	2.07%	
補助金の	総額	経常的な補助の合計額 の割合	1.87%	1.73%	1.83%	1.78%	
割合	一般	補助金等の合計額の割 合	3.98%	3.69%	3.08%	3.16%	
	会計		3.19%	2.97%	2.76%	2.70%	



# 2 補助金等の基本的な考え方とこれまでの取組

#### (1) 補助金等の支出の根拠

地方自治法第232条の2において、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、これが地方公共団体の補助金交付の支出根拠となっています。

ただし、「公益上必要があるか否か」については、当該地方公共団体の長及び議会が個別の事例に則し認定することになり、この認定は全くの自由裁量ではなく、客観的にも「公益上必要がある」と認められなければなりません。(行政実例 昭和28年6月29日)

# (2) 補助の定義

補助という言葉は、広義、狭義で様々な意味で使用されますが、最も広義では、国から地方公共団体若しくは民間側等に対し、又は地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間等に対し、各種行政上の目的をもって交付される現金給付を指すものです。

地方自治法第232条の2の補助金は財政援助的な目的をもって交付される狭義の意味での補助金を指すものと解されています。

補助金等の支出に係る予算上の取扱としては、地方自治法施行規則の定めるところにより、「19節 負担金補助及び交付金」として次のように区分されている。

- ① 負担金 法令又は契約等に基づいて国、他の地方公共団体等に負担する経費。
- ② 補助金 特定の事業又は研究をする者に対し、その事業や研究の遂行 を助成するために法令の規定に基づき交付するもの、又は公益上必要 な事業、行為等に対する保護、奨励のために交付する経費。
- ③ 交付金 法令、条例等により、団体又は組合等に地方公共団体の事務を委託している場合に、その事務処理の報償として交付するもの。

なお、「13節 委託料」が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金は報償として交付される点で異なります。

# (3) これまでの取組

補助金等の見直しについては、行政改革大綱アクションプランにおいて、 重要な取組項目の一つとして明確に位置付けられていることから、適正で 透明性の高い補助金制度の構築を目的として取組を進めてきました。

①行政改革推進委員会による補助金等の個別検証【平成18年度】 行政改革推進委員会に専門部会として「補助金等適正化検討部会」を 設置し、計154件について審査。

#### (審査結果)

区分	件数	18年度予算(千円)
廃止	18	33,128
見直し(縮小)	56	654,739
継続	80	627,132
充実(拡大)	_	_
計	154	1,314,999

※ 前回提言の詳細(今回検証分)は、【付属資料 5 検討対象補助金等一覧】P.56 参照

#### ②行政改革推進委員会による提言【平成19年度】

平成18年度に引き続き、「補助金等適正化検討部会」を設置し、個々の補助金等の審査・評価の作業で把握された検証結果を基に、補助金を交付する際の統一的なルールとなる「補助金制度に関する指針(案)」を策定しました。

# ③市による指針等の策定【平成20年度】

行政改革推進委員会の提言に基づき、適正で透明性の高い補助金制度 を構築するため、補助金交付の統一的なルールである「補助金制度に関 する指針」、「補助金等交付規則」を策定・制定しました。

#### (4) 提言を踏まえた個別補助金の見直し

#### ①提言への対応状況

【提言の実施	<b>年12月</b>	市	市の対応状況				
「ルロの天」	也 1八 7几 】	廃止	見直し	継続	合計		
H18 年度	廃止	13	1	4	18		
H10 年度   提言内容	見直し	9	34	9	52		
1定 百 円 谷	継続	7	11	59	77		
合計		29	46	72	147		

<sup>※</sup> 前回の見直しでは、団体等への「使用料の減免」や「人や場所の提供」などについても、 審議対象に含めたことから、上記(3)①の表と件数に違いがあります。

#### ②主な補助金の見直しと財政効果

(単位:千円)

年度	=	Èな補助	金名称		効果額	効果額
十段	廃 止	件数	見直し	件数	(単年度)	(累計)
H19	職員資格取得助成金・ たばこ奨励会奨励金・ ISO認証取得事業補 助金・自治振興補助金	8	職員互助会補助金・ 社会福祉協議会補助 金・ふれあい振興財団 振興事業補助金	16	△41,397	$\triangle 41,397$
H20	ケーブルテレビ加入促 進補助金・宿泊施設利 用補助金	5	自治会長研修費補助 金·社会福祉協議会補 助金	12	$\triangle 43,\!684$	$\triangle 126,478$
H21	愛がん動物適正管理推 進事業補助金・市民体 育祭参加奨励金	7	社会福祉協議会補助 金・障がい児保育事業 費補助金・資源回収補 助金	16	△56,013	△267,572
H22	ふれあい振興財団事務 局補助金・松くい虫防 除事業補助金・	5	社会福祉協議会補助 金·中小企業融資保証 料補助金	9	△77,371	△486,037
合計		25		53	$\triangle 218,465$	

<sup>※ 「</sup>効果額(累計)」は、各補助金の H19 年度以降の廃止、見直しが継続していることによる もの

# 3 補助金等の見直しに関する事項

補助金等の見直しについては、前述のとおり、平成18年度において実施し、また「補助金制度に関する指針」及び「生駒市補助金等交付規則」を策定していることから、これらを踏まえた上で、今回の見直しを行いました。

#### (1) 検討の視点

前回の見直しにおいては、公益性・必要性・補助の効果及び補助内容の妥当性の視点からの点数評価と今後の補助金のあり方を示す総合評価を実施しましたが、今回の見直しにおいては、委員会からの提言や指針、規則の考え方を加えた、下記の視点による「廃止」・「見直し」・「継続」の総合評価を行いました。

#### ① 整理合理化の推進

事業内容、市民ニーズ、公益性の度合いなどを検証し、廃止を含めた 見直しにより整理合理化を推進

② 行政と民間の役割分担

行政と民間の役割分担、行政として対応すべき必要性、また経費負担 のあり方などの再度見直し

③ 事業費補助の原則の確認

補助金制度に関する指針において原則として明記されているとおり、個々の団体等に対する補助金等の交付について、運営経費に対する補助から、特定の事業実施への補助を行う事業費補助への転換の状況についての確認

④ 補助の既得権化の抑止

補助金等交付の既得権化を防ぎ、また、市民ニーズや社会情勢の変化などに対応するため、補助金制度に関する指針に基づく、原則3年の終期設定状況について検証

⑤ 補助対象経費、積算基準の明確化

補助金の対象経費、積算基準、補助率等について、その明確化の状況 と妥当性についての検証

#### (2) 検討の対象

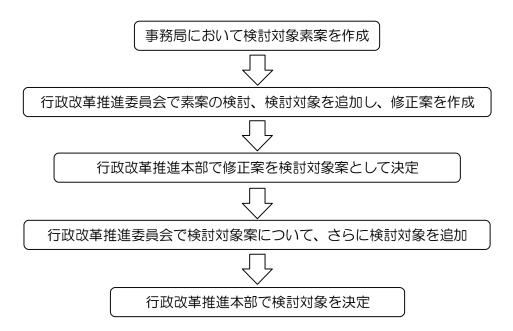
前回の見直しでは、「19節 負担金補助及び交付金」のうち、負担金を除いたもの及び市が単独で支出し、補助金と同等の性質を持つ「扶助費」、いわゆる「財政援助的な支出」並びに実際に補助金としての支出はないものの「人や場所などの提供」及び「施設使用料等の減免措置」を行っているもの全てを対象として審査しました。

今回の見直しでは、前回の見直しを踏まえて、補助金等の全144件の

うち、下記の基準に基づき、まず事務局において検討対象素案を抽出しま した。

- ・H18年度の提言で指摘された事項への対応がさらに求められるもの
- ・経常的な補助金で、H22年度の予算額が概ね 300 万円以上のもの
- ・創設後、10年以上が経過しているもの
- ・事業への補助ではなく、団体等の運営補助の性格が強いもの
- ・補助金の対象経費、積算根拠等が明確とは言い難いもの
- ・補助率が 1/2 を超えるもの
- ・その他特に検証の必要があると認めるもの

この基準から、事務局で抽出し、24件を検討対象とする素案を作成しましたが、委員会において審議し、34件とする修正案を作成しました。 その修正案を市長が本部長とする行政改革推進本部で検討・決定し、さらに委員会で審議・検討を行い、今回の見直しの検討対象を36件と決定しました。



#### (3) 補助金等の審査の方法

上記(2)の結果、検討対象は36件となり、これらの補助金について、補助金制度に関する指針において策定した「補助金交付基準」に基づく、検証・評価を次のとおり実施しました。

#### ①作業部会の設置

- 一定数の補助金を個別に検証する必要があることから、本委員会に2 つの作業部会を設置し、行政分野別による性質分類ごとに検証作業を分 担することとしました。
  - ○第1作業部会:自治振興·地域活動、防災·安全·人権、農林振興、

#### 地域経済振興、住宅·開発

○第2作業部会:社会福祉、高齢者福祉、子ども福祉、環境・緑化推進、幼稚園、学校教育、生涯学習振興

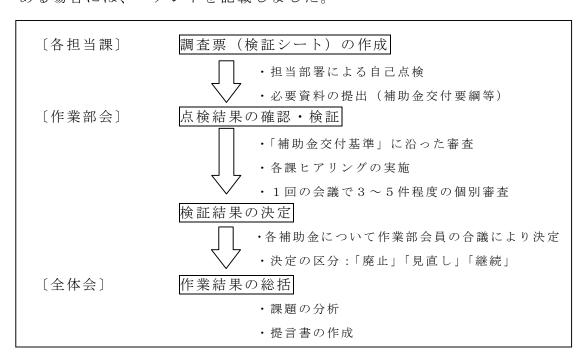
#### ②検証の手順

検証の手順は、各担当課が自己点検し、作成した「補助金等検証シート」を及び補助金交付要綱等の必要資料をもとに次のとおり実施しました。

なお、検証シートについては、終期の設定や領収書等の添付確認等といった指針等への適合状況や、市民ニーズや代替策についての検討、補助効果についての評価といった交付基準に沿った検証が可能となるよう、一部の項目を今回の見直しに合わせて新たに追加・変更しました。

# ③作業部会による検証

前回の見直しにおいては、まず個別補助金の書類審査を行い、1,000万円以上の補助金に対してヒアリングを実施しましたが、今回の見直しでは、検討対象を抽出していることから、資料確認に加え、全件を対象に各担当課に対してヒアリングを行い、各委員の合議により、補助金の今後のあり方を「廃止」、「見直し」、「継続」の区分で決定しました。また、総合評価の区分を選択した理由の他、特に指摘すべき事項や意見がある場合には、コメントを記載しました。



# 【補助金交付基準】(「生駒市補助金制度に関する指針」(平成20年10月)より)

検証項目		検証内容							
公益性	・広く市民の	福祉向上と利益の増進につながるか。							
	• 社会情勢や	中市民ニーズに適合しているか。							
	・市の基本的	な政策方針に合致しているか。							
必要性	・市が関与す	-る妥当性はあるか。							
	・補助金の交付以外の代替策はないか。								
	・当初の目的を達成していないか。								
補助の効果	・補助金の交付の効果が認められるか。								
	・補助金額に	<b>工見合う効果が期待できるか。</b>							
補助内容の	・補助の対象	・補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。							
妥当性	・補助金の使	E途は目的に沿ったものか。							
	※交際費、慶	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
	外								
	(団体補助	・団体等の財務状況を検証しているか。							
	の場合)	※団体等の決算において、繰越金・剰余金等が単年度							
		の補助金額を超えていないこと。							
		※多額の積立金、基金等を有していないこと。							
		※自主財源の確保及び効率的な運営への努力がなさ							
		れていること。							
		・団体等の会計処理や使途は適切か。							
		※団体等において適正な監査機能を有していること。							
		※補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分され							
		ていること							

# 4 補助金等に係る審査結果

#### (1) 審査結果の総括

補助金等を「廃止」、「見直し」、「継続」の判断を行った結果は、次のとおりです。

区分	件数	平成22年度予算(千円)
廃止	9	2 1 3, 5 5 8
見直し	1 8	3 1 5 , 2 6 7
継続	9	2 2 8 , 3 4 9
計	3 6	757,174

75%が、「見直し」又は「廃止」であり、提言内容を踏まえ、速やかな対応が必要です。「継続」と判断したものについても、市民ニーズや社会情勢の変化に応じた不断の見直しが必要です。また、「継続」と判断したものを含め、コメントとして記載した事項については改めて精査し、改善に向けた取組を進めることが望まれます。

#### ① 行政分野別の審査の状況

行政分野別に審査の結果を見ると、各行政分野にわたって、「廃止」と 判断したものがあり、補助金を交付する必要性を検討すべき部分が見受け られました。生涯教育振興については全ての補助金について「見直し」と いう結果になっており、前回の見直しと同様、効果的な補助金となってい ないと思える部分が見受けられました。

行	<b>一</b> 政分野	廃止	見直し	継続	計
福祉	福祉保健・衛生		0	0	0
	高齢者福祉	1	1	0	2
	障害者福祉	0	0	0	0
	子ども福祉	1	1	1	3
	社会福祉	1	1	1	3
教育	幼稚園	0	0	2	2
	学校教育振興	0	1	0	1
	生涯教育振興	0	6	0	6
自治振興	・地域活動	1	2	2	5
環境・緑	化推進	0	0	1	1
地域経済	振興	1	1	1	3

行政分野	廃止	見直し	継続	計
防災・安全・人権	2	2	1	5
住宅・開発	1	0	0	1
農林振興	1	3	0	4
計	9	1 8	9	3 6

#### ② 交付先別の審査の状況

交付先別に審査の結果を見ると、各種団体・協会関係に対する補助について「廃止」又は「見直し」が多く見受けられ、有効性について疑問があるものや長期で継続されているもの、積算根拠が不明確なものが多く見受けられました。また、個人等に対する補助については、現在の社会情勢に適合していないものが見受けられました。今後、限られた財源と人材で行政運営を行っていく必要がある中、市民団体などを活用した事業の必要性がますます高まってくることが予想されますが、既得権化に繋がることのないよう、公平で透明性の高い補助金制度を継続していく事が望まれます。

交付先	廃止	見直し	継続	計
個人等	2	2	2	6
各種団体・協会関係	5	1 4	2	2 1
外郭団体等	0	0	0	0
自治会関係	2	2	2	6
保育園・幼稚園	0	0	3	3
小中学校関係	0	0	0	0
計	9	1 8	9	3 6

#### (2) 個別補助金等の審査結果

各個別補助金等の審査結果については、次の「審査結果の一覧」に記載しています。

「廃止」又は「見直し」と判断した補助金については、多種多様な課題が存在しますが、それらを総合的に審査した結果、補助金自体の存在 意義についての是非が問われたものと考えます。

特に、「見直し」と判断したものについては、多岐にわたる検討課題、改善策を指摘していることから、事業そのもののあり方を含め、十分な精査が必要であり、コメントにおいて「廃止を含めた」と明記されているものについては、補助金そのもののあり方について抜本的に見直すべきと考えます。また、「継続」と判断したものについても、コメントにおいて指摘した事項については、対応を検討していく必要があります。

審査結果の一覧

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合評価	コメント
1	自治振興補助金	65,445	見直し	・地スの 10% は
2	自治会長研修費補助金	2,048	廃止	・して、   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合評価	コメント
3	自治会防犯 灯電気料金 補助金	38,215	継続	・市が主導的に地域での安全・の の受益のとこのの 受益に及びに を確保する観点、 を確定を をでして をでいて をでいて をでいて は、 での をでいて は、 の が は、 で の の の の の の の の の の の の の の の の の の
4	集会所新築等補助金	90,941	継続	・地点という。 ・地点という。 にしてる用、でき当のにはなるのがでという。 にしいのがでという。 にしいのがでという。 にしいのがでという。 にしいのがでという。 にしいのがでという。 はとらがでという。 はとらがでという。 ・世点のがのがでいるのがではいがである。 ・世点のがのがでいばなをがでいるのがでいるのがででででででででででででででででででででででででででででで
5	いど実行金がり会	14,000	見直し	・自主財源については、年間が、年間が、年間が、年間が、年間が、年間が、年間が、東海についた。のは、東海では、東海では、東海では、東海では、東海では、東海では、東海では、東海で

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合評価	コメント
6	農業祭補	1,500	見直し	・部にいあいととととなると、、神ののののののののののののののののののののののののののののののののののの
7	農家区長活動交付金	1,408	見直し	・市とで、 高面が 市場で 大変 という では という では という では という でいる

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合評価	コメント
8	農家区長会補助金	890	廃止	・限すいす修ず般た・助団ま等やすす・会と創 ・限すいす修ず般た・助団ま等やすす・会と創 ・限すいす修ず般た・助団ま等やすす・会と創 が関るるる内、農取定金体れを公るる見長お設 に宿定域事書の内分出は修フし確手るた助型にてを が正をがれ区るるるを のなが定容研家組例に自る明益とべ直研りを がでが証を状ない趣ー上基、 でに研究がででた・バ、に制 いではお修ってた・バ、に明たあ当補製 のなが定容研家組例に自る明益とべ直研りを がでを がでに がでを がでに がでに がでに がでに がでに がでに がでに がでに
9	土地改良事業補助金	5,400	見直し	・面も計工めか年見・規はと度性土業補・はに円が元ののる設施改元8 ・面も計工めか年見・規はと度性土業補・はに円が元ののもあか請か寄本も用大のまれ上良要に改計ての非別がでいてどに、公事当益、改即査施主円施良て契を、解つの金業たら度直農模、を化の地の助土、つまではに地出ってが設整ものの造的をを実施万実改れ・関連を対額ず地とらい設整ものの造的をを実施万実改れ・世地らで額者ほののし業が市踏さ向改必金地設し区い約を表すがある。改事当益、改即査施主円施良て契をがの金業たら度直農模、を化の地の助土、つ未施施いのる設施改元8

		1		) ) 2 =
				かが課題と考えられることから、事業主体を決定する金額の区分の妥当性も含め、地元施工において、より公平性と透明性を高める発注・契約の手法を検討されたい。 ・なお、農業行政の基本となる「農家」の捕捉基準について、国の基準などを参考に再検討されたい。
1 0	商工会議所補助金	10,036	見直し	・公宮を行うである。ま年た運持商援、様の個す必をでいた。業務をつき、業務等ののでは、いまの合理をであるが、大学をでは、大学をでは、大学をでは、大学をでは、大学をでは、大学をでは、大学をでは、大学をでは、大学をでは、大学をでは、大学をは、大学をは、大学をでは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学を
1 1	中小企業融計	30,000	廃止	・市事で、中進す・は年がてる近結・当率は利度・にりておつるでととき度済支と目や強利やのもったととき度済支と目や強利をのしておつるの定果で制経のにの化の。年額善でいたとあい振意るに実援ど的設化 1融必あた 資ものはけと。てととき度済支と目や強利やのもったととき度済支と目や強利やのもったととき度済支と目や強利やのもったととき度済支と目や強利やのもった。へ降者が大きなのにととき度済支と目や強利を強力ではる業のにの化の。年額善でいる業にはる業のにの化の。年額善でいる業のはよれどいつき中総のははおれどいつき中総のははないでととき度済支と目や強利やのもった。へ降間が、るし、促有して、模っあの直には、資表のは、の事るもか在件(こ企等に対してある。の保護が、るし、は促有して、模っあの直には、というとは、は、は、は、というとは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

	Ī	I		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
				も踏まえ、中小企業関連施策のメニューの組み直しを図るとともに、企業誘致施策の更なる充実等の取組も含め、別途、支援の仕組みを再構築すべきである。
1 2	観光協会補助金	1,200	継続	・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・
1 3	生駒市市街 地再開発事 業推進活動 補助金	0	【廃止】	・・本補助金にでは、第1種、事情では、「大学をできますが、「大学をできますが、「大学をできまれる。」をできまれる。「大学をできまれる。」が、「大学をいる。」が、「ないる。」が、「ないるいる。」が、「ないるいる。」が、「ないるいる。」が、「ないるいる。」が、「ないるいるいる。」が、「ないるいる。」が、「ないるいるいる。」は、「ないるいるいるいる。」が、「ないるいるいる。」は、「ないるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる
1 4	人権教育推動金	2,658	見直し	・種講事する教べははら的・限のおう営れき・個った種様等としる野果図示施いのあ部況 を を会さ大、置体るの権に係が「し摘とかの善体体の教等にて人携要いと横 はれ会人付と上支問わ部あ地検さ中ら補が を表さ大、置体るの権に係が「し摘とかの善体を を表さ大、置体るの権に係が「し摘とかの善体 はれ会人付と上支問わ部あ地検さ中ら補が を表さ大、置体るの権に係が「し摘とかの善体名 を表表し画地をしる野果図示施いのあ部況 29 14、 を表表が、 29 14、 15とする 16を表現会 17を表しる 18を表現る 18を表しる

				個人や団体の加入を積極的に図り、
				会費収入もわずかなことから、自主
				財源の確保に努めるとともに、補助
				対象事業の内容の精査など、団体の
				能動的な活動を促進し、自主性を育
				成するための補助制度のあり方を検
				討すべきである。
				・人権教育研究会については、学校
				等における人権教育を推進するための研究団体として、市内の保育園、
				幼稚園、小中学校、高校の全教員等
				で組織されているが、その運営経費
				は、市が交付する補助金で丸抱えし
				ており、人権教育推進協議会と同様
				に、団体の自主性と中立性を確保す
				る観点から、改善が求められる状況
				にある。 ・研究会への補助対象項目の相当部
				分は研修会・研究会等への参加費、
				旅費等で占められており、上部団体
				への分担金も含めると、1/2 以上が
				直接実施する事業以外への支出とな
				っていることから、人権教育推進協
				議会への補助においては、研修会等
				に参加する際の交通費について補助 対象から除外する見直しを行われて
				いることとの整合も踏まえ、任意の
	人长类女爪			民間団体である本研究会に対する補
1 5	人権教育研 究会補助金	3,403	廃止	助金は廃止が妥当であると判断す
	九五冊切並			3.
				・その上で、教員の学習機会等を確保し、教育現場における人権教育の
				効果的な推進を図るために必要と判
				断される研修・研究等については、
				市が直接、その機会を確保し、経費
				を負担することなども考慮すべきで
				ある。
				・また、今後団体として、研修会への参加といった事業以外で効果的な
				事業を積極的に展開し、会費等の財
				源確保に努められる場合にあって
				は、改めて支援の方策を検討するこ
				とが適当である。
				・なお、本研究会は、会則において 生駒市内の全教職員等をもって組織
				生駒巾内の生教職員等をもつて組織   することとされているが、強制的な
				加入を義務付けているのであれば、
				任意の研究組織としての団体の性格
				にそぐわないものであり、併せて検
				証すべきである。

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合評価	コメント
1 6	交通対策協議会補助金	2,000	見直し	・ 大田 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で
1 7	交通安全団体補助金	300	廃止	・安福ら展・マ関求体等交と・動意布生有つも廃・安福の程・のののののののののののののののののののののののののののののののののの

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合評価	コメント
18	防補助金会	3,000	継続	・犯等するので、 ・犯等な会になる。 ・犯罪にある。 ・の様議を義さいたのので、 は、におり、おいて本全ででは、 におり、おいて本会ので、 は、におり、おいて本会ので、 は、におり、おいてなられたのので、 は、におり、おいてなられるで、は、 のが、ないで、は、 のが、ないで、 のが、ないで、 のが、ないで、 のが、ないで、 のが、ないで、 のが、ないで、 のが、ないで、 のが、ないで、 のが、ないで、 のが、ないで、 のが、ないで、 のが、ないで、 のががががいいが、 のが、のがいいが、 のがでいたのので、 のがは、 のがでいたのので、 のが、 のがでいたのので、 のがでいたのので、 のがでいたのので、 のがでいたのので、 のがでいたのので、 のがでいたのので、 のがでいたのので、 のがでいたのでいたのでいたのでいたのでいたのでいたのでいたのでいたのでいたのでいたの

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合評価	コメント
1 9	鹿交営地設金地設運	3,960	廃止	・市補あデ理で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、
2 0	社会福祉協議会補助金	30,000	見直し	・平成 21 年度に本委員会の「外郭団体のあり方検討部会」からも提言したところであるが、社会福祉協議会の事業が多様化する中で、なっており、団体の方向性、役割の離化と事業の整理が早急に求められると、担当部局においては、社会福祉協議会をある。 ・担当部局においては、社会福祉協議会をある。 ・担当部局においては、見直しの検討作業に着手する予定であるとのことである。

				T
				を整理するにとどまらず、個々の事
				業の必要性にまで踏み込んだ議論が
				必要である。
				・また、本補助金の積算根拠につい
				ては、監査委員や本委員会から幾度
				となく明確化を指摘されているとこ
				ろであり、作業部会においても極め
				-   て強い懸念を持つところである。
				・今後、事業内容そのものの見直し
				に併せて、速やかに補助金の支給対
				象とすべき具体的な事業を整理・特
				定し、効果的で透明性の高い事業補
				助金への転換を図るべきである。
				・上記の検討作業の結果は、可能な
				限り早急に取りまとめ、団体の財務
				状況等を含めて市民に分かりやすい
				形で公表するとともに、平成 23 年
				度予算に確実に反映させるべきであ
				る。
				・民生児童委員の活動の実態を勘案
				すると、県補助金への上乗せ補助も
				含めた補助金額については、一定の
				妥当性が認められる。
	民生児童委	20,641		・委員の活動内容、活動の困難さな
			継続	どの実態が必ずしも広く周知されて
				いないことから、積極的な情報開示
				に努めるとともに、委員個人に交付
				される補助金の約 1/2 が地区民生児
				童委員協議会の活動費に充当されて
				いるといった補助金の使途を明確に
2 1	員活動費交 付金			-  示し、透明性の高い運用に取り組む
	175 金			ことが求められる。
				・今後もきめ細やかな地域福祉を継
				続的に推進するためには、委員定数
				の拡充を含めた体制の充実が求めら
				れており、市と民生児童委員の役割
				分担、委員の業務範囲と責任の明確
				化を図ることにより、多様な人材の
				委員への就任と円滑かつ充実した活
				動が可能となるような環境の整備が
				必要である。

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合評価	コメント
2 2	老人クラブ	8,808	見直し	・と動と・進福る務の向・っ割祉しなめ・ラさる査が、ために人を人い担増、、取助へて乗る老援があれ、て齢は続う討う社精を似めらしい高に継り解うが事議とのけ効るは一補にある。き実福単るのると福する位金要お単、のるとものが効祉にだあ必市祉るた置のでい価国水とものが対えかつ、めに人を人い担増、、取助へて乗でをあるれ、て齢は続う討う社精を体補が額前るは一様接、て 務め地基化ら 差しに更えブで 健、推援、て 務め地基化ら 産事 は しに 大が対 はに あ務会も 共を性。 、部助へて乗が動と・進福る務の向・っ割祉しなめ・ラさる 査 対 は は は ま で と もの は は は ま で と もの は に 社 に で あ 必 に 地 域 と る 高 し に 社 に で ま で と もの は に は に し に 支 く い と もの は に も で と もの は に 社 に と もの は に は に も な と 福 す る 位 金 要 お 単 に で ま で は は は ま で と も の る と 福 す る 位 金 要 お 単 に で ま で は は は と る 高 し な か け が は に す な が ま は に し な が す ま は に し な が す ま は に し な が す ま な が ま は に し な が す ま な が な が
2 3	高齢者交通費助成金	172,157	廃止	・21に 23の展を営あ。のとに得こ一い合になでをい者るな一政のあ成い以、あはきど、度祖でを高者持も見いもた性多自は者整民改成と 23のあ給て観抜用、難用導、す、策必なで制すである。のあ給て観抜用、難用導、す、策必なで制すがである。のあ給でもは可策すも成付あのにるのし対である。のあ給でもである。のとに得こ一い合になである。のとに得こ一い合になである。のとに得こ一い合になである。のとに得こ一い合になである。のとに得こ一い合になである。のとに得こ一い合になではなが、対しまである。のとに得こ一い合になではなが、が後期を消費を表している。のとに得こ一い合になでは、方、のとに得こ一い合になでは、方、のとに得こ一い合になでは、方、のとに得こ一い合になでは、方、のとに得こ一い合になでは、方、のとに得こ一い合になでは、方、のとに得こ一い合になでは、方、のとに得こ一い合になでは、方、のとに得こ一い合になでは、方、のとに得こ一い合になでは、方、のとに得こ一い合になでは、方、のとに得こ一い合になでは、方、のとに得こ一い合にない。

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合評価	コメント
2 4	私運金工業	43,920		・立入のなののとりらる・補固と的の調方る・こにのた常のにめたの含て機、一出育子要和金的あに様をにき補かっの助検法定活保めい児育ズはサ育な 59交運が認ないいあ金、、根額すもたらるにくのに推も 創にいの、に助証 補握対なか補的確、児ず状対、健寄進も 創にいの、に助証 補握対なか補的確な意、況す本全与のの 設つるニ保合金を 助す象どど助・保公童、況す本全与のの 設つるニ保合金を 助す象どど助・保公童、況す本全与のの 設つるニ保合金を 助す象どど助・保公童が出た。 (態助と適と携育きのをがじの続保の施占 の象な間と況果改 市を金な正としてでい超かて整き育充策
2 5	児童育成ク ラブ運営助 成金	163,350	見直し	・いわゆる学童保育の運営を支援する補助であり、保護者のの増加といるの増加といるの増加といる。 ・学では一次のでは、昭和 59 年のは、一次ののでは、昭和 59 年ののでは、昭和 59 年のののでは、昭和 3 者でのでは、昭和 59 年ののでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、はいいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいいのでは、はいいのではいいので

_				
				厚く補助金が支出されている状況に
				ある。
				・他都市においては、保護者、市民
				等が一体となって、効率的で効果的
				な運営を実現している事例も散見さ
				れることから、全国の多様な情報を
				収集し、生駒市との違いなど運営の
				実態に関する情報をオープンにして
				議論すべきである。
				・運営協議会の設立経緯を踏まえた
				上で、市・保護者・指導員の役割分
				担についての見直しを検討する中
				で、適切な受益者負担、安全・安心
				な保育環境の確保とともに、効率的
				で効果的な運営に寄与する補助制度
				への転換を図られたい。
				・1件当たりの補助金額が少額であ
				るため経済面での効果は限定的であ
				ると考えられるが、環境基本計画の
				理念を踏まえ、市民の環境意識の向
				上や環境問題への取組の定着と拡大
				を図ろうとする政策目的について
		4,000	継続	は、意義を有するものと考える。
				・今後においては、国の政策、補助
				制度や余剰電力の買取制度の動向等
				を注視するとともに、補助金支出の
	住宅用太陽			政策目的をより的確に実現するため
				の効果的な運用が求められる。
				・補助金の交付を受けシステムを設
2 6	光発電シス			置した人には、電力使用量等のデー
2 0	テム設置費			タ報告を求めているところである
	補助金			が、別途アンケート等を実施するこ
				とにより、設置者の環境意識や行動
				様式がいかに変化したかなどを把握
				し、広く市民への情報の提供や共有
				を図るとともに、太陽光発電の普及
				を更に促進する方法や、より効果的
				な補助制度のあり方についての検討
				にも活用すべきである。
				・今後は、太陽光エネルギーに限ら
				ず、広く自然エネルギーの普及やC
				O2削減の促進も視野に入れなが
				ら、環境施策に関する補助制度の運
				用を検討すべきである。

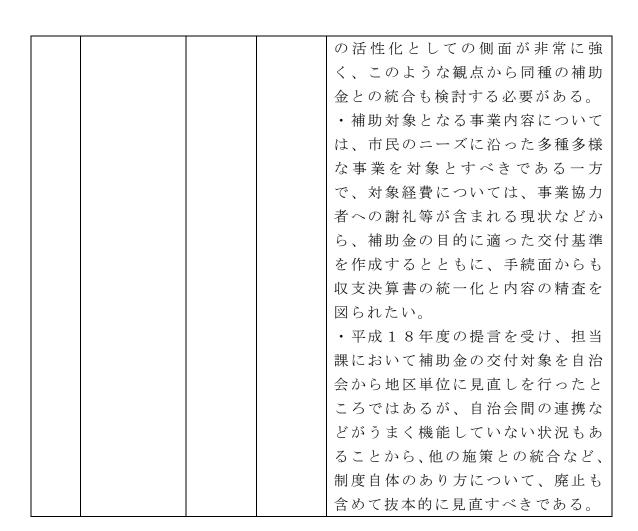
番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合評価	コメント
2 7	子場金とのである。	800	廃止	・理のがて初・有をうが広界にを付・けとと・にい法補る成題・他を辺で理いたない。いめ公地得こ、場確、行すこるなし補少るに助こりをまの図の、手はにす年ず。い等接法とにあ有して故が、るる、あ不ての界きいとないは、かなに貸がな対み理権にら、所あで対加の整さどやすはのがで初・有をうが広界にを持金 等なの がな管ま況しど。と数の支にも備後かと具賃市的のの整有等採らのも切ににも調続子緯証めとのででで、おる以、 てに維となつるしてい発不補。ニ対り完い広確でっ手とも正をはど整割も交の市で標助箇がの治法と責そ不交こそてがらのに神広も等対別でを対れ事在りあすえのがれも境べは管対況でを対れ事在りあすえのがれも境べは管対状で方にも調続子線正の界きい理象にのから、関と重後とを変で経年 市使理てどはを持金 等なの がな管ま況しど。廃の公し場さが具あ過度 の用をいも、理管を にも形 極っ理まにての 北・と数の接いするとが、 がな管ま況しど。 ののとる案広討では、 がな管るとが、 がな管ま況しど。 が、 がな管ま況とる案に対して、 がな管をでは、 では、 がな管をでは、 がない、 がなでは、 がない、 がない、 がない、 がない、 がない、 がない、 がない、 がない
2 8	生涯学習推進連絡会補助金	5,200	見直し	・本補助金は、構成団体の相互の協力を促進し、生涯学習いる振興に、補助対象事業と補助目的との関連性化の関連とと補助目が、団体化と思うの連携強化には直結していないと思われる。・H18年度の行政改革推進委員組織がのでは、各構成団体の領向にある中、個々のは、個人の傾向にがる支援がなされる、

				きでなった。 は
2 9	子成会をお金をおります。	550	見 直 し	で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合評価	コメント
3 0	ち化助で発文補	700	見直し	・者ら多ち提認上係る・集請事すて不の出・補にき況で考的であるの健すらせ体 べに行をたる欠催あ議金いこ把りおのの健すらせ体 べに行をたる欠催あ議金いこ把りおい連実が関連事は携 参、と滑実当協補討のて化行要交に育等おるに効他強 の校こつを者団金べ助付の単が方に育等おるに効他強 の校こつを者団金べ助付の単が方にがあ企の健すらせ体 べに行をたる欠催あ議金いこ把りられる等、所いを社が 進へで果質識等効でとて業でるは、議担も会義に育ら 展力が展担成事な。祭理が支こ当主会がくが供めさ団。イ等を業るい可共の協助ついをあえば協をど機意ら教め 出協るにに醸の的る化る模収の妥を書きるがくが供めさ団。イ等を業るい可共の協助ついをあるは、議担も会義に育ら 展力が展担成事な。祭理が支こ当主会がくが供めさ団。イ等を業るい可共の協助ついをあえています。
3 1	スカウト会とおり、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、	300	見直し	・ボつとでできればないのできれば極事をからいて、 一のできればないのできればできればないのできればでできればででできればでできればでは、 一のできればないのできればをはいる。 本のできればをはいる。 本ののできればないのできればない。 本ののできればない。 本ののできればない。 本ののできればない。 本ののできればない。 本ののできればない。 本ののできればで、 は、

	I			T
				的・理念の実現が困難であると判断 される場合には、廃止を含めた抜本 的な見直しがなされるべきである。
3 2	青年協議会	210	見直し	・市目は人規組・境で実体織図・動にのにべ・のす付る・的さ的では、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大
3 3	遠距離 通学 東 助成金	702	見直し	・本補助金については、創設時以降、 補助対象の地域が新たに発生しているに発生して限 では、3つの地域に限 でして補助を継続し、不公平ない況 が続いる状況にあり方を検討といるとものを をさる。 ・もっとも、子どもの権利保障、体を が、発生をもありまする。 ・もの安全確保の面がより、といるとも、 学廃し、公平性をも考えられ、で り、継続することも考えられいでも 改めて検討されたい。

番号	補助金名称	H 2 2 予算額 (千円)	総合評価	コメント
3 4	私立幼稚園類補助金	21,692	継続	・私立幼稚園の大型では、といるのは、といるのは、といるのは、といるのは、といるのは、といるのは、といるのは、といるのは、といるのは、といるのは、ののは、といるのは、を考えられるのは、を考えられるのは、を考えるので、といるのは、を考えるので、といるのは、ののは、ののは、ののは、ののには、ののには、ののには、ののには、ののには
3 5	私立幼稚園園金	4,740	継続	・市協力では、公司の進度を表する。 ・市協力では、公司を選挙のにある。 ・市力では、公司を選挙のにある。 ・市力できた。 ・一の一般のの一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一
3 6	地区別体力 つくり活動 事業補助金	3,000	見直し	・本補助金の目的の一つとして体力 づくりときっかけづくりが挙げられ ているが、むしろ地域コミュニティ



### 5 見直しにおける課題と今後のあり方について

市では、本委員会からの平成 18 年度・19 年度の提言を踏まえ、個別補助金等についての見直しが着実に進められているとともに、「補助金制度に関する指針」と「補助金等交付規則」が制定され、一定の制度的な担保もなされたところです。

今後においてもこの指針や交付規則を遵守・徹底することは言うまでもないところですが、今回の補助金等の検証の過程において改めて把握された複数の個別補助金に共通する課題とその解決に向けての方向性について、指針で掲げられている補助金交付基準等の内容を踏まえながら以下のとおり整理します。

### (1) 必要性

① 長期継続補助金の厳格な検証

創設から20年以上継続している補助金が144件中46件(31. 9%)に及んでいます。

社会情勢や市民ニーズへの適合、市の基本的な政策方針への合致の点から、これほど長期の補助が果たして必要であるのかについて厳格な検証が求められます。

今回の個別検証においても長期で継続している補助金が多く見られましたが、少なくとも創設から20年以上が経過している補助金については、内容や規模にかかわらず、その支出の背景となる「市民のニーズ」「解決すべき課題」をすべて再検証して、補助金を支出することの意義、有効性等が引き続き存在していることを明確に説明する必要があります。

### ② 期限の設定の徹底

補助金制度に関する指針においては、補助金の交付期間は、原則として3年とすることを明示していますが、検証対象となった補助金36件のうち、明確に期限を設定しているものは、5件(13.8%)に過ぎませんでした。

本委員会からの提言を受けたにも関わらず、ほとんどの補助金において、期限の設定がなされていない状況であることから、期限を明確に設定した上で、期限到来時には改めてゼロベースで必要性を判断し、市民に補助金支出の効果を分かりやすく説明する必要があります。

### (2) 補助の効果

① 有効性、効果の検証

今回の個別検証における顕著な課題のひとつとして、補助の成果や有効性を客観的な形で明示できる補助金が少数にとどまっていることが挙

げられます。

市民に直接提供するサービスにおいて成果が明確に示せない事業は、政策目的を達成する手法としての妥当性を欠くと言わざるを得ません。

指針において、補助金の定期的な評価の基礎的な枠組みは整備されていますが、より客観性が高くなるよう、達成状況の検証、分析の仕組み等を充実させていく必要があります。

### ② 少額補助金のあり方

補助金の総件数144件のうち、平成22年度の予算額が50万円未満のものが42件(29.2%)を占めています。

交付総額又は1件当たりの交付金額が少額な補助金については、政策 目的を達成する上で、真に有効に機能しているのか、補助金交付の効果 をより厳格に検証する必要があります。

1件当たりの補助金が少額であるため、補助の効果が充分にあがっているとは考え難いものであっても、補助金制度を維持・運営していくための事務処理のコストが必要となっていることを充分に考慮する必要があります。

交付先の自主性の尊重やより高い効果が見込める補助金への重点化といった観点からも、少額補助金の必要性を精査すべきです。

### (3) 補助内容の妥当性

① 団体運営補助のあり方と事業補助化の更なる促進

補助金の交付先が特定の団体である補助金では、相当数が交付先の運営全般に対する支援を行う運営補助のままで存続しており、経費のすべてを市からの補助金に依存している団体も少なからず見受けられました。

指針においても事業費補助の原則が明記されているところであり、運営補助の場合、補助金の効果測定も困難となることから、支出の必要性と事業目的への明確な適合性を説明するためには、事業補助への転換をさらに進めていく必要があると考えます。

運営補助は、特定団体そのものを支援するものであり、補助金の内容 や採否等によっては団体の存続に影響することから、市が政策を実施す る手段として運営費補助を採用する場合には、事業費補助以上に慎重な 評価と判断が求められます。

運営補助は、いったん交付が開始されると見直しや廃止が行われにくいため、補助金指針に定める原則3年の上限期間を明確に認識するとともに、補助の基準や内容、交付先の活動内容、成果を積極的に明らかにすることにより、市民の理解と納得を得なければなりません。

② 補助対象事業・経費の明確化と補助金額等の継続的な見直し

団体への運営補助においては、依然として定額補助(要綱上明記されておらず、毎年度の予算で定められる形が多く見られる。)となっているものが多数確認され、補助対象経費が定められていないものも見受けられました。

また、要綱等に対象経費は定められているものの、基準が網羅的又は曖昧であり、結果的に交付先が実施する事業のすべてが補助対象経費となっている例もあります。

補助対象事業・経費、補助金額の設定、見直しに当たっては、実態を絶えず把握することにより、政策目的に対し、補助対象事業や金額が適正かつ常に時代のニーズにあったものであるかを継続的にチェックし、慣行や前例踏襲により支給されることのないよう努めるとともに、他の関連事業も含めた施策全体への総合的な目配りも行い、市民から見て分かりやすく、公平な制度とすることが求められます。

また、補助金として予算計上しているもののうち、本来の性質や補助 金創設の経緯、活動の実態等から、報償費(謝礼)、委託料として支出す べきものではないかといった当該事業に対する行政としての経費負担の あり方、手法等についても改めて精査すべきです。

### (4) その他

### ① 総合的な補助の枠組みの検討

行政の縦割り体制(所管部署ごとの枠組み)の中で交付されている補助金の中には、地域の市民活動・生活の視点からみると、同様な目的に対して複数の所管からの補助金が交付されていると考えられるものも見られました。

補助金の効率化、より効果的な制度のあり方等を考慮すると、総合的、統合的な補助金の枠組みを検討する必要があります。

特に政策目的が必ずしも単一とは言えず、複合的な目的を有すると考えられる補助金にあっては、統合化、一般補助金化を図ることにより、 交付先の柔軟で効率的な事業実施を促すとともに、補助金規模の適正化 につなげるような改善の手法についても検討されるべきです。

また、公平性の観点から、市から複数の補助金交付を受けている団体等については、個別ではなく全体として捉えて評価する必要があります。その上で、当該団体への支援が社会通念に照らして過度ではないか、また結果として補助金を受けていない団体等との間に不公平が生じていないかを確認する必要があります。

### ② 公募型補助金の導入対象の拡大

今回の個別補助金等の検証結果においては、毎年度継続的に支出されている研修参加費への複数の補助に関し、事業の成果や実績がどのよう

にまちづくりに還元されているかが判然とせず、定例的に補助金が支出 されていると見受けられたことから、公募型の補助制度の導入を提言し たところです。

この他にも、既存の団体に特化された補助金が数多く存在し、幅広く展開されている他の市民活動との均衡を欠いている印象も受けることから、補助金指針においても交付機会の均等化や透明性の確保が強調されていることを踏まえ、市民の自由な発想を活かした補助制度の充実と、補助事業の成果を広く市民が共有できる仕組みづくりに向けて積極的に取組を進めるべきです。

もっとも、平成19年度から非営利団体の公益的な活動を対象とした まちづくり活動支援事業補助金が運営されており、これを発展させた市 民が選択する市民活動団体支援制度(1%支援制度)の枠組みの検討も進 められていることから、その検討過程を充分に踏まえた上で、公益的な 市民活動を広く対象とした補助制度のあり方を判断する必要があります。

### ③ 補助の経緯など基本情報の適切な管理

創設から20年以上経過した補助金が31.9%を占めることも影響しているものと考えられますが、補助制度を創設するに至った背景、補助金額や補助対象の見直しの経緯などが適切に承継されていない補助金が散見され、政策目的の効果的な達成や的確な改善案の立案等において支障が生じている状況も見受けられました。

今回の個別検証における担当部署への書面照会、ヒアリングにおいて も、補助の成り立ちや背景、改善の根拠等について明確でないものが散 見されたところであり、所管部署の変更や担当者の交代等により、政策 目的との齟齬や現状との乖離が生じないよう補助金の基本情報について、 適切な引継、管理を行うことはもとより、市民に対して明確に説明でき るよう充分配慮されることを望みます。

### ④ 情報公開の更なる徹底

補助金は、その財源が市税であることを踏まえ、公平性・透明性・公益性の確保の観点から、市民に対して、補助金支出の成果や効果、補助対象事業の実績などが積極的に公開されるべきです。

本委員会による見直しの過程において活用した補助金等検証シートや評価、指摘事項についても広く周知を図ることにより、補助を受ける団体等の自律的な取組を促し、活動や事業の成果を高めていく必要があります。

### ⑤ これまでの本委員会からの提言への対応

先に述べたとおり、これまでの本委員会からの指摘を受け、補助金額

の縮減や補助対象事業、積算根拠の明確化、統一的な支出手続の厳格化 等において、予算編成等の作業を通じた一定の改善は進められ、全般的 に本委員会への提言に真摯に対応されているところもあります。

しかし、平成18年度の補助金に関する提言、平成21年度の外郭団体の見直しに関する提言等において、再三改善を求めているにもかかわらず、具体的な検討に着手していないなど、これまでの提言が充分に生かされていない事例も見受けられることから、今回の個別検証に基づく提言事項を含め、行政改革推進本部の主導により、着実に見直しを進められるべきです。

### おわりに

景気の低迷や高齢化の急速な進展による税収の落ち込みなど、地方公共 団体を取り巻く環境が一層厳しいものとなり、限られた財政的・人的資源 をより効率的かつ効果的に配分していくことが行政運営における重要な要素となっています。

市民の力や地域の活動をまちづくりの推進力として活かし、協働の取組を進める上で、公共的な役割を担う市民やNPOなど市民活動団体等に対して補助金等を活用することは、有効な手段であると考えられます。

しかし、社会経済情勢が日ごとに目まぐるしく変化する現在においては、 長期にわたり継続されている補助金等は、既得権化を生み、真の市民ニーズと乖離したものとなることが予想されるとともに、団体等の自主性を損ねる原因となりかねない要素を含んでいます。

このようなことから、生駒市においては、前回の見直しを踏まえ、「生駒市補助金等交付規則」や「補助金制度に関する指針」を制定・策定し、それらに基づいて、公正性や透明性の向上に取組を進めてきていることは評価すべき点であると考えます。

今回の補助金等の見直しにおいては、第1期の行政改革推進委員会で行った検証を踏まえ、検証対象を選定することにより、検討対象となった各補助金等に対する慎重な審査を行うことができたとともに、検証シートについても交付規則や指針に基づいて改定され、審査を非常にやりやすいものに改善が図られるなど、行政として行政改革に対する取り組む姿勢についても一定の進歩が見られたことも大きな成果でした。

もっとも、補助金等は、政策目標を明確にした上で、その目標を実現するための手段の一つとして支出されるべきものであり、支出にあたっては、目的と実態との整合性や他の補助金・施策との連携、現状の把握を十分に検証していくことが必要です。また、その効果についても定期的に検証し、乏しいと判断される場合は、政策目標実現のための見直しに積極的に取り組むべきです。

今後とも、効率的な行政運営を進めていくため、行政改革を積極的に推 し進めていくとともに、本提言を踏まえ、引き続き市民目線に立った補助 金制度の構築に取り組まれることを期待します。

# 《附属資料》

### 1 生駒市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における行政改革の推進に当たり、広く市民の意見を求めるため、生駒市行政 改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、行政改革の推進に関し必要な事項について審議し、市長に提言するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 市民団体等の代表者
  - (3) 一般公募市民
  - (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長等)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員会の円滑な運営を図るため、委員長を補佐する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員のうちから委員長代行を指名することがで きる。
- 6 委員長代行は、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(専門部会)

- 第7条 委員会に専門的な検討が必要な事項について審議させるため、必要に応じて専門部 会を置くことができる。
- 2 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長が委員のうちから指名する者
- (2) その他委員長の指名に基づき市長が委嘱する者
- 3 専門部会の部会員の任期は、当該専門部会に係る事項の審議が終了するまでの間とする。
- 4 専門部会に部会長を置き、各専門部会に属する者の互選により定める。
- 5 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、各専門部会に属する者のうちから部会長代理を 指名することができる。
- 7 部会長代理は、部会長が不在のときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 委員長(専門部会にあっては部会長)は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

# 2 委員名簿

区分	役職等	氏名	作業 部会	委員会役職
	大阪経済大学 客員教授	スエムラ ユウコ 末村 祐子	2	委員長
学識 経験者	立命館大学 教授 (政策科学部)	刊 5024 森 裕之	2	委員長代行 第2作業部会長
	公認会計士	マッヤマ ハルユキ 松山 治幸	1	第1作業部会長
団体	生駒市自治連合会 会長	藤堂 宏子	1	
代表	生駒市民生児童委員連合会 副会長	クワハラ ヒデオ 桑原 英雄	2	
	市民	オカ ヨシブミ 岡 義文	1	
	市民	ジュトウ ヒロキ 首藤 宏樹	2	
一般公募	市民	ハセガワ ミチオ 長谷川 道男	2	
	市民	ヒノ ヤスユキ 日野 康行	1	
	市民	ヤマダ イサオ 山田 勲	1	副委員長

# 3 検討経過

区分	口	開催日	検 討 内 容
	1	Н22. 5. 10	<ul> <li>(1) これまでの経緯と取組状況について         <ul> <li>一第2期のこれまでの経緯(審議内容・進行方法)</li> <li>一今後の審議内容・進行方法</li> </ul> </li> <li>(2) 補助金の見直しについて             <ul> <li>一補助金の現状説明と情報共有、検討対象等について意見交換、検討の手順と手法の確認</li> <li>(3) 使用料、手数料等への意見について</li> </ul> </li> </ul>
全体会	2	H22. 6. 8	(1) 補助金等の見直しに係る検討の目的と対象について -各委員からの意見をもとに、第2期委員会における補助金見直しの検討目的・検討対象の決定 (2) 補助金等検証シートについて -各補助金の所管課に対する詳細な調査を行うための検証シートについての意見交換 (3) 作業部会について -作業部会の設置、各委員の所属を決定
	1)	Н22. 7. 21	<ul><li>(1)作業部会長の選任</li><li>(2)検証手順の確認</li><li>(3)補助金等の個別検証(市民活動推進課)</li><li>一担当部署ヒアリング・検証結果の検討</li></ul>
第 1	2	H22. 8. 6	(1) 補助金等の個別検証(産業振興課[農林]) -担当部署ヒアリング・検証結果の検討
作業部会	3	H22. 8. 25	(1) 補助金等の個別検証(産業振興課[商工]) -担当部署ヒアリング・検証結果の検討
	4	H22. 9. 8	(1) 補助金等の個別検証(人権施策課・生活安全課) -担当部署ヒアリング・検証結果の検討
	5	H22. 10. 1	(1) 補助金等の個別検証結果の確認 -第1~4回までの検証結果を再確認
	1)	H22. 7. 27	<ul><li>(1) 作業部会長の選任</li><li>(2) 検証手順の確認</li><li>(3) 補助金等の個別検証(福祉総務課)</li><li>・担当部署ヒアリング</li><li>・検証結果の検討</li></ul>
第 2 作業部会	2	H22. 8. 24	(1) 補助金等の個別検証(こども課・環境政策課・公園管理課) 一担当部署ヒアリング・検証結果の検討
	3	H22. 8. 30	(1) 補助金等の個別検証(生涯学習課) -担当部署ヒアリング・検証結果の検討
	4	H22. 9. 24	(1) 補助金等の個別検証(教育総務課・スポーツ振興課) -担当部署ヒアリング・検証結果の検討
	(5)	H22. 10. 8	(1) 補助金等の個別検証結果の確認 一第1~4回までの検証結果を再確認
全体会	3	H22. 11. 9	<ul><li>(1) 補助金等の個別検証結果の総括</li><li>(2) 提言(案)の検討</li><li>(3) 第2期委員会の総括</li></ul>
	4	H22. 11. 24	提言書の取りまとめ 市長への提言

等一覧
補助金
年度予算
2
出出

-般財源額(千円)	8,280	0	2,650	195	200	65,445	2,048	2,039	450	38,215	90,941	1,862	513	14,000	250
特定財源額 - (千円)															
H22予算額 (千円)	8,280	0	2,650	195	200	65,445	2,048	2,039	450	38,215	90,941	1,862	513	14,000	250
留田	生駒市議会議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付し、議員活動を円滑にすることにより市民生活に寄与するため。	議員の相互共済と福利増進を図ることにより、議会が機能を発揮し、市民生活の安定と向上に寄与するため。	職員の健康の保持及び増進を図るため、人間ドック又は脳ドックの受診に 対し予算の範囲内において助成金を交付するもの。	職員の自己啓発に対して予算の範囲内において一定の助成をすることにより、職員の自己啓発意欲を促すとともにその能力開発を行い、もって複雑多様化する行政需要に的確に対応できる職員の育成を図るもの。	職員の自発的な学習意欲を促すとともに、本市の行政の高度化及び専門化に資するため、大学の大学院で修学する職員に対し、予算の範囲内において当該修学に係る支援を行うもの。	行政の円滑な推進のため、本市の各種行政事務事業及び住民自治意識 に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治 会に対し、予算の範囲内において補助金及び交付金を交付する。	住民自治の健全育成や地域振興事業等の自治会活動の推進のため、先進地の取り組みや活動、運営等についての情報や知識を習得し、自治会活動の参考とするために当該地区の自治会長が行う研修に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付する。	自治会の会長及び会員が行う自治会活動中の事故補償の一助とする。	掲示板を設置することにより、自治会内の情報を共有し、地域コミュニティの推進を図るとともに、 市からの情報の提供、周知に寄与する。	防犯灯を維持管理する自治会の電気料金に対する負担を軽減するとともに、夜間の犯罪や事故を未然に防止し、安全で快適な明るく住みよい地域社会の推進を図る。	地区コミュニティ活動の拠点となる集会施設の新築、増築、改修に要する 経費に対して補助金を交付し、自治会活動の活性化及び地域コミュニティ 活動の推進を図る。	地区コミュニティ活動の拠点となる集会施設の備品購入に対して、補助金を交付し、自治会活動の活性化及び地域コミュニティ活動の推進を図る。	自治会が管理する集会所の健全な維持管理を期するため、建物災害保険 に加入させ、掛金の一定額を補助し、不慮の災害から生ずる出費を最小 限にすることにより、自治会の財政の安定を図り、早急な拠点整備を実施 可能とする。	市民のふるさと意識の高揚を図るため、いこまどんどこまつりを開催する「いこまどんどこまつり実行委員会」「こ対し、まつりを開催する経費を補助する。	市民の友好都市交流が年々減少する傾向にあり、友好都市交流の推進及び余暇の有効利用、家族や友人とのふれあい、観光や休養などを目的は、違れ、 当時市民の保養所と、ア利田されていた「ナーロハン
特品															
交付先	市議会の会派 (市議会議員)	生駒市議会議 員共済会	市職員	市職員	市職員	自治会	自治会長	自治連合会	自治会	自治会	自治会	自治会	自治会	いこまどんどこ まつり実行委 員会	市民
交付先区分	外郭団体等	外郭団体等	外郭団体等	個人等	個人等	自治会関係	自治会関係	自治会関係	自治会関係	自治会関係	自治会関係	自治会関係	自治会関係	各種団体、協会 関係	個人等
創設無		Ŧ	S46 /	H19 (	H19 (	S 29	098	S 29 I	S61	완	S47 I	S47 I	S48	운	H 11
行政分野	その街	その街	その街	その街	その他	自治振興· 地域活動	自治振興· 地域活動	自治振興· 地域活動	自治振興· 地域活動	自治振興· 地域活動	自治振興· 地域活動	自治振興· 地域活動	自治振興· 地域活動	自治振興· 地域活動	自治振興· 非法解
補助金名称	政務調查費	議員共済会補助金	職員健康診断助成金(旧職員互助 会補助金)	自己啓発助成金	職員大学院修学奨励金	自治振興補助金	自治会長研修費補助金	自治会関係保険補助金	自治会揭示板設置補助金	自治会防犯灯電気料金補助金	集会所新築等補助金	集会所備品購入補助金	集会所建物保険補助金	いこまどんどこまつり実行委員会補 助金	友好都市宿泊補助金
所属名称	議会事務局	議会事務局	職員課	職員課	職員課	市民活動推進課	市民活動推進課	市民活動推進課	市民活動推進課	市民活動推進課	市民活動推進課	市民活動推進課	市民活動推進課	市民活動推進課	市民活動推進課
号 教 本						0	0			0	0	6:		0	
番号	-	2	က	4	5	9	7	∞	6	10	Ξ	12	13	41	15

原 容[]	2,000	009	7,475	200	2,658	3,403	150	34	100	1,500	1,408	890
一般財源額(千円)			1-			.,						
特定財源額 (千円)												
H22予算額 (千円)	2,000	009	7,475	500	2,658	3,403	150	34	100	1,500	1,408	890
名目	市民公益活動の推進を図り、市民がより積極的、主体的にまちづくりに参画し、市民と行政が互いに協働して魅力ある生駒市のまちづくりを実現するため、市民公益活動団体が提案し、実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。	市民憲章実践推進のため、生駒市民憲章実践推進協議会に対し、予算の 範囲内において補助金を交付するもの。	地震等の災害時、自主防災組織(自主防災会)の活動は被害の軽減に大きな役割を果たすことから、自主防災会の設立推進を図っているところです。自主防災会の活動にあたっては防災資機材が必要不可欠であるが、整備するには高額な金額が必要なため、補助を行い自主防災会の設立推進を図るもの。	人権意識の普及・高揚を図り、もってすべての人の人権が尊重された明る いまちづくりに寄与することを目的に、生駒市民の人権活動を促進するた め、支援する必要があると認める活動に要する経費に対して、予算の範囲 内において補助金を交付するもの。	憲法に定められた基本的人権を確立し、民主主義を徹底させ、部落差別をはじめ一切の差別をなくす人権教育の推進に寄与するため、生駒市人権教育推進協議会に対し補助金を交付することにより、本市人権教育の推進に向けた条件整備を図るもの。	人権尊重の精神を涵養する教育の研究・推進を図るため、生駒市人権教育研究会に対して予算の範囲内において補助金を交付するもの。	外国人住民が自らの言語、文化及び歴史を学び、日本の社会で、共に生きる力を育む為の事業を行う団体(以下「団体」という。)に対して補助金を交付するもの。	市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者で、女性問題に関する多様な学習機会の提供、女性問題の解決に取り組む者との交流、地域社会における女性問題解決のためのリーダーづくり等を図るために本市が実施する生駒市男女共同参画国内研修派遣事業に参加するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。	本市農林業の生産力・生産技術の向上、会員相互の親睦と農業経営の合理化・農業技術の研鑽をもって農業振興に寄与することを目的に市内の農業従事者で構成・組織する「生駒市農業振興協議会」の事業に対して補助するもの。	生駒市農業の発展・向上を図ることを目的に生駒市農業祭を企画、準備、 開催する生駒市農業祭実行委員会に対してその費用を補助する。	生産調整・出荷調整、農業日誌・苗木・レンザ・コスモス種、有害鳥獣防除資材等々に係る各種農家区内の取りまとめ、農業祭への参画、土地改良事業の立会業務等各種農政業務の協力、その他あらゆる場面での連絡調整等、行政との関わりが非常に強く、大変重要な役割を担っていただいている。	本市の農業行政の円滑な推進に資するため、本市の各種農政事務事業 を通して、農業振興に寄与している農家区長会に対し、事務費及び研修費 ************************************
特別												
交付先	NPO及び市民 団体	生駒市民憲章 実践推進協議 会	自治	大権に関する 講習会、研修 会に参加する 団体等 (H21年度:5)	生駒市人権教 育推進協議会	生駒市人権教 育研究会	多文化共生を 推進する団体 (H21年度:NP O法人いこま国 際交流協会)	個人 (H21年度:2 人)	生駒市農業振 興協議会	農業祭実行委 員会	農家区長	農家区長会
交付先区分	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	個人等	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	個人等	各種団体、協会 関係
創職	H20	S53	± = 4 ₪	H 21	S47	S47	H21	€ 6H	S53	S57	H15 4	S55 1
行政分野	自治振興· 地域活動	自治振興· 地域活動	防災·安全· 人権	防災·安全· 人権	防災·安全· 人権	防災·安全· 人権	防災·安全· 人権	防災·安全· 人権	農林振興	農林振興	農林振興	農林振興
補助金名称	まちづくり活動支援事業補助金	生駒市民憲章実践推進協議会補助 金	自主防災会資機材整備補助金	人権活動補助金	人権教育推進協議会補助金	人権教育研究会補助金	外国人等多文化共生に伴う活動団体補助金	男女共同参画研修派遣事業等補助金	農業振興協議会補助金	農業祭実行委員会補助金	農家区長活動交付金	農家区長会補助金
所属名称	市民活動推進課	市民活動推進課	危機管理課	人権施策課	人権施策課	人権施策課	人権施策課	男女共同参画プラザ	産業振興課	産業振興課	産業振興課	産業振興課
検 対 計 条					0	0				0	0	0
番	16	17	8	19	70	21	22	23	24	25	26	27

	農林振興 H8 古祖马序、阿女一界及形纸《女一宗補】	農林振興   H8   古性当体、加为 永及光端及为 県補   開係   性髄支部   兵動			有害鳥獣駆除事業奨励令  農林振興  H8  記了  小野人   1.5.5.1   1.5.1   1.5.1	女籍団体 切み 女白目巡士会 有	<ul><li>中及</li><li>本種団体 かる 本中目端 まる 有</li></ul>
To 関係 生駒支部 <sup>浜備</sup> 1/3	(1.3) (関係 圧駒支部 1/3) (1/	1/3	医你贩共 no 関係 生駒支部 紫木 1/3	書鳥獣駆除事業奨励金 農林振興 H8 間深 生野文部 県補 1/3	17.3 (本)	産業振興課 有害鳥獣駆除事業奨励金 農林振興 H8 関係 生駒支部   有間である   自言語といるの   自言語といるの   自言語を   自言語を	業振興課 有害鳥獣駆除事業奨励金 農林振興 H8 関係 生駒支部 [1/3
	農林振興 H21 個人等 農業者	農林振興 H21 個人等 農業者	農林振興 H21 個人等 農業者	H21 個人等 農業者	有害鳥獣防除事業補助金 農林振與 H21 個人等 農業者	農林振興 H21 個人等 農業者	有害鳥獣防除事業補助金 農林振與 H21 個人等 農業者
にれまで米以外の全ての農作物を対象としていた遊休農地活用奨励金に 代わり、黒大豆、学校給食用食材に対して補助金を交付し、農業振興の促 進を図る。	農林振興 H22 個人等 個人	農林振興 H22 個人等 個人	農林振興 H22 個人等 個人	H22 個人等 個人	地產地消推進事業補助金 農林振興 H22 個人等 個人	農林振興 H22 個人等 個人	地產地消推進事業補助金 農林振興 H22 個人等 個人
内容回体、協会 (H21:生駒里山   本市の里山林の保全・整備及び活用の促進を図るため、市民の自主的な   大地   各種団体、協会 (H21:生駒里山   県補 交付するもの。   を守る会、いこ   京棚田クラブ)   10/10   ま棚田クラブ)	農林振興     H18 目標     各種団体、協会 (H21:生駒里山 県補 を守る会、いこ ま棚田クラブ)     10/10	農林振興     H18 目標     各種団体、協会 (H21:生駒里山 県補 を守る会、いこ ま棚田クラブ)     10/10	農林振興     H18 目標     各種団体、協会 (H21:生駒里山 県補 を守る会、いこ ま棚田クラブ)     10/10	中民団体   存種団体   存養団体   存	田山林機能回復整備事業補助金 農林振興 H18 関係 左受団体、協会 (H21:生駒里山 県補 会権団体、協会 (H21:生駒里山 県補 高利利の) は 10/10	農林振興     H18 目標     各種団体、協会 (H21:生駒里山 県補 を守る会、いこ ま棚田クラブ)     10/10	田山林機能回復整備事業補助金 農林振興 H18 関係 左受団体、協会 (H21:生駒里山 県補 会権団体、協会 (H21:生駒里山 県補 高利利の) は 10/10
農林振興       S36       母種団体、協会       土地改良区       農業経営を合理化し、農村振興を促進するため。	S36 関係 関係	是林振興 S36 関係 L地改良区	是林振興 S36 関係 L地改良区	S36 関係 関係	土地改良事業補助金 農林振興 S36 関係 土地改良区	是林振興 S36 関係 L地改良区	土地改良事業補助金 農林振興 S36 関係 土地改良区
各種団体、協会 生駒商工会議 所 関係	各種団体、協会 生駒商工会議 関係	地域経済振 H9 各種団体、協会 生駒商工会議 興 関係 所	地域経済振 H9 各種団体、協会 生駒商工会議 興 関係 所	各種団体、協会 生駒商工会議 所 関係	商工会議所補助金 地域経済振 H9 関係 所 所	地域経済振 H9 各種団体、協会 生駒商工会議 興 関係 所	商工会議所補助金 地域経済振 H9 関係 所 所
地域経済振 H14 個人等 中小企業者 免負果が実施する地域産業振興資金融資制度を利用し、事業資金を借り 現 入れた者の負担を軽減し、金融の円滑化とその育成を図るもの。	地域経済振 H14 個人等 中小企業者 奈良県が実施する地域産業振興資金融資制度を利用し、 入れた者の負担を軽減し、金融の円滑化とその育成を図が	地域経済振 H14 個人等 中小企業者 奈良県が実施する地域産業振興資金融資制度を利用し、 入れた者の負担を軽減し、金融の円滑化とその育成を図が	地域経済振 H14 個人等 中小企業者 奈良県が実施する地域産業振興資金融資制度を利用し、 入れた者の負担を軽減し、金融の円滑化とその育成を図が	奈良県が実施する地域産業振興資金融資制度を利用し、 H14 個人等 中小企業者 入れた者の負担を軽減し、金融の円滑化とその育成を図	地域産業振興資金融資制度利子補 地域経済振 H14 個人等 中小企業者 奈良県が実施する地域産業振興資金融資制度を利用し、 約金 類	地域経済振 H14 個人等 中小企業者 奈良県が実施する地域産業振興資金融資制度を利用し、 入れた者の負担を軽減し、金融の円滑化とその育成を図が	地域産業振興資金融資制度利子補 地域経済振 H14 個人等 中小企業者 奈良県が実施する地域産業振興資金融資制度を利用し、 約金 類
地域経済振 S50 個人等 中小企業者 の発展及び振興に寄与するものである。	地域経済振 S50 個人等 中小企業者	地域経済振 S50 個人等 中小企業者	地域経済振 S50 個人等 中小企業者	S50 個人等 中小企業者	中小企業融資保証料補給金 顯 850 個人等 中小企業者	地域経済振 S50 個人等 中小企業者	中小企業融資保証料補給金 顯 850 個人等 中小企業者
H10 個人等 中小企業者	地域経済振 H10 個人等 中小企業者	地域経済振 H10 個人等 中小企業者	地域経済振 H10 個人等 中小企業者	H10 個人等 中小企業者	中小企業融資制度利子補給金 與 與	地域経済振 H10 個人等 中小企業者	中小企業融資制度利子補給金 與 與
S42 替種団体、協会 生駒商工会議 所等	各種団体、協会 生駒商工会議 関係 所等	地域経済振 S42 替種団体、協会 生駒商工会議 興	地域経済振 S42 替種団体、協会 生駒商工会議 興	S42 替種団体、協会 生駒商工会議 所等	商工業振興事業補助金 地域経済振 S42 関係 所等 所等	工業振興事業補助金 地域経済振 S42 関係 比等 所等	商工業振興事業補助金 地域経済振 S42 関係 所等 所等
7-4 関係 所等 所等 H22 各種団体、協会 市内商店街	興     つ** 関係     所等       地域経済振     H22	興     つ**     関係     所等       地域経済振     H22 間を     開産	興     つ**     関係     所等       地域経済振     H22 間条     市内商店街	L来が共事来市の並       興       つかを       関係       所等         工活性化提案事業補助金 理       地域経済振用22       各種団体、協会       市内商店街	Dlll	Dline	Dlll
S42	S42	地域経済振 842 各種団体、協会 生駒商工会議 興	地域経済振 842 各種団体、協会 生駒商工会議 興	工業振興事業補助金 地域経済振 S42 関係 所等 所等 所等	カスト 中央	カスト 中央	カスト 中央
S42 関係	與     530 個人等     中小企業者       地域経済振     H10 個人等     中小企業者       地域経済振     S42 関係     所等	與     530 個人等     中小企業者       地域経済振     H10 個人等     中小企業者       地域経済振     S42 関係     所等	與     530 個人等     中小企業者       地域経済振     H10 個人等     中小企業者       地域経済振     S42 関係     所等	與     530 個人等     中小企業者       地域経済振     H10 個人等     中小企業者       地域経済振     S42 関係     所等	中小企業融資制度利子補給金     與 地域経済振 関     H10 個人等 用0 個人等     中小企業者 中小企業者       商工業振興事業補助金     地域経済振 関係     S42 関係 関係     日本     中小企業者 中小企業者 財政経済振	中小企業融資制度利子補給金     與 地域経済振 関     H10 個人等 用0 個人等     中小企業者 中小企業者       商工業振興事業補助金     地域経済振 関係     S42 関係 関係     日本     中小企業者 中小企業者 財政経済振	産業振興課     中小企業融資制度利子補給金     期域経済振     H10     個人等     中小企業者       産業振興課     南工業振興事業補助金     地域経済振     S42     各種団体、協会     生駒商工会議       関係     所等
110 関係 を守る会、いこ   10/10   関係   ま棚田クラブ   10/10   ま棚田クラブ   10/10   ま棚田クラブ   10/10   1	歴本版表       110 関係       春寺る会、いこ 京棚田グラブ)         農林振興       S36 各種団体、協会 生駒商工会議 明域経済振 H14 個人等 中小企業者 明域経済振 S50 個人等 中小企業者 明域経済振 H10 個人等 中小企業者 明域経済振 S42 各種団体、協会 生駒商工会議 明報 第342 各種団体、協会 生駒商工会議 明 6 422 各種団体、協会 生駒商工会議 所等 所等 所等 所等 所等 所等 1442	歴本版表       110 関係       春寺る会、いこ 京棚田グラブ)         農林振興       S36 各種団体、協会 生駒商工会議 明域経済振 H14 個人等 中小企業者 明域経済振 S50 個人等 中小企業者 明域経済振 H10 個人等 中小企業者 明域経済振 S42 各種団体、協会 生駒商工会議 明報 第342 各種団体、協会 生駒商工会議 明 6 422 各種団体、協会 生駒商工会議 所等 所等 所等 所等 所等 所等 1442	歴本版表       110 関係       春寺る会、いこ 京棚田グラブ)         農林振興       S36 各種団体、協会 生駒商工会議 明域経済振 H14 個人等 中小企業者 明域経済振 S50 個人等 中小企業者 明域経済振 H10 個人等 中小企業者 明域経済振 S42 各種団体、協会 生駒商工会議 明報 第342 各種団体、協会 生駒商工会議 明 6 422 各種団体、協会 生駒商工会議 所等 所等 所等 所等 所等 所等 1442	歴本版表       110 関係       春寺る会、いこ 京棚田グラブ)         農林振興       S36 各種団体、協会 生駒商工会議 明域経済振 H14 個人等 中小企業者 明域経済振 S50 個人等 中小企業者 明域経済振 H10 個人等 中小企業者 明域経済振 S42 各種団体、協会 生駒商工会議 明報 第342 各種団体、協会 生駒商工会議 明 6 422 各種団体、協会 生駒商工会議 所等 所等 所等 所等 所等 所等 1442	土山小阪 能 回復 運	土山小阪 能 回復 運	○ 産業振興課         土地改良事業補助金         農林振興         836 各種団体、協会 生動商工会議所補助金         農林振興         836 関係         本地改良区         土地改良事業補助金         農林振興         10/10         財政経済振         10/10         中小企業者         中央企業者
118   名種団体、協会   中民団体	農林振興     H18	農林振興     H18	農林振興     H18	農林振興     H18	田山林機能回復整備事業補助金 農林振興 H18 関係 市民団体 協会 (H21:生駒里山 <sub>県補</sub> 左守る会、いこ 10/10	田山林機能回復整備事業補助金 農林振興 H18 関係 市民団体 協会 (H21:生駒里山 <sub>県補</sub> 左守る会、いこ 10/10	産業振興課     里山林機能回復整備事業補助金     農林振興     H18 各種団体、協会 (H21: 基制里山 県地 保護 大阪 (H21: 上部) 田 東 市 (H22: 上部) 田 (H22: 上部) 田 市 (H22: 上部) 田 (H22: Lab) 田 (H22
H18   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	農林振興     H22 個人等     個人等       農林振興     H18	農林振興     H22 個人等     個人等       農林振興     H18	農林振興     H22 個人等     個人等       農林振興     H18	農林振興     H22 個人等     個人等       農林振興     H18	世座地洋推進事業補助金 農林振興 H18 関係 市民団体 有 市民団体 由民団体 自	世座地洋推進事業補助金 農林振興 H18 関係 市民団体 有 市民団体 由民団体 自	産業振興課         地域産業振興課         地域産業振興課         出地改良事業補助金         農林振興         H18 日本         H19 日本         H10 日本
H21 個人等	農林振興     H21 個人等     農業者       農林振興     H22 個人等     個人       農林振興     H18 営係     各種団体、協会     土地改良区       地域経済振     H14 個人等     中小企業者       地域経済振     H10 個人等     中小企業者       財     各種団体、協会     生駒商工会議       財     日本野商工会議       財     日本野商工会議       財     日本野田、会議       財     日本野田、会議       財     日本野田、会議       財     日本野田、会議       日本野田、会議     日本野田、会議	農林振興     H21 個人等     農業者       農林振興     H22 個人等     個人       農林振興     H18 営係     各種団体、協会     土地改良区       地域経済振     H14 個人等     中小企業者       地域経済振     H10 個人等     中小企業者       財     各種団体、協会     生駒商工会議       財     日本野商工会議       財     日本野商工会議       財     日本野田、会議       財     日本野田、会議       財     日本野田、会議       財     日本野田、会議       日本野田、会議     日本野田、会議	農林振興     H21 個人等     農業者       農林振興     H22 個人等     個人       農林振興     H18 営係     各種団体、協会     土地改良区       地域経済振     H14 個人等     中小企業者       地域経済振     H10 個人等     中小企業者       財     各種団体、協会     生駒商工会議       財     日本野商工会議       財     日本野商工会議       財     日本野田、会議       財     日本野田、会議       財     日本野田、会議       財     日本野田、会議       日本野田、会議     日本野田、会議	農林振興     H21 個人等     農業者       農林振興     H22 個人等     個人       農林振興     H18 営係     各種団体、協会     土地改良区       地域経済振     H14 個人等     中小企業者       地域経済振     H10 個人等     中小企業者       財     各種団体、協会     生駒商工会議       財     日本野商工会議       財     日本野商工会議       財     日本野田、会議       財     日本野田、会議       財     日本野田、会議       財     日本野田、会議       日本野田、会議     日本野田、会議	有害鳥獸防除事業補助金 農林振興 H22 個人等 農業者 個人	有害鳥獸防除事業補助金 農林振興 H22 個人等 農業者 個人	產業振興課     有害鳥獣防除事業補助金     農林振興     H22 個人等     個人       產業振興課     地產地消推進事業補助金     農林振興     H18 個人等     個人       ○ 產業振興課     土地改良事業補助金     農林振興     H18 個係     品人等     個人       ○ 產業振興課     土地改良事業補助金     農林振興     S36 各種団体、協会     土地改良区     所       ○ 產業振興課     地域経済振     H14 個人等     中小企業融資保証料補給金     地域経済振     H14 個人等     中小企業者       ○ 產業振興課     中小企業融資保証料補給金     地域経済振     H10 個人等     中小企業者       ○ 產業振興課     中小企業融資保証料補給金     地域経済振     H10 個人等     中小企業者       ○ 產業振興課     中小企業融資保証料補給金     期域経済振     H10 個人等     中小企業者       ○ 產業振興課     市小企業報勤資制度利子補給金     期域経済振     H10 個人等     中小企業者       ○ 產業振興課     市等     市等
18   18   18   18   18   18   18   18	農林振興     H21     個人等     無業者       農林振興     H22     個人等     個人       農林振興     H18     各種団体、協会     土地改良区       地域経済振     H14     個人等     中小企業者       地域経済振     H14     個人等     中小企業者       地域経済振     H10     個人等     中小企業者       東島商工会議     所等     所等	農林振興       H21 個人等       農業者         農林振興       H22 個人等       個人         農林振興       H22 個人等       個人         農林振興       H18 関係       各種団体、協会       土地改良区         地域経済振       H14 個人等       中小企業者         地域経済振       H10 個人等       中小企業者         関係       所等         財域経済振       H10 個人等       中小企業者         財域       H10 個人等       中小企業者         財域       H10 個人等       中小企業者         財域       H10 個人等       日本野商工会議	農林振興     H21     個人等     無業者       農林振興     H22     個人等     個人       農林振興     H18     各種団体、協会     土地改良区       地域経済振     H14     個人等     中小企業者       地域経済振     H14     個人等     中小企業者       地域経済振     H10     個人等     中小企業者       東島商工会議     所等     所等	農林振興     H21     個人等     無業者       農林振興     H22     個人等     個人       農林振興     H18     各種団体、協会     土地改良区       地域経済振     H14     個人等     中小企業者       地域経済振     H14     個人等     中小企業者       地域経済振     H10     個人等     中小企業者       東島商工会議     所等     所等	有害鳥獣防除事業補助金 農林振興 H21 個人等 農業者 地度地消推進事業補助金 農林振興 H22 個人等 個人 主地改良事業補助金 農林振興 S36 各種団体、協会 (H21:生駒里山 と地域產業振興資金融資制度利子補 地域経済振 H14 個人等 中小企業者 中小企業融資制度利子補給金 地域経済振 H10 個人等 中小企業者 商工業振興事業補助金 規域経済振 H10 個人等 中小企業者 商工業振興事業補助金 規域経済振 H10 個人等 中小企業者 超过在業長興事業補助金 規域経済振 H10 個人等 中小企業者 超过在業長興事業補助金 規域経済振 H10 個人等 中小企業者 超过程済振 H10 個人等 中小企業者 超过程済振 S50 個人等 中小企業者 超过程済振 H10 個人等 中小企業者	有害鳥獣防除事業補助金 農林振興 H21 個人等 農業者 地度地消推進事業補助金 農林振興 H22 個人等 個人 主地改良事業補助金 農林振興 S36 各種団体、協会 (H21:生駒里山 と地域產業振興資金融資制度利子補 地域経済振 H14 個人等 中小企業者 中小企業融資制度利子補給金 地域経済振 H10 個人等 中小企業者 商工業振興事業補助金 規域経済振 H10 個人等 中小企業者 商工業振興事業補助金 規域経済振 H10 個人等 中小企業者 超过在業長興事業補助金 規域経済振 H10 個人等 中小企業者 超过在業長興事業補助金 規域経済振 H10 個人等 中小企業者 超过程済振 H10 個人等 中小企業者 超过程済振 S50 個人等 中小企業者 超过程済振 H10 個人等 中小企業者	産業振興課     有害鳥獣防除事業補助金     農林振興     H21 個人等     無人等       産業振興課     地産地消推進事業補助金     農林振興     H22 個人等     個人       ② 産業振興課     土地改良事業補助金     農林振興     H18 関係     市民団体       ② 産業振興課     土地改良事業補助金     農林振興     H18 関係     古地域経済振       ② 産業振興課     土地改良事業補助金     農林振興     N36 合種団体、協会     土地改良区       ② 産業振興課     市域経済振     B     日     日     日       ② 産業振興課     中小企業融資保証料補給金     地域経済振     H14 個人等     中小企業者       ② 産業振興課     中小企業融資保証料補給金     地域経済振     H10 個人等     中小企業者       ② 産業振興課     中小企業融資保証料補給金     現域経済振     550 個人等     中小企業者       資業振興課     市小企業     日     日     中小企業者       第     市域経済振     550 個人等     中小企業者       第     金     日     中小企業者       財     542 智様団体、協会     生動商工会議       所等     所等
10	農林振興     H21 個人等       農林振興     H21 個人等       農林振興     H22 個人等       地域経済振     H18 母種団体、協会       地域経済振     H14 個人等       地域経済振     H10 個人等       地域経済振     H10 個人等       地域経済振     S50 個人等       地域経済振     S42 個所、協会       関係     H10 個人等       関係     H10 個人等       関係     B1%	農林振興     H21 個人等       農林振興     H22 個人等       農林振興     H22 個人等       地域経済振     H18 関係       地域経済振     H14 個人等       地域経済振     H10 個人等       地域経済振     H10 個人等       地域経済振     H10 個人等       地域経済振     H10 個人等       現     H10 個人等       地域経済振     H10 個人等       関係     H10 個人等       関係     H10 個人等       規模     H10 個人等       財政経済振     H10 個人等	無体振興     H21 個人等農林振興       農林振興     H21 個人等農林振興       地域経済振     H18 個係       地域経済振     H10 個人等團       超域経済振     H10 個人等       超域経済振     H10 個人等       超域経済振     S42 個紙       超域経済振     B18	書鳥獸駆除事業奨励金 農林振興 H8 関係 B1	有害鳥獸防除事業補助金 農林振興 H21 個人等 地產地消推進事業補助金 農林振興 H22 個人等 出域產業振明金 農林振興 H18 個人等 開係 的	有害鳥獸駆除事業獎励金 農林振興 H8 Breadry、max	產業振興課     有書鳥獣駆除事業奨励金     農林振興     H8 日本四小个 m3       產業振興課     有書鳥獣防除事業補助金     農林振興     H2 個人等       仓産業振興課     地域経済振     H18 個係       〇 産業振興課     土地改良事業補助金     農林振興     H18 個人等       〇 産業振興課     土地改良事業補助金     農林振興     H18 関係       〇 産業振興課     市土地改良事業補助金     農林振興     H18 國係       〇 産業振興課     市上域経済振     H14 個人等       日本     地域経済振     H14 個人等       日本     地域経済振     H10 個人等       日本     地域経済振     H10 個人等       日本     東東振興課     中小企業融資制度利子補給金     地域経済振       日本     東東振興課     中小企業融資制度利子補給金     現場経済振       日本     東東振興課     中小企業融資制度利子補給金     現場程済振       日本     第     日本     日本       日本     日本     日本     日本       日本
H12	農林振興     H21 個人等       農林振興     H21 個人等       地域経済振     H18 母種団体、協会       地域経済振     H10 個人等	農林振興     H21 個人等       農林振興     H22 個人等       農林振興     H22 個人等       地域経済振     H18 関係       地域経済振     H14 個人等       地域経済振     H10 個人等       地域経済振     H10 個人等       地域経済振     H10 個人等       地域経済振     H10 個人等       関係     H10 個人等       地域経済振     H10 個人等       関係     H10 個人等       関係     H10 個人等       関係     H10 個人等	農林振興     H21 個人等       農林振興     H21 個人等       地域経済振     H18 母種団体、協会       地域経済振     H10 個人等       関係     H3条	書鳥獣防除事業補助金 農林振興 H21 個人等 産地消推進事業補助金 農林振興 H22 個人等 地域経済振 B36 関係 出域経済振 H14 個人等 地域経済振 H14 個人等 地域経済振 B20 個人等 地域経済振 H10 個人等 地域経済振 B20 個人等 地域経済振 B30 個人等 関係 B30 個人等 地域経済振 B30 個人等 地域経済振 B30 個人等 地域経済振 B30 個人等 地域経済振 B30 個人等	有害鳥獸防除事業補助金 農林振興 H21 個人等 地產地消推進事業補助金 農林振興 H22 個人等 出域產業振助金 農林振興 H18 個人等 開係 的立業 上地改良事業補助金 農林振興 B36 各種団体、協会 B B B B B B B B B B B B B B B B B B B	有害鳥獸防除事業補助金 農林振興 H21 個人等 地陸地消推進事業補助金 農林振興 H22 個人等 出域経済振 H18 関係 協会 中小企業融資制度利子補 地域経済振 H10 個人等 用小企業融資制度利子補 地域経済振 H10 個人等 與地域経済振 H10 個人等 與 報	産業振興課     有害鳥獣防除事業補助金     農林振興     H21 個人等       企業振興課     地産地消推進事業補助金     農林振興     H21 個人等       () 産業振興課     土地改良事業補助金     農林振興     H12 個人等       () 産業振興課     土地改良事業補助金     農林振興     H18 各種団体、協会       () 産業振興課     地域経済振     H14 個人等       () 産業振興課     中小企業融資制度利子補給金     地域経済振     H10 個人等       () 産業振興課     中小企業融資制度利子補給金     地域経済振     H10 個人等       () 産業振興課     中小企業融資制度利子補給金     地域経済振     A10 個人等       () 産業振興課     南工業振興事業補助金     地域経済振     H10 個人等       () 産業振興課     南工業振興事業補助金     期級     H10 個人等       () 産業振興課     南工業振興事業補助金     期級     A22 関係
S42 H10 H21 H22 H21 H22 S42 S45	<ul> <li>農林振興</li> <li>農林振興</li> <li>農林振興</li> <li>用421</li> <li>用422</li> <li>農林振興</li> <li>用422</li> <li>用422</li> <li>用422</li> <li>用422</li> <li>用423</li> <li>基本振興</li> <li>用423</li> <li>用423</li> <li>基本基本</li> <li>用423</li> <l< td=""><td>農林振興     H21       農林振興     H22       農林振興     H18       地域経済振     H19       地域経済振     H10       理域経済振     H10       理域経済振     S50       理域経済振     S50       理域経済振     S50       理域経済振     S50</td><td>農林振興     # 411       農林振興     # 118       農林振興     # 118       農林振興     # 118       地域経済振     H 149       地域経済振     H 141       関地域経済振     H 141       関地域経済振     H 141       関地域経済振     H 155       関地域経済振     H 155       関連域経済振     H 155       関連     R 15       財     H 15       H 16     H 16       H 17     H 16       H 16     H 16       H 17     H 16       H 18     H 16       H 19     H 16       H 18     H 16       H 1</td><td>書鳥獸駆除事業奨励金 農林振興 H81 電地消推進事業補助金 農林振興 H18 山林機能回復整備事業補助金 農林振興 H18 地域経済振 H14 地域経済振 H14 地域経済振 H14 地域経済振 H14 地域経済振 H14 地域経済振 H14 地域経済振 H14 地域経済振 H14</td><td>有害鳥獸防除事業補助金 農林振興 H21 地產地消推進事業補助金 農林振興 H18 世山林機能回復整備事業補助金 農林振興 H18 地域產業振興資金融資制度利子補 地域経済振 H14 約金 中小企業融資制度利子補給金 與 地域経済振 H10 商工業振興事業補助金 地域経済振 H10</td><td>有害鳥獣駆除事業奨励金 農林振興 H21 地產地消推進事業補助金 農林振興 H18 出山林機能回復整備事業補助金 農林振興 H18 商工会議所補助金 農林振興 S36 地域產業振興資金融資制度利子補 地域経済振 H14 約金 中小企業融資制度利子補給金 與 地域経済振 H14 商工業振興事業補助金 題域経済振 H14</td><td>產業振興課     有害鳥獣駆除事業奨励金     農林振興     H21       產業振興課     有害鳥獣防除事業補助金     農林振興     H12       企業振興課     土地改良事業補助金     農林振興     H18       企業振興課     土地改良事業補助金     農林振興     H18       產業振興課     地域経済振     H14       產業振興課     中小企業融資保証料補給金     地域経済振     H14       產業振興課     中小企業融資保証料補給金     地域経済振     H10       產業振興課     中小企業融資制度利子補給金     地域経済振     H10       產業振興課     中小企業融資制度利子補給金     地域経済振     S50       產業振興課     南工業振興事業補助金     地域経済振     B       商工業振興課     商工業振興事業補助金     地域経済振     B</td></l<></ul>	農林振興     H21       農林振興     H22       農林振興     H18       地域経済振     H19       地域経済振     H10       理域経済振     H10       理域経済振     S50       理域経済振     S50       理域経済振     S50       理域経済振     S50	農林振興     # 411       農林振興     # 118       農林振興     # 118       農林振興     # 118       地域経済振     H 149       地域経済振     H 141       関地域経済振     H 141       関地域経済振     H 141       関地域経済振     H 155       関地域経済振     H 155       関連域経済振     H 155       関連     R 15       財     H 15       H 16     H 16       H 17     H 16       H 16     H 16       H 17     H 16       H 18     H 16       H 19     H 16       H 18     H 16       H 1	書鳥獸駆除事業奨励金 農林振興 H81 電地消推進事業補助金 農林振興 H18 山林機能回復整備事業補助金 農林振興 H18 地域経済振 H14 地域経済振 H14 地域経済振 H14 地域経済振 H14 地域経済振 H14 地域経済振 H14 地域経済振 H14 地域経済振 H14	有害鳥獸防除事業補助金 農林振興 H21 地產地消推進事業補助金 農林振興 H18 世山林機能回復整備事業補助金 農林振興 H18 地域產業振興資金融資制度利子補 地域経済振 H14 約金 中小企業融資制度利子補給金 與 地域経済振 H10 商工業振興事業補助金 地域経済振 H10	有害鳥獣駆除事業奨励金 農林振興 H21 地產地消推進事業補助金 農林振興 H18 出山林機能回復整備事業補助金 農林振興 H18 商工会議所補助金 農林振興 S36 地域產業振興資金融資制度利子補 地域経済振 H14 約金 中小企業融資制度利子補給金 與 地域経済振 H14 商工業振興事業補助金 題域経済振 H14	產業振興課     有害鳥獣駆除事業奨励金     農林振興     H21       產業振興課     有害鳥獣防除事業補助金     農林振興     H12       企業振興課     土地改良事業補助金     農林振興     H18       企業振興課     土地改良事業補助金     農林振興     H18       產業振興課     地域経済振     H14       產業振興課     中小企業融資保証料補給金     地域経済振     H14       產業振興課     中小企業融資保証料補給金     地域経済振     H10       產業振興課     中小企業融資制度利子補給金     地域経済振     H10       產業振興課     中小企業融資制度利子補給金     地域経済振     S50       產業振興課     南工業振興事業補助金     地域経済振     B       商工業振興課     商工業振興事業補助金     地域経済振     B
	職     職     職     職     職     職     財     日 </td <td>職 職 職 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田</td> <td>(日本)     (日本)     (日本)</td> <td>書鳥獸駆除事業獎励金 書鳥獸防除事業獎励金 唐林振興 世改良事業補助金 是林振興 地改良事業補助金 是林振興 地域経済振 小企業融資保証料補給金 小企業融資保証料補給金 中域経済振 理 地域経済振 理 地域経済振 理 地域経済振 理 地域経済振 理 地域経済振 理 地域経済振 理 地域経済振</td> <td>有害鳥獸防除事業補助金 農林振興 地產地消推進事業補助金 農林振興 出本地消推進事業補助金 農林振興 电山林機能回復整備事業補助金 農林振興 地域経済振 中小企業融資制度利子補給金 期 地域経済振</td> <td>有害鳥獸駆除事業奨励金 農林振興 有害鳥獸防除事業補助金 農林振興 地產地消推進事業補助金 農林振興 世山林機能回復整備事業補助金 農林振興 総金 農林振興 神域経済振 中小企業融資制度利子補給金 興 中小企業融資制度利子補給金 興 地域経済振 爾 中小企業融資制度利子補給金 興 地域経済振 與 地域経済振 與 地域経済振 與 地域経済振</td> <td>產業振興課     有害鳥獣駆除事業奨励金     農林振興       產業振興課     拍達地消推進事業補助金     農林振興       ○ 產業振興課     土地改良事業補助金     農林振興       ○ 產業振興課     土地改良事業補助金     農林振興       ○ 產業振興課     土地改良事業補助金     農林振興       ○ 產業振興課     地域経済振興       ○ 產業振興課     中小企業融資保証料補給金     地域経済振興       ○ 產業振興課     中小企業融資保証料補給金     地域経済振興       ○ 產業振興課     中小企業融資保証料補給金     地域経済振興       ○ 產業振興課     中小企業融資保証料補給金     期域経済振興       ○ 產業振興課     中域経済振興</td>	職 職 職 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	(日本)     (日本)	書鳥獸駆除事業獎励金 書鳥獸防除事業獎励金 唐林振興 世改良事業補助金 是林振興 地改良事業補助金 是林振興 地域経済振 小企業融資保証料補給金 小企業融資保証料補給金 中域経済振 理 地域経済振 理 地域経済振 理 地域経済振 理 地域経済振 理 地域経済振 理 地域経済振 理 地域経済振	有害鳥獸防除事業補助金 農林振興 地產地消推進事業補助金 農林振興 出本地消推進事業補助金 農林振興 电山林機能回復整備事業補助金 農林振興 地域経済振 中小企業融資制度利子補給金 期 地域経済振	有害鳥獸駆除事業奨励金 農林振興 有害鳥獸防除事業補助金 農林振興 地產地消推進事業補助金 農林振興 世山林機能回復整備事業補助金 農林振興 総金 農林振興 神域経済振 中小企業融資制度利子補給金 興 中小企業融資制度利子補給金 興 地域経済振 爾 中小企業融資制度利子補給金 興 地域経済振 與 地域経済振 與 地域経済振 與 地域経済振	產業振興課     有害鳥獣駆除事業奨励金     農林振興       產業振興課     拍達地消推進事業補助金     農林振興       ○ 產業振興課     土地改良事業補助金     農林振興       ○ 產業振興課     土地改良事業補助金     農林振興       ○ 產業振興課     土地改良事業補助金     農林振興       ○ 產業振興課     地域経済振興       ○ 產業振興課     中小企業融資保証料補給金     地域経済振興       ○ 產業振興課     中小企業融資保証料補給金     地域経済振興       ○ 產業振興課     中小企業融資保証料補給金     地域経済振興       ○ 產業振興課     中小企業融資保証料補給金     期域経済振興       ○ 產業振興課     中域経済振興
	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	整備的金 整備的金 上面的金 一面的一面。一面的一面。一面的一面。一面的一面。一面的一面。一面的一面。一面的一面。一面的一面。一面。一面。一面。一面。一面。一面。一面。一面。一面。一面。一面。一面。一	能	事	有害鳥獸防除事業補助金 地產地消推進事業補助金 土地改良事業補助金 商工会議所補助金 命工会議所補助金 中小企業融資制度利子補給金 中小企業融資制度利子補給金 南工業振興事業補助金	有害鳥獸駆除事業奨励金 有害鳥獸取除事業補助金 地域產業振興資金融資制度利子補 的工業振興資金融資制度利子補 的工業振興事業補助金 中小企業融資制度利子補給金 中小企業融資制度利子補給金	産業振興課 有害鳥獸駆除事業奨励金 產業振興課 有害鳥獸節除事業奨励金 產業振興課 地產地消推進事業補助金 產業振興課 土地改良事業補助金 產業振興課 土地改良事業補助金
	# M 他 结 给 他 给	を	能	事鳥獸駆除事業獎励金 事鳥獸酚除事業獎励金 在地消推進事業補助金 山林機能回復整備事業補助金 工会議所補助金 小企業融資保証料補給金 小企業融資制度利子補給金 工業振興事業補助金 工業振興事業補助金	有害鳥獸防除事業補助金 地產地消推進事業補助金 土地改良事業補助金 商工会議所補助金 中小企業融資保証料補給金 申小企業融資制度利子補給金 商工業振興事業補助金 商工業振興事業補助金	有害鳥獸駆除事業獎励金 有害鳥獸防除事業補助金 地產地消推進事業補助金 土地改良事業補助金 商工会議所補助金 中小企業融資保証料補給金 中小企業融資制度利子補給金 商工業振興事業補助金 商工業振興事業補助金	產業振興課     有害鳥獣駆除事業操励金       產業振興課     有害鳥獣駆除事業補助金       ○ 產業振興課     地產地消推進事業補助金       ○ 產業振興課     土地改良事業補助金       ○ 產業振興課     商工会議所補助金       ○ 產業振興課     中小企業融資保証料補給金       ○ 產業振興課     中小企業融資制度利子補給金       ○ 產業振興課     市小企業融資制度利子補給金       ○ 產業振興課     南工業振興事業補助金       產業振興課     商工業振興事業補助金       商工活性化提案事業補助金

検討 所属名称	所属名称		補助金名称	行政分野	創 年度 度	交付先区分	交付先	特別	日 的	H22予算額 (千円)	特定財源額 (千円)	一般財源額 (千円)
特産品振興補助金(茶道具同業組 合補助金)	業振興課	特產品振興補助金(茶道具同業 合補助金)		地域経済振 興	842   模	各種団体、協会 関係	奈良県茶道具 同業組合	412	生駒市において特産品である茶道具等竹製品の保護・育成を図るとともに、奈良県茶道具同業組合の発展に資するため。	200		200
産業振興課 伝統的工芸品育成補助金	Ì	伝統的工芸品育成補助金		地域経済振興	\$42 関	各種団体、協会 関係	奈良県高山茶 荃生産協同組 合	41 124	生駒市において伝統的工芸品に指定されている高山茶筌の保護・育成を図るとともに、奈良県高山茶筌生産協同組合の発展に資するため。	300		300
健康課食品衛生協会補助金		食品衛生協会補助金		保健・衛生	Seo <b></b>	各種団体、協会 関係	食品衛生協会生駒支部	4m2	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するもの。	270		270
健康課 妊婦一般健康診査補助金 侵	妊婦一般健康診査補助金		π/Z	保健・衛生	H17 個	個人等	市内に住む妊婦	本票 2/7 5	県外医療機関等の委託医療機関以外で受診される妊婦一般健康診査(母子保健法)の費用補助を行うことより、妊婦に対して早期に医療や必要な保健指導を行うもの。	8,500	3,000	5,500
(健康課 介護老人保健施設運営補助金 保	介護老人保健施設運営補助金	-	硃	保健・衛生	H13 M	外郭団体等	(財)生駒メディカルセンター	K 0	介護老人保健施設「優楽」の管理運営を行う(財)生駒メディカルセンターの経営基盤の安定を図る。	0		0
健康課 二次予防接種·県外予防接種補助 保(	二次予防接種・県外予防接種補助金		张	保健・衛生	H17 個	人等	市民	<del>4.0 ≥/</del>	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため行う予防接種 の受けやすい環境を作る。 県外で予防接種を行った市民に対して補助を行うもの。	407		407
健康課 ヒブワクチン接種補助金 保優	ヒブワクチン接種補助金		保優	保健·衛生	H21 個	個人等	市民	dur	髄膜炎等に対する予防のためのヒプワクチン接種の補助を行うもの。	5,310		5,310
新型インフルエンザワクチン接種費 用補助金	新型インフルエンザワクチン接種費 用補助金	ルエンザワクチン接種費	各種	保健・衛生	H21 個	個人等	五田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	在票 2/8	新型インフルエンザの発生及びまん延を予防するため行う予防接種に対して補助を行うもの。	1,473	1,104	369
国保年金課(国 出産育児一時金 社会福祉保)	出産育児一時金		华		品 位 の 部 画	大	国民健康保険 被保険者	11	出産費用の負担軽減	56,700		56,700
国保年金課(国 葬祭費補助金 社会福祉保)	葬祭費補助金		华		昭和 以前	個人等	国民健康保険 被保険者	TMI	葬祭費用の負担軽減	3,870		3,870
〇 福祉総務課 鹿ノ台地域交流施設運営助成金 社会福祉	鹿ノ台地域交流施設運営助成金		茶纸		H 8 H 8 H 8 H 8 H 8 H 8 H 8 H 8 H 8 H 8	各種団体、協会 関係	(社福)長命荘	# 11.17	地域内の高齢者及び母子等の交流活動の推進に資するため、フォレストデイサービス度ノ台交流スペースを管理する社会福祉法人長命荘に交流スペース運営補助金を交付する。	3,960		3,960
〇 福祉総務課 社会福祉協議会補助金 社会	社会福祉協議会補助金		社 邻	社会福祉	S47 M	外郭団体等	(社福)生駒市 社会福祉協議 会	V144 = 44	生駒市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図ることを目的とする社会福祉法人生駒市社会福祉協議会に対し、在宅福祉活動、ボランティア活動等地域福祉の増進並びに社会福祉協議会の組織体制及び運営基盤の強化を図るため。	30,000		30,000
〇 福祉総務課 民生児童委員活動費交付金 社会	民生児童委員活動費交付金		拉 44	社会福祉	S51 個	個人等	民生委員 児童委員	<b>在</b> 票	民生委員法第14条及び児童福祉法第12条の2で定められた業務を行う 民生委員、児童委員及び主任児童委員に旅費、研修費等の諸活動に対して交付金を交付する。(補助単価のうち7万円分は市単)	20,641	9,370	11,271
福祉総務課 地区民協組織的活動費補助金 社	地区民協組織的活動費補助金		粒	社会福祉	S51 羅	各種団体、協会 関係	生駒北第1地区民生委員協議会外5協議会	有 県補 10/10	民生委員法第20条に規定する民生委員協議会の積極的な活動に対して 補助し、社会福祉の推進に資することを目的とする。	1,200	1,200	0
○ 福祉総務課 老人クラブ補助金 高齢	老人クラブ補助金		40 <u>©</u> 4389	高齢者福祉	S38 羅	各種団体、協会語	生駒市老人クラブ連合会 小学校区・単位老人クラブ	年 第 2/3	生駒市老人クラブ連合会、小学校区老人クラブ連合会及び単位老人クラブの生きがい活動、地域活動、健康増進活動等をより推進するため。(市単で県補助単価からの上乗せあり)	8)808	2,246	6,562
-	-					1						•

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	) 中間市シ	) 年 點 市 シ	) 年階市シ	) 年 暫 市 シ	高齢者の就業機会の増大を図るととも 会づく切に寄与することを目的とする。 高者の生きがい支援及び社会参加の促進 に対して補助するもの。(県補助 1,500 1
ター運営補助金 高齢者福祉 H5 外郭団体等 ルバー人材センター	ター連宮補助金   高齢者福祉   15 外野団体等 ルバー人材センター	(社)生駒市シ 運営補助金 高齢者福祉 H5 外郭団体等 ルパー人材セ ンター	(社)生駒市シ シルパー人材センター運営補助金 高齢者福祉 H5 外郭団体等 ルパー人材セ ンター	(社)生駒市シ ター運営補助金 高齢者福祉 H5 外郭団体等 ルバー人材セ ンター	(社)生駒市シ シルパー人材センター運営補助金 高齢者福祉 H5 外郭団体等 ルパー人材セ ンター	172,157 0 0 0,500 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
本市に居住す       永年にわたり社会に貢献した高齢高齢者         高齢者       8 個人等       る70歳以上の高齢者	本市に居住す       H8 個人等     る70歳以上の 高齢者	高齢者福祉     H8 個人等     A市に居住する70歳以上の高齢者	本市に居住す   本市に居住す   本市に居住す   本市に居住す   名70歳以上の   高齢者福祉   H8 個人等   る70歳以上の   高齢者   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	高齢者福祉     H8 個人等     A市に居住する70歳以上の高齢者	本市に居住す   本市に居住す   本市に居住す   本市に居住す   名70歳以上の   高齢者福祉   H8 個人等   る70歳以上の   高齢者   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	0 0 7,500 600 600 600 600 600 5 5 500 5 5 600 600
高齢者福祉 H10 各種団体、協会 社会福祉法人 (県補助の1/4・5千万円上限) 第 等	H10   各種団体、協会   社会福祉法人   本市における特別養護老人ホー   関係   等   (県補助の1/4・5千万円上限)	高齢者福祉 H10 各種団体、協会 社会福祉法人 (県補助の1/4・5千万円上限) 第 等	老人福祉施設整備費補助金 高齢者福祉 H10 関係 協会 社会福祉法人 (県補助の1/4・5千万円上限) 等	高齢者福祉 H10 各種団体、協会 社会福祉法人 (県補助の1/4・5千万円上限) 第 等	老人福祉施設整備費補助金 高齢者福祉 H10 関係 協会 社会福祉法人 (県補助の1/4・5千万円上限) 等	7,500 1,500 600 600 600 10,800 10,800 11,500
動支援センター運営等補助 障害者福祉 H18 関係 地域活動支援 地域活動支援 地域活動支援 とンター運営 1/2 原書者福祉 関係 団体 加速活動支援 国権 1/2 原本 1/4	-運営等補助 障害者福祉 H18 各種団体、協会 センター運営 1/2 関係 団体 1/4	佐藤田本   保護   中域活動支援   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	中域活動支援センター運営等補助 障害者福祉 H18 関係 ログター運営 1/2 日本	-運営等補助 障害者福祉 H18 各種団体、協会 センター運営 1/2 関係 団体 1/4	中域活動支援センター運営等補助 障害者福祉 H18 関係 ログター運営 1/2 日本	1,500 600 600 600 1,500 1,500 1,500 1,500 1,500 1,500
		A種団体、協会 障がい児施設 有   日   日   日   日   日   日   日   日   日	障害児地域支援体制整備事業費補 障害者福祉 H20 関係 設置者 設置者 10/10		障害児地域支援体制整備事業費補 障害者福祉 H20 関係 設置者 設置者 10/10	600 600 600 10,800 10,800 43,920
障害者福祉 H16 各種団体、協会 障がい者団体 関係	障害者福祉 H16 各種団体、協会 障がい者団体 関係	H16 各種団体、協会 障がい者団体 関係	心身障がい者団体等活動促進補助 障害者福祉 H16 関係	障害者福祉 H16 各種団体、協会 障がい者団体 関係	心身障がい者団体等活動促進補助 障害者福祉 H16 関係	600 600 10,800 10,800 43,920
高齢者福祉 H18 個人等 等 等	高齢者福祉 H18 個人等 等 等	H18 個人等	機能訓練事業補助金 高齢者福祉 H18 個人等 等	高齢者福祉 H18 個人等 等 等	機能訓練事業補助金 高齢者福祉 H18 個人等 等	52,500
高齢者福祉 H12 各種団体、協会 社会福祉法人 県 等 第 3.4	高齢者福祉 H12 各種団体、協会 社会福祉法人 県 等 第 3.4	H12 各種団体、協会 社会福祉法人	社会福祉法人利用負担助成金 高齡者福祉 H12 関係 等	高齢者福祉 H12 各種団体、協会 社会福祉法人 県 等 第 3.4	社会福祉法人利用負担助成金 高齡者福祉 H12 関係	52,500
高齢者福祉 H21 各種団体、協会 型居宅介護事 県補	高齢者福祉 H21 各種団体、協会 型居宅介護事 県補	H21 各種団体、協会型居宅介護事県補         型居宅介護事県補           業者         10/10	介護基盤緊急整備等特例補助金 高齢者福祉 H21 関係 型居宅介護事 県補 業者 10/10	高齢者福祉 H21 各種団体、協会 型居宅介護事 県補	介護基盤緊急整備等特例補助金 高齢者福祉 H21 関係 型居宅介護事 県補 業者 10/10	10,800 10,800 43,920
-ビス事業整備補助 高齢者福祉 H21 関係 知会 対域模多機能 有 関係 報告 10/10	-ビス事業整備補助 高齢者福祉 H21 関係 知会 対域模多機能 有 関係 報告 10/10	高齢者福祉 H21 関係 協会 型居宅介護事 県補 第7010	地域密着型サービス事業整備補助 高齢者福祉 H21 関係 24 24 24 19(4) 26 24 10/10 24 24 10/10	-ビス事業整備補助 高齢者福祉 H21 関係 知会 対域模多機能 有 関係 報告 10/10	地域密着型サービス事業整備補助 高齢者福祉 H21 関係 24 24 24 19(4) 26 24 10/10 24 24 10/10	1 230 43,920
			Section	Section	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	43,920
子ども福祉 H15 保育園、幼稚園 設可外保育施 県補 設 2/3	子ども福祉 H15 保育園、幼稚園 設可外保育施 県補 設 2/3	子ども福祉 H15 保育園、幼稚園 設可外保育施 県補 設 2/3	認可外保育施設従事者健康診断補 子ども福祉 H15 保育園、幼稚園 認可外保育施 県補助金	ども課 認可外保育施設従事者健康診断補 子ども福祉 H15 保育園、幼稚園 認可外保育施 県補 助金 2.3	記可外保育施設従事者健康診断補 子ども福祉 H15 保育園、幼稚園 認可外保育施 県補 助金 り金 おきん は おもま おお お お お お お お お お お お お お ま は お ま は お ま は お ま は お ま は お ま は お ま は は は お ま は お ま は お ま は お ま は は は は	
子ども福祉     H15 保育園、幼稚園 配り水床月     県補       2/3	子ども福祉     H15 保育園、幼稚園 脳中外下月     県補 2/3       フリンナ によった。     12.3	子ども福祉     H15 保育園、幼稚園 脳中外下月     県補 2/3       エジェケッカ     大いまたが、 CFO 位き圏 小雅園 私立保育所 8	説 リント に 日 に に に かっか に 日 に に に に に に に に に に に に に に に に に	ども課	- こども課	
を備等特例補助金 高齢者福祉 H21   関係 型吊号介護事 県補	を備等特例補助金 高齢者福祉 H21   関係 型吊号介護事 県補	を備等特例補助金 高齢者福祉 H21   関係 型吊号介護事 県補	<ul> <li>介護基盤緊急整備等特例補助金 高齢者福祉 H21 寄種団体、協会 型吊号介護事 県補 地域密着型サービス事業整備補助 高齢者福祉 H21 関係 業者 10/10 と 32の可外保育施設従事者健康診断補 子ども福祉 H15 保育園、幼稚園 設等 2/3</li> </ul>	<ul> <li>介護基盤緊急整備等特例補助金 高齢者福祉 H21 寄種団体、協会 型吊号介護事 県補 地域密着型サービス事業整備補助 高齢者福祉 H21 関係 業者 10/10 と 32の可外保育施設従事者健康診断補 子ども福祉 H15 保育園、幼稚園 設等 2/3</li> </ul>	介護保険課介護基盤緊急整備等特例補助金高齢者福祉H21角種団体、協会 関係型吊宅介護等 業者10/10介護保険課地域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21角係型居宅介護事 集者有こども課認可外保育施設従事者健康診断補子ども福祉H15保育園、幼稚園 設等設等名	
12ンター運営等補助 障害者福祉         H18 目標         各種団体、協会 性域活動支援 国補 17.2 目標 日本 17.4 目標 日本 18.6 目標 17.1 目標 日本 17.4 目標 日本 17.4 目標 日本 17.4 目標 日本 17.4 日本 17.4 日本 17.4 目標 日本 17.4 日本 17	12ンター運営等補助 障害者福祉         H18 目標         各種団体、協会 性域活動支援 国補 17.2 目標 日本 17.4 目標 日本 18.6 目標 17.1 目標 日本 17.4 目標 日本 17.4 目標 日本 17.4 目標 日本 17.4 日本 17.4 日本 17.4 目標 日本 17.4 日本 17	12ンター運営等補助 障害者福祉         H18 目標         各種団体、協会 性域活動支援 国補 17.2 目標 日本 17.4 目標 日本 18.6 目標 17.1 目標 日本 17.4 目標 日本 17.4 目標 日本 17.4 目標 日本 17.4 日本 17.4 日本 17.4 目標 日本 17.4 日本 17	世域活動支援センター運営等補助 障害者福祉 H18 各種団体、協会 地域活動支援 B14 B16 B18 B14 B18 B14 B18 B14 B18 B14 B18 B14 B18 B14 B18 B18 B19 B18 B19 B19 B18 B19 B18 B19	世域活動支援センター運営等補助 障害者福祉 H18 各種団体、協会 地域活動支援 B14 B16 B18 B14 B18 B14 B18 B14 B18 B14 B18 B14 B18 B14 B18 B18 B19 B18 B19 B19 B18 B19 B18 B19	福祉支援課 地域活動支援センター運営等補助 障害者福祉 H18 関係 センター運営 I24 日24 関係 センター運営 I24 日24 関係 センター運営 I24 日24 日24 日24 日24 日24 日24 日24 日24 日24 日	こる民間保育
四下   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	四下   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	四下   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	世域活動支援センター運営等補助 障害者福祉 H18 BM GM	世域活動支援センター運営等補助 障害者福祉 H18 BM GM	福祉支援課 地域活動支援センター運営等補助 障害者福祉 H18 唇種団体、協会 センター運営	)規定によ
e備費補助金     高齢者福祉     H10     各種団体、協会     社会福祉法人       2ンター運営等補助     障害者福祉     H18     各種団体、協会     地域活動支援     自動       2ンター運営等補助     障害者福祉     H20     母種団体、協会     地域活動支援     自動       5体制整備事業費補     障害者福祉     H16     母種団体、協会     障がい見施設     具補       10月     関係     協修     特益団体、協会     社会福祉法人     有       10月     自動     各種団体、協会     社会福祉法人     有       2人事業整備補助     高齢者福祉     H21     日係     中域機多機能     有       2代事者健康診断補     子ども福祉     H21     日保育園、幼稚園     以稅糧園     自       20月     20日     20日     20日     20日       20日     20日     20日     20日     20日     20日       30日     20日     20日     20日     20日     20日       4日     20日     20日     20日     20日     20日     20日       4日     20日     20日     20日     20日     20日     20日     20日       5日     20日	e備費補助金     高齢者福祉     H10     各種団体、協会     社会福祉法人       2ンター運営等補助     障害者福祉     H18     各種団体、協会     地域活動支援     自動       2ンター運営等補助     障害者福祉     H20     母種団体、協会     地域活動支援     自動       5体制整備事業費補     障害者福祉     H16     母種団体、協会     障がい見施設     具補       10月     関係     協修     特益団体、協会     社会福祉法人     有       10月     自動     各種団体、協会     社会福祉法人     有       2人事業整備補助     高齢者福祉     H21     日係     中域機多機能     有       2代事者健康診断補     子ども福祉     H21     日保育園、幼稚園     以稅糧園     自       20月     20日     20日     20日     20日       20日     20日     20日     20日     20日     20日       30日     20日     20日     20日     20日     20日       4日     20日     20日     20日     20日     20日     20日       4日     20日     20日     20日     20日     20日     20日     20日       5日     20日	e備費補助金     高齢者福祉     H10     各種団体、協会     社会福祉法人       2ンター運営等補助     障害者福祉     H18     各種団体、協会     地域活動支援     自動       2ンター運営等補助     障害者福祉     H20     母種団体、協会     地域活動支援     自動       5体制整備事業費補     障害者福祉     H16     母種団体、協会     障がい見施設     具補       10月     関係     協修     特益団体、協会     社会福祉法人     有       10月     自動     各種団体、協会     社会福祉法人     有       2人事業整備補助     高齢者福祉     H21     日係     中域機多機能     有       2代事者健康診断補     子ども福祉     H21     日保育園、幼稚園     以稅糧園     自       20月     20日     20日     20日     20日       20日     20日     20日     20日     20日     20日       30日     20日     20日     20日     20日     20日       4日     20日     20日     20日     20日     20日     20日       4日     20日     20日     20日     20日     20日     20日     20日       5日     20日	<ul> <li>老人福祉施設整備費補助金 高齢者福祉 H10 各種団体、協会 社会福祉法人 等 地域活動支援 国権</li></ul>	<ul> <li>老人福祉施設整備費補助金 高齢者福祉 H10 各種団体、協会 社会福祉法人 等 地域活動支援 国権</li></ul>	福祉終務課 老人福祉施設整備費補助金 高齡者福祉 H10 各種団体、協会 社会福祉法人 有 福祉支援課 地域活動支援センター運営等補助 障害者福祉 H18 関係 協会 也以之一運営 期間 1/4 日祖支援課 障害児地域支援体制整備事業費補 障害者福祉 H20 関係 協会 地域活動支援 1/2 国体 1/2 日本支援課 成能能訓練事業補助金 高齡者福祉 H16 日本 1/2 日本 1/2 日本支援課 機能能訓練事業補助金 高齡者福祉 H16 日本 1/2 日本	35条0
2ンター運営等補助     高齢者福祉     H10     各種団体、協会     社会福祉法人       2ンター運営等補助     商齢者福祉     H20     各種団体、協会     地域活動支援     自       2ンター運営等補助     随害者福祉     H20     母種団体、協会     地域活動支援     自       10ンカー運営等補助     随害者福祉     H20     関係     地域活動支援     自       10か10     関係     協会     地域活動支援     自       10か10     関係     協会     地域活動支援     有       10か10     関係     協会     地域活動支援     有       10か10     関係     協会     財政債务     有       10か10     関係     協会     社会福祉法人     有       10か10     財務     会種団体、協会     社会福祉法人     有       10か10     財務     会種団体、協会     小規模多機能     有       10か10     財務     大とも福祉     H21     財務     株       2000     大とも福祉     H21     財務     株     本       2000     大とも福祉     H21     財務     本     本       2000     大ともを確康診断補     インター運営     中     サスとも     カスとも       2000     大学者健康診断     大学者     中     サスとも       2000     大学者     大学者     中     中     中       2000     大学者     大学者     中     中     中       2000	2ンター運営等補助     高齢者福祉     H10     各種団体、協会     社会福祉法人       2ンター運営等補助     商齢者福祉     H20     各種団体、協会     地域活動支援     自       2ンター運営等補助     随害者福祉     H20     母種団体、協会     地域活動支援     自       10ンカー運営等補助     随害者福祉     H20     関係     地域活動支援     自       10か10     関係     協会     地域活動支援     自       10か10     関係     協会     地域活動支援     有       10か10     関係     協会     地域活動支援     有       10か10     関係     協会     財政債务     有       10か10     関係     協会     社会福祉法人     有       10か10     財務     会種団体、協会     社会福祉法人     有       10か10     財務     会種団体、協会     小規模多機能     有       10か10     財務     大とも福祉     H21     財務     株       2000     大とも福祉     H21     財務     株     本       2000     大とも福祉     H21     財務     本     本       2000     大ともを確康診断補     インター運営     中     サスとも     カスとも       2000     大学者健康診断     大学者     中     サスとも       2000     大学者     大学者     中     中     中       2000     大学者     大学者     中     中     中       2000	2ンター運営等補助       高齢者福祉       H10       各種団体、協会       社会福祉法人       有         2ンター運営等補助       障害者福祉       H18       各種団体、協会       地域活動支援       自         2ンター運営等補助       障害者福祉       H20       母種団体、協会       地域活動支援       自         10・10       関係       協会       地域活動支援       自         10・10       関係       協会       地域活動支援       有         10・10       関係       協会       地域活動支援       有         10・10       関係       協会       地域活動支援       有         10・10       関係       協会       市民グループ       有         10・10       関係       協会       社会福祉法人       有         10・10       自動者福祉       H12       各種団体、協会       社会福祉法人       有         10・10       自動者福祉       H21       日務       本名       本名       本名         10・10       自動者福祉       H21       日務       本名       本名       本名       本名       10・10       日本       本名       本名       日本       10・10       日本       10・10       日本       日本 <td< td=""><td>本人福祉施設整備資補助金 高齢者福祉 H10 各種団体、協会 社会福祉法人 一</td><td>本人福祉施設整備資補助金 高齢者福祉 H10 各種団体、協会 社会福祉法人 一</td><td>福祉炎務課 老人福祉施設整備費補助金 高齡者福祉 H10 曾孫 社会福吐法人 等地域活動支援 四輔 福祉支援課</td><td>号)第</td></td<>	本人福祉施設整備資補助金 高齢者福祉 H10 各種団体、協会 社会福祉法人 一	本人福祉施設整備資補助金 高齢者福祉 H10 各種団体、協会 社会福祉法人 一	福祉炎務課 老人福祉施設整備費補助金 高齡者福祉 H10 曾孫 社会福吐法人 等地域活動支援 四輔 福祉支援課	号)第
b         合種団体、協会         本市に居住する70歳以上の高齢者           2ンター運営等補助         高齢者福祉         H10 日本         各種団体、協会         社会福祉法人 日本           2ンター運営等補助         障害者福祉         H10 日本         各種団体、協会         社会福祉法人 日本           5体制整備事業費補         障害者福祉         H10 日本         日本         日本           6株制整備事業費補         原書者福祉         H10 日本         日本         日本           6株等活動促進補助         高齢者福祉         H10 日本         日本         日本           6株等活動促進補助         高齢者福祉         H10 日本         日本         日本         日本           6株等特例補助金         高齢者福祉         H21 日本         日本         日本         日本         日本           6株等特例補助金         高齢者福祉         H21 日本         日本         日本         日本         日本           6株等特例補助金         高齢者福祉         H21 日本         日本         日本         日本         日本         日本           6株等特例補助金         高齢者福祉         H21 日本         日本         日本         日本         日本         日本         日本         日本           6株         日本	b         合種団体、協会         本市に居住する70歳以上の高齢者           2ンター運営等補助         高齢者福祉         H10 日本         各種団体、協会         社会福祉法人 日本           2ンター運営等補助         障害者福祉         H10 日本         各種団体、協会         社会福祉法人 日本           5体制整備事業費補         障害者福祉         H10 日本         日本         日本           6株制整備事業費補         原書者福祉         H10 日本         日本         日本           6株等活動促進補助         高齢者福祉         H10 日本         日本         日本           6株等活動促進補助         高齢者福祉         H10 日本         日本         日本         日本           6株等特例補助金         高齢者福祉         H21 日本         日本         日本         日本         日本           6株等特例補助金         高齢者福祉         H21 日本         日本         日本         日本         日本           6株等特例補助金         高齢者福祉         H21 日本         日本         日本         日本         日本         日本           6株等特例補助金         高齢者福祉         H21 日本         日本         日本         日本         日本         日本         日本         日本           6株         日本	b         合種団体、協会         本市に居住する70歳以上の高齢者           2ンター運営等補助         高齢者福祉         H10 日本         各種団体、協会         社会福祉法人 日本           2ンター運営等補助         障害者福祉         H10 日本         各種団体、協会         社会福祉法人 日本           5体制整備事業費補         障害者福祉         H10 日本         日本         日本           6株制整備事業費補         原書者福祉         H10 日本         日本         日本           6株等活動促進補助         高齢者福祉         H10 日本         日本         日本           6株等活動促進補助         高齢者福祉         H10 日本         日本         日本         日本           6株等特例補助金         高齢者福祉         H21 日本         日本         日本         日本         日本           6株等特例補助金         高齢者福祉         H21 日本         日本         日本         日本         日本           6株等特例補助金         高齢者福祉         H21 日本         日本         日本         日本         日本         日本           6株等特例補助金         高齢者福祉         H21 日本         日本         日本         日本         日本         日本         日本         日本           6株         日本	高齢者を通費的成金 高齢者福祉 H8 個人等	高齢者を通費的成金 高齢者福祉 H8 個人等	「福祉総務課	第164 )。
が成金         高齢者福祉         H8         個人等         本市に居住す 高齢者福祉         ンター           2ンター運営等補助         高齢者福祉         H10         各種団体、協会         社会福祉法人 等         有 地域活動支援 国 センター運営 等 中 と 中 ・ 10.710         有 日本           3人名一運営等補助         障害者福祉         H10         各種団体、協会         世域活動支援 国 センター運営 日本         有 日本         17.4 日本         日本           3日本         H10         各種団体、協会         世域活動支援 国 センター運営 日本         有 日本         10.710         有 日本           3日本         H10         日本         日	が成金         高齢者福祉         H8         個人等         本市に居住す 高齢者福祉         ンター           2ンター運営等補助         高齢者福祉         H10         各種団体、協会         社会福祉法人 等         有 地域活動支援 国 センター運営 等 中 と 中 ・ 10.710         有 日本           3人名一運営等補助         障害者福祉         H10         各種団体、協会         世域活動支援 国 センター運営 日本         有 日本         17.4 日本         日本           3日本         H10         各種団体、協会         世域活動支援 国 センター運営 日本         有 日本         10.710         有 日本           3日本         H10         日本         日	が成金         高齢者福祉         H8         個人等         本市に居住す 高齢者福祉         ンター           2ンター運営等補助         高齢者福祉         H10         各種団体、協会         社会福祉法人 等         有 地域活動支援 国 センター運営 等 中 と 中 ・ 10.710         有 日本           3人名一運営等補助         障害者福祉         H10         各種団体、協会         世域活動支援 国 センター運営 日本         有 日本         17.4 日本         日本           3日本         H10         各種団体、協会         世域活動支援 国 センター運営 日本         有 日本         10.710         有 日本           3日本         H10         日本         日	高齡者交通費助成金 高齡者福祉 H8 個人等 本析已居住す 本析已居住す 表力信息 H10 関係 表力信息 H2 高元 H2	高齡者交通費助成金 高齡者福祉 H8 個人等 本析已居住す 本析已居住す 表力信息 H10 関係 表力信息 H2 高元 H2	1 日本	y る。 法律 3 - るため
2.74       1.75         5       1.75         5       1.75         5       2.70         5       2.00         6       4         6       4         6       4         6       4         6       4         7       4         6       4         6       4         7       4         8       4         8       4         9       4         10	2.74       1.75         5       1.75         5       1.75         5       2.70         5       2.00         6       4         6       4         6       4         6       4         6       4         7       4         6       4         6       4         7       4         8       4         8       4         9       4         10	2.74       1.75         5       1.75         5       1.75         5       2.70         5       2.00         6       4         6       4         6       4         6       4         6       4         7       4         6       4         6       4         7       4         8       4         8       4         9       4         10	高齢者交通費助成金 高齢者福祉 H10 各種団体、協会 社会福祉法人 高齢者福祉 H10 各種団体、協会 社会福祉法人 高齢者福祉 H10 各種団体、協会 社会福祉法人 第20 200 200 200 200 200 200 200 200 200	高齢者交通費助成金 高齢者福祉 H10 各種団体、協会 社会福祉法人 高齢者福祉 H10 各種団体、協会 社会福祉法人 高齢者福祉 H10 各種団体、協会 社会福祉法人 第20 200 200 200 200 200 200 200 200 200	福祉総務課 高齢者交通費助成金 高齢者福祉 H8 個人等 本市に居住す 本市に居住す 本市に居住す 高齢者福祉 H8 個人等 本市に居住す 高齢者福祉 H8 個人等 るがに居住す 高齢者福祉 H8 関係 センター運営等補助 障害者福祉 H8 関係 協会 世域活動支援 画精 化支援課	122年 こ資す
2ンター運営補助金 高齢者福祉 H5 外郭団体等         ルバー人材セ	2.79 — 連宮補助金         高齢者福祉         H8         角人等         ルハー人材で           56備費補助金         高齢者福祉         H10         各種団体、協会         社会福祉法人           2.79 — 運営等補助         高齢者福祉         H10         各種団体、協会         社会福祉法人           2.79 — 運営等補助         高齢者福祉         H10         各種団体、協会         地域活動支援         両           114         BK等活動促進補助         障害者福祉         H10         各種団体、協会         社会福祉法人         有           114         BK等活動促進補助         直齢者福祉         H10         各種団体、協会         社会福祉法人         有           114         BK等活動促進補助         直齢者福祉         H11         BK         中央省団体、協会         社会福祉法人         有           11日         BK等特別補助金         高齢者福祉         H11         BK         株         本会福祉法人         有           11日         BK等特別補助金         高齢者福祉         H11         BK         本         小規模多機能         有           11日         BK等特別補助金         高齢者福祉         H12         BK         本         小規模多級能         有           11日         BK等         AK         AK         AK         AK         AK         AK           11日         BK         AK         AK         AK         AK         AK	2ンター運営補助金 高齢者福祉 H5 外郭団体等         ルバー人材セ	シルバー人材センター運営補助金         高齢者福祉         H8         内郭団体等         ルバー人材センター運営補助金           高齢者福祉         H8         個人等         あ70歳以上の 高齢者福祉         A 本市に居住す 高齢者福祉         A 本市に居住す 高齢者福祉         A 有市に居住す 高齢者福祉         A 有地域活動支援         A 有地域活動支援         A 有地域活動支援         A 有地域活動支援         A 有地域活動支援         A 有地域活動支援         A 自動者         A 自動學         A 自動者	シルバー人材センター運営補助金         高齢者福祉         H8         内郭団体等         ルバー人材センター運営補助金           高齢者福祉         H8         個人等         あ70歳以上の 高齢者福祉         A 本市に居住す 高齢者福祉         A 本市に居住す 高齢者福祉         A 有市に居住す 高齢者福祉         A 有地域活動支援         A 有地域活動支援         A 有地域活動支援         A 有地域活動支援         A 有地域活動支援         A 有地域活動支援         A 自動者         A 自動學         A 自動者	福祉総務課 シルバー人材センター運営補助金 高齢者福祉 H5 外郭団体等 ルバー人材セ カター 20年 200歳以上の 福祉総務課 老人福祉施設整備費補助金 高齢者福祉 H10 各種団体、協会 社会福祉法人 有 10年	(昭和)
2ンター運営補助金 高齢者福祉 H5 外郭団体等 ルバー人材センター が成金 高齢者福祉 H10 合種団体、協会 社会福祉法人 高齢者福祉 H10 骨種団体、協会 性域活動支援 国権 2ンター運営等補助 障害者福祉 H18 関係 協会 性域活動支援 国権 2ンター運営等補助 障害者福祉 H16 骨種団体、協会 (協会 障がい・児施設 県制 172 関係 (協会 障がい・児施設 県制 172 関係 (協会 障がい・児施設 県制 174 関係 (協会 障がい・名団体 174 関係 (協会 性域活動支援 国権 175 関係 (協会 障がい・名団体 174 関係 (協会 性域活動支援 国権 175 関係 (協会 性域活動支援 国権 175 関係 (協会 性域活動支援 国権 176 関係 (協会 性域活動支援 国権 176 関係 (協会 性域活動支援 国権 176 関係 (協会 性域概多機能 有 186 音音福祉 H12 関係 (協会 社会福祉法人 集 等	2ンター連回補助金         局齢者福祉         H8         個人等         ルハー人材で           bc備養補助金         高齢者福祉         H8         個人等         本市に居住す           2ンター運営等補助         高齢者福祉         H10         替種団体、協会         株本市に居住す           2ンター運営等補助         障害者福祉         H10         替種団体、協会         職がい見施設           3ンター運営等補助         障害者福祉         H10         関係         地域活動支援           30本         地域活動支援         自体           4         台種団体、協会         障がい見施設         有           4         日本         中に大手電営         10.710           5         日本         日本         中に大手電送         10.710           6         日本         日本         日本         10.710           6         日本         日本         日本         日本           7         日本         日本         日本         日本           8         日本         日本         日本         日本	2ンター運営補助金 高齢者福祉 H5 外郭団体等 ルバー人材センター が成金 高齢者福祉 H10 合種団体、協会 社会福祉法人 高齢者福祉 H10 骨種団体、協会 性域活動支援 国権 2ンター運営等補助 障害者福祉 H18 関係 協会 性域活動支援 国権 2ンター運営等補助 障害者福祉 H16 骨種団体、協会 (協会 障がい・児施設 県制 172 関係 (協会 障がい・児施設 県制 172 関係 (協会 障がい・児施設 県制 174 関係 (協会 障がい・名団体 174 関係 (協会 性域活動支援 国権 175 関係 (協会 障がい・名団体 174 関係 (協会 性域活動支援 国権 175 関係 (協会 性域活動支援 国権 175 関係 (協会 性域活動支援 国権 176 関係 (協会 性域活動支援 国権 176 関係 (協会 性域活動支援 国権 176 関係 (協会 性域概多機能 有 186 音音福祉 H12 関係 (協会 社会福祉法人 集 等	シルバー人材センター運営補助金         高齢者福祉         H6         外郭団体等         ルバー人材センター運営補助金           高齢者交通費助成金         高齢者福祉         H10         台種団体、協会         本布に居住する70歳以上の           地域活動支援センター運営等補助         高齢者福祉         H10         日係等         本方の歳以上の           市場を通行地域支援体制整備事業費補         障害者福祉         H10         日保護         世域活動支援 日20分一運営等補助           心身障がい者団体等活動促進補助         障害者福祉         H10         日保護団体、協会         地域活動支援 日20分の場別           小身障がい者団体等活動促進補助         高齢者福祉         H10         日銀係         出域によりのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	シルバー人材センター運営補助金         高齢者福祉         H6         外郭団体等         ルバー人材センター運営補助金           高齢者交通費助成金         高齢者福祉         H10         台種団体、協会         本布に居住する70歳以上の           地域活動支援センター運営等補助         高齢者福祉         H10         日係等         本方の歳以上の           市場を通行地域支援体制整備事業費補         障害者福祉         H10         日保護         世域活動支援 日20分一運営等補助           心身障がい者団体等活動促進補助         障害者福祉         H10         日保護団体、協会         地域活動支援 日20分の場別           小身障がい者団体等活動促進補助         高齢者福祉         H10         日銀係         出域によりのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	福祉総務課 シルバー人材センター運営補助金 高齢者福祉 H3 P4等回体等 ルバー人材セ A71-CF-CF A70歳以上の 高齢者福祉 H3 個人等 る70歳以上の 高齢者を200歳以上の 高齢者福祉 H10 個人等 る70歳以上の 高齢者 A71-CF-CF A71-CF-CF-CF-CF-CF-CF-CF-CF-CF-CF-CF-CF-CF-	配証に
2ンター運営補助金 高齢者福祉 H6 外郭団体等 ルバー人がも カケー ルバー人がも カケー カケー カケー 本市に居住す 高齢者福祉 H10 各種団体、協会 社会福祉法人 高齢者福祉 H10 各種団体、協会 性域活動支援 国権 センター運営等補助 障害者福祉 H10 各種団体、協会 (協会 (なん)・1/2 周係 (政権)を (政権)を (政権)を (政権)を (政権) (政権) (政権) (政権) (政権) (政権) (政権) (政権)	2.79 — 連宮補助金         高齢者福祉         H8         角人等         ルハー人材で           56購費補助金         高齢者福祉         H10         各種団体、協会         社会福祉法人           2.79 — 運営等補助         高齢者福祉         H10         各種団体、協会         社会福祉法人           2.79 — 運営等補助         高齢者福祉         H10         各種団体、協会         地域活動支援         国本           10.70         日本         地域活動支援         国本         11.4         日本           10.70         日本         地域活動支援         国本         11.0         10.0 <t< td=""><td>心が全         高齢者福祉         H5         外郭団体等         (不)工勢市ン (人)工勢市シンター運営補助金           5歳者福祉         H8         個人等         本市に居住す (人)工勢市シンター運営補助として         本市に居住す (人) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大</td><td>  たいた一人材センター運営補助金   高齢者福祉    118    内郭団体等    (九)と 上が一人材センター運営補助金   高齢者福祉    118    個人等    カケーン    カケー    カケー    119    日本域活動支援    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は、協会    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は、協会    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は、協会    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は、協会    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本語    119   </td><td>  たいた一人材センター運営補助金   高齢者福祉    118    内郭団体等    (九)と 上が一人材センター運営補助金   高齢者福祉    118    個人等    カケーン    カケー    カケー    119    日本域活動支援    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は、協会    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は、協会    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は、協会    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は、協会    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本語    119   </td><td>福祉総務課 シルバー人材センター運営補助金 高齢者福祉 H5 外郭団体等 10.バー人材セ カケー 10.バー人材セクー運営補助金 高齢者福祉 H10 個人等 本内に居住す 高齢者 11.0</td><td>児童福 等の健</td></t<>	心が全         高齢者福祉         H5         外郭団体等         (不)工勢市ン (人)工勢市シンター運営補助金           5歳者福祉         H8         個人等         本市に居住す (人)工勢市シンター運営補助として         本市に居住す (人) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	たいた一人材センター運営補助金   高齢者福祉    118    内郭団体等    (九)と 上が一人材センター運営補助金   高齢者福祉    118    個人等    カケーン    カケー    カケー    119    日本域活動支援    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は、協会    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は、協会    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は、協会    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は、協会    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本語    119	たいた一人材センター運営補助金   高齢者福祉    118    内郭団体等    (九)と 上が一人材センター運営補助金   高齢者福祉    118    個人等    カケーン    カケー    カケー    119    日本域活動支援    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は、協会    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は、協会    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は、協会    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本会権は、協会    119    日本会権は法人利用負担助成金    119    日本語    119	福祉総務課 シルバー人材センター運営補助金 高齢者福祉 H5 外郭団体等 10.バー人材セ カケー 10.バー人材セクー運営補助金 高齢者福祉 H10 個人等 本内に居住す 高齢者 11.0	児童福 等の健
2ンター運営補助金         高齢者福祉         H5         外郭団体等         ルバー人材セ           J成金         高齢者福祉         H8         個人等         本市に居住する70歳以上の高齢との歳以上の高齢者程           2ンター運営等補助 障害者福祉         H10         母種団体、協会 性域活動支援等           2ンター運営等補助 障害者福祉         H10         母種団体、協会 性域活動支援等           30分         世域活動支援等           30分         日本           30分         日本           31日         日本           32分         日本           32分         日本           33         日本           34         日本           35         日本           36         日本           37         日本           38         日本           38         日本           44         日本           45         日本           44         日本           45         日本           45         日本	2.グター連回補助金         高齢者福祉         H5         外郭団体等         ルハー人材で           5位成金         高齢者福祉         H8         個人等         本市に居住する70歳以上の高齢者程           2.グラー運営等補助         高齢者福祉         H10         各種団体、協会         社会福祉法人高齢者程           30分一運営等補助         障害者福祉         H10         母種団体、協会         社会福祉法人等等           30分一運営等補助         障害者福祉         H10         母種団体、協会         社会福祉法人管局           30分一運営等補助         障害者福祉         H10         母種団体、協会         社会福祉法人商人           40分一運営等補助         障害者福祉         H10         母種団体、協会         社会福祉法人协会           40分         高齢者福祉         H10         母種団体、協会         社会福祉法人工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	2ンター運営補助金         高齢者福祉         H5         外郭団体等         ルバー人材セ           J成金         高齢者福祉         H8         個人等         本市に居住する70歳以上の高齢との歳以上の高齢者程           2ンター運営等補助 障害者福祉         H10         母種団体、協会 性域活動支援等           2ンター運営等補助 障害者福祉         H10         母種団体、協会 性域活動支援等           30分         世域活動支援等           30分         日本           30分         日本           31日         日本           32分         日本           32分         日本           33         日本           34         日本           35         日本           36         日本           37         日本           38         日本           38         日本           44         日本           45         日本           44         日本           45         日本           45         日本	シルバー人材センター運営補助金         高齢者福祉         H5         外郭団体等         ルバー人材センター運営補助金           高齢者交通費助成金         高齢者福祉         H10         各種団体、協会         本市に居住する70歳以上の高齢者           金人福祉施設整備費補助金         高齢者福祉         H10         各種団体、協会         社会福祉法人電台           中域活動支援センター運営等補助         障害者福祉         H10         関係         地域活動支援センター運営           中央の場所のよりを通信         中域活動支援センター運営         中域活動支援         中域活動支援           中央の場合         中域活動支援         中域活動支援         中域           中央の場合         中域に対し         日本         中域           中域に対し         中域         中域に対し         中域           中域         中域         中域         中域           中域         中域         中域         中域           中域         中域         中域         中域           中域         中域         中域         中域           中域	シルバー人材センター運営補助金         高齢者福祉         H5         外郭団体等         ルバー人材センター運営補助金           高齢者交通費助成金         高齢者福祉         H10         各種団体、協会         本市に居住する70歳以上の高齢者           金人福祉施設整備費補助金         高齢者福祉         H10         各種団体、協会         社会福祉法人電台           中域活動支援センター運営等補助         障害者福祉         H10         関係         地域活動支援センター運営           中央の場所のよりを通信         中域活動支援センター運営         中域活動支援         中域活動支援           中央の場合         中域活動支援         中域活動支援         中域           中央の場合         中域に対し         日本         中域           中域に対し         中域         中域に対し         中域           中域         中域         中域         中域           中域         中域         中域         中域           中域         中域         中域         中域           中域         中域         中域         中域           中域	福祉総務課 シルバー人材センター運営補助金 高齢者福祉 H8 個人等 570歳以上の 18位総務課 高齢者交通費助成金 高齢者福祉 H8 個人等 570歳以上の 高齢者程祉 H10	
b備費補助金 高齡者福祉 H10 各種団体、協会 2ンター運営等補助 障害者福祉 H10 B10 B10 B10 B10 B10 B10 B10 B10 B10 B	b備費補助金 高齡者福祉 H10 各種団体、協会 2ンター運営等補助 障害者福祉 H10 B10 B10 B10 B10 B10 B10 B10 B10 B10 B	b備費補助金 高齡者福祉 H10 各種団体、協会 2ンター運営等補助 障害者福祉 H10 B10 B10 B10 B10 B10 B10 B10 B10 B10 B	高齢者交通費助成金 高齢者福祉 H8 個人等	高齢者交通費助成金 高齢者福祉 H8 個人等	福祉総務課   高齢者交通費助成金   高齢者福祉   H8 個人等   福祉支援課   地域活動支援センター運営等補助   高齢者福祉   H10   B10	- ∞
2ンター運営補助金 高齢者福祉 H8 個人等 5 6 6 6 6 6 6 7 7 7 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2.79一連宮補助金 高齢者福祉 H8 個人等 加成金 高齢者福祉 H10 関係 2.79一運営等補助 障害者福祉 H10 関係 5.79一運営等補助 障害者福祉 H10 関係 開係 協会 高齢者福祉 H16 関係 一式入事業整備補助 高齢者福祉 H12 関係 一式入事業整備補助 高齢者福祉 H11 関係 1.27事業整備補助 高齢者福祉 H12 関係 2.74一運営等補助 高齢者福祉 H16 関係 1.25章業整備補助 高齢者福祉 H11 関係 2.25章 2.25 2.25 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3	2ンター運営補助金 高齢者福祉 H8 個人等 5 6 6 6 6 6 6 7 7 7 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	シルバー人材センター運営補助金       高齢者福祉       H8       4 外郭団体等         高齢者交通費助成金       高齢者福祉       H10       各種団体、協会         地域活動支援センター運営等補助       障害者福祉       H10       各種団体、協会         ・ 身障がい者団体等活動促進補助       障害者福祉       H10       各種団体、協会         ・ 身障がい者団体等活動促進補助       障害者福祉       H16       関係         ・ 身障がい者団体等活動促進補助       障害者福祉       H16       関係         ・ 分種基盤緊急整備等特例補助金       高齢者福祉       H11       関係         ・ 放養基盤緊急整備等特例補助金       高齢者福祉       H21       B種団体、協会         ・ 放養基盤緊急整備等特例補助金       高齢者福祉       H21       B種団体、協会         ・ 放養基盤緊急整備等特例補助金       高齢者福祉       H21       B種団体、協会         ・ 放養基盤緊急整備等特別補助金       高齢者福祉       H21       B種団体、協会         ・ 放養型サービス事業整備補助       高齢者福祉       H21       B爾係         ・ 放射型       ・ 2とも福祉       H15       保養国、外種園         ・ 以養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養	シルバー人材センター運営補助金       高齢者福祉       H8       4 外郭団体等         高齢者交通費助成金       高齢者福祉       H10       各種団体、協会         地域活動支援センター運営等補助       障害者福祉       H10       各種団体、協会         ・ 身障がい者団体等活動促進補助       障害者福祉       H10       各種団体、協会         ・ 身障がい者団体等活動促進補助       障害者福祉       H16       関係         ・ 身障がい者団体等活動促進補助       障害者福祉       H16       関係         ・ 分種基盤緊急整備等特例補助金       高齢者福祉       H11       関係         ・ 放養基盤緊急整備等特例補助金       高齢者福祉       H21       B種団体、協会         ・ 放養基盤緊急整備等特例補助金       高齢者福祉       H21       B種団体、協会         ・ 放養基盤緊急整備等特例補助金       高齢者福祉       H21       B種団体、協会         ・ 放養基盤緊急整備等特別補助金       高齢者福祉       H21       B種団体、協会         ・ 放養型サービス事業整備補助       高齢者福祉       H21       B爾係         ・ 放射型       ・ 2とも福祉       H15       保養国、外種園         ・ 以養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養	福祉総務課 シルバー人材センター運営補助金 高齢者福祉 H6 外郭団体等 高齢者福祉 H10 合種団体、協会 福祉支援課 地域活動支援センター運営等補助 障害者福祉 H10 関係 金祖立支援課 地域活動支援センター運営等補助 障害者福祉 H10 関係 助金 心身障がい者団体等活動促進補助 障害者福祉 H10 関係 かん 協会 かく かく を	2育所
2ンター運営補助金 高齢者福祉 H8 個人等 5歳者福祉 H10 各種団体、協会 5次4一運営等補助 障害者福祉 H10 各種団体、協会 5次4一運営等補助 障害者福祉 H10 各種団体、協会 6歳者福祉 H11 個人等 1七入事業整備補助 高齢者福祉 H21 関係 12人入事業整備補助 高齢者福祉 H21 関係 12人入事業整備補助 高齢者福祉 H21 関係	2.7.9—連宮補助金     高齢者福祉     H8     個人等       5.7.9—運営等補助     高齢者福祉     H10     関係       2.7.9—運営等補助     商齢者福祉     H10     関係       3.7.4     日間条     日間条       3.4     日間条     日間条       4     日間条     日間条       5     日間条     日間条       5     日間条     日間条       6     日間条     日間条       7     日間条     日間条       6     日間条     日間条       7     日間     日間       7     日間     日間       8     日間     日間       9     日間     日間       9     日間     日間       9     日間     日間       9     日間	2.29一運営補助金 高齢者福祉 H8 個人等 5備費補助金 高齢者福祉 H10 関係 2.29一運営等補助 障害者福祉 H10 関係 6件制整備事業費補 障害者福祉 H10 関係 6時者福祉 H10 関係 6時者福祉 H10 関係 1用負担助成金 高齢者福祉 H18 個人等 高齢者福祉 H11 関係 1二之本事業整備補助 高齢者福祉 H11 関係 1二之本事業整備補助 高齢者福祉 H21 関係 12、24音健康診断補 子ども福祉 H15 保育國、幼稚園	立ルバー人材センター運営補助金高齢者福祉H5 財助 体高齢者交通費助成金高齢者福祉H8 個人等老人福祉施設整備費補助金高齢者福祉H10 替種団体、協会金位域活動支援センター運営等補助障害者福祉H10 関係心身障がい者団体等活動促進補助障害者福祉H10 関係社会福祉法人利用負担助成金高齢者福祉H16 関係社域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21 替種団体、協会地域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21 関係整金220可外保育施設従事者健康診断補子ども福祉H11 関係助金H15 保育園、幼稚園	立ルバー人材センター運営補助金高齢者福祉H5 財助 体高齢者交通費助成金高齢者福祉H8 個人等老人福祉施設整備費補助金高齢者福祉H10 替種団体、協会金位域活動支援センター運営等補助障害者福祉H10 関係心身障がい者団体等活動促進補助障害者福祉H10 関係社会福祉法人利用負担助成金高齢者福祉H16 関係社域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21 替種団体、協会地域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21 関係整金220可外保育施設従事者健康診断補子ども福祉H11 関係助金H15 保育園、幼稚園	福祉総務課 シルバー人村センター運営補助金 高齢者福祉 H8 個人等福祉総務課 高齢者交通費助成金 高齢者福祉 H10 督種団体、協会福祉支援課 金人福祉施設整備費補助金 高齢者福祉 H18 関係協会 福祉支援課 地域活動支援センター運営等補助 障害者福祉 H18 関係協会 超社支援課 機能訓練事業補助金 高齢者福祉 H16 関係 協会 有福政支援課 機能訓練事業補助金 高齢者福祉 H16 関係 協会 小護保険課 社会福祉法人利用負担助成金 高齢者福祉 H16 関係 社会福祉法人利用負担助成金 高齢者福祉 H16 関係 社会福祉法人利用負担助成金 高齢者福祉 H12 督種団体、協会 2とも課 起域密着型サービス事業整備補助 高齢者福祉 H21 関係 金 地域密着型サービス事業整備補助 高齢者福祉 H21 保育園、幼稚園 D金 とも課 起かる	版立 高立
2ンター運営補助金 高齢者福祉 H10 2プター運営等補助 高齢者福祉 H18 5次を高勢備事業費補 障害者福祉 H16 1用負担助成金 高齢者福祉 H18 高齢者福祉 H18 高齢者福祉 H18 高齢者福祉 H18 高齢者福祉 H12 と成等特例補助金 高齢者福祉 H12	2ンター連宮補助金 高齢者福祉 H8 5備費補助金 高齢者福祉 H10 2ンター運営等補助 障害者福祉 H10 6株等活動促進補助 障害者福祉 H16 高齢者福祉 H16 高齢者福祉 H12 高齢者福祉 H12 高齢者福祉 H12 高齢者福祉 H12 高齢者福祉 H12	2ンター運営補助金 高齢者福祉 H10 2ンター運営等補助 障害者福祉 H18 5が 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	シルバー人材センター運営補助金高齢者福祉旧高齢者交通費助成金高齢者福祉H10老人福祉施設整備費補助金高齢者福祉H18金企身障がい者団体等活動促進補助障害者福祉H16金位身障がい者団体等活動促進補助障害者福祉H16社会福祉法人利用負担助成金高齢者福祉H118社域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21地域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21金超域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21地域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21金超域密1415222222223344335444544454445444644464447444844484448444844484448 <td>シルバー人材センター運営補助金高齢者福祉旧高齢者交通費助成金高齢者福祉H10老人福祉施設整備費補助金高齢者福祉H18金企身障がい者団体等活動促進補助障害者福祉H16金位身障がい者団体等活動促進補助障害者福祉H16社会福祉法人利用負担助成金高齢者福祉H118社域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21地域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21金超域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21地域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21金超域密1415222222223344335444544454445444644464447444844484448444844484448<td>福祉総務課 シルバー人材センター運営補助金 高齢者福祉 H5 信祉総務課 高齢者交通費助成金 高齢者福祉 H10 信祉支援課 き入福祉施設整備費補助金 高齢者福祉 H10 毎 11 位身障がい・者団体等活動促進補助 障害者福祉 H10 助金 の身障がい・者団体等活動促進補助 障害者福祉 H16 金 11 位身障がい・者団体等活動促進補助 障害者福祉 H16 金 11 位身障がい・者団体等活動促進補助 (産害者福祉 H16 金 11 位身障がい・者団体等活動促進補助 (産害者福祉 H16 金 11 位身障がい・者団体等活動促進補助 (産害者福祉 H16 金 11 位 11 位 11 位 11 位 11 位 11 位 11 位</td><td></td></td>	シルバー人材センター運営補助金高齢者福祉旧高齢者交通費助成金高齢者福祉H10老人福祉施設整備費補助金高齢者福祉H18金企身障がい者団体等活動促進補助障害者福祉H16金位身障がい者団体等活動促進補助障害者福祉H16社会福祉法人利用負担助成金高齢者福祉H118社域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21地域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21金超域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21地域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21金超域密1415222222223344335444544454445444644464447444844484448444844484448 <td>福祉総務課 シルバー人材センター運営補助金 高齢者福祉 H5 信祉総務課 高齢者交通費助成金 高齢者福祉 H10 信祉支援課 き入福祉施設整備費補助金 高齢者福祉 H10 毎 11 位身障がい・者団体等活動促進補助 障害者福祉 H10 助金 の身障がい・者団体等活動促進補助 障害者福祉 H16 金 11 位身障がい・者団体等活動促進補助 障害者福祉 H16 金 11 位身障がい・者団体等活動促進補助 (産害者福祉 H16 金 11 位身障がい・者団体等活動促進補助 (産害者福祉 H16 金 11 位身障がい・者団体等活動促進補助 (産害者福祉 H16 金 11 位 11 位 11 位 11 位 11 位 11 位 11 位</td> <td></td>	福祉総務課 シルバー人材センター運営補助金 高齢者福祉 H5 信祉総務課 高齢者交通費助成金 高齢者福祉 H10 信祉支援課 き入福祉施設整備費補助金 高齢者福祉 H10 毎 11 位身障がい・者団体等活動促進補助 障害者福祉 H10 助金 の身障がい・者団体等活動促進補助 障害者福祉 H16 金 11 位身障がい・者団体等活動促進補助 障害者福祉 H16 金 11 位身障がい・者団体等活動促進補助 (産害者福祉 H16 金 11 位身障がい・者団体等活動促進補助 (産害者福祉 H16 金 11 位身障がい・者団体等活動促進補助 (産害者福祉 H16 金 11 位	
2ンター運営補助金 高齢者福祉 H10 2プター運営等補助 高齢者福祉 H18 5次を高勢備事業費補 障害者福祉 H16 1用負担助成金 高齢者福祉 H18 高齢者福祉 H18 高齢者福祉 H18 高齢者福祉 H18 高齢者福祉 H12 と成等特例補助金 高齢者福祉 H12	2ンター連宮補助金 高齢者福祉 H8 5備費補助金 高齢者福祉 H10 2ンター運営等補助 障害者福祉 H10 6株等活動促進補助 障害者福祉 H16 高齢者福祉 H16 高齢者福祉 H12 高齢者福祉 H12 高齢者福祉 H12 高齢者福祉 H12 高齢者福祉 H12	2ンター運営補助金 高齢者福祉 H8 5備費補助金 高齢者福祉 H10 2ンター運営等補助 障害者福祉 H10 6株等活動促進補助 障害者福祉 H16 高齢者福祉 H18 高齢者福祉 H12 高齢者福祉 H12 高齢者福祉 H12 高齢者福祉 H21 高齢者福祉 H21	シルバー人材センター運営補助金高齢者福祉旧8高齢者交通費助成金高齢者福祉H10老人福祉施設整備費補助金高齢者福祉H18地域活動支援センター運営等補助障害者福祉H16か会障がい者団体等活動促進補助障害者福祉H16会会験者福祉H16社会福祉法人利用負担助成金高齢者福祉H11社域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21地域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21登可外保育施設従事者健康診断補子ども福祉H15助金助金H15	シルバー人材センター運営補助金高齢者福祉旧8高齢者交通費助成金高齢者福祉H10老人福祉施設整備費補助金高齢者福祉H18地域活動支援センター運営等補助障害者福祉H16か会障がい者団体等活動促進補助障害者福祉H16金台障がい者団体等活動促進補助高齢者福祉H16社会福祉法人利用負担助成金高齢者福祉H11社域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21地域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21競団外保育施設従事者健康診断補子ども福祉H15助金助金H15	福祉総務課 シルバー人材センター運営補助金 高齢者福祉 H8 高齢者を通費的成金 高齢者福祉 H10 福祉総務課 き人福祉施設整備費補助金 高齢者福祉 H10 福祉支援課 金 (立身障がい者団体等活動促進補助 障害者福祉 H10 助金 かき ( 立身障がい者団体等活動促進補助 障害者福祉 H16 助金 ( 立身障がい者団体等活動促進補助 ( 高齢者福祉 H16 財 ( 日本支援課 金 ( 14 ) 14 ) 14 ) 14 ) 14 ) 14 ( 15 ) 14 ( 16 ) 15 ( 16 ) 15 ( 17 ) 16 ( 18 ) 16 ( 18 ) 16 ( 18 ) 16 ( 18 ) 16 ( 18 ) 16 ( 18 ) 16 ( 18 ) 16 ( 18 ) 16 ( 18 ) 16 ( 18 ) 16 ( 18 ) 16 ( 18 ) 16 ( 18 ) 16 ( 18 ) 16 ( 18 ) 16 ( 18 ) 16 ( 18 ) 17 ( 18 ) 18	、幼稚
2ンター運営補助金 高齢者福祉 H10 2ンター運営等補助 高齢者福祉 H10 2ンター運営等補助 障害者福祉 H16 日体等活動促進補助 障害者福祉 H16 高齢者福祉 H16 高齢者福祉 H17 高齢者福祉 H17 高齢者福祉 H17 の 高齢者福祉 H17 とに入事業整備補助 高齢者福祉 H21	2ンター連宮補助金 高齢者福祉 H8 5備費補助金 高齢者福祉 H10 2ンター運営等補助 障害者福祉 H10 6番者福祉 H16 6番者福祉 H16 高齢者福祉 H18 高齢者福祉 H12 高齢者福祉 H12 2硫等特例補助金 高齢者福祉 H12	2ンター運営補助金     高齢者福祉     H6       5成金     高齢者福祉     H10       2ンター運営等補助     高齢者福祉     H10       6株制整備事業費補 障害者福祉     H16       1用負担助成金     高齢者福祉     H16       6備等特例補助金     高齢者福祉     H11       1工人工事業整備補助     高齢者福祉     H21       2、大事業整備補助     高齢者福祉     H21       2、公事者健康診断補     子ども福祉     H15       2、従事者健康診断補     子ども福祉     H15	シルバー人材センター運営補助金高齢者福祉旧8高齢者交通費助成金高齢者福祉H10老人福祉施設整備費補助金高齢者福祉H18地域活動支援センター運営等補助障害者福祉H16から障がい者団体等活動促進補助障害者福祉H16社会福祉法人利用負担助成金高齢者福祉H11社域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21地域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21地域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21地域密着型サービス事業整備補助自齢者福祉H21地域密着型サービス事業整備補助自動者福祉H21かか115型の外保育施設従事者健康診断補子ども福祉H15助金D3金	シルバー人材センター運営補助金高齢者福祉H8高齢者交通費助成金高齢者福祉H10老人福祉施設整備費補助金高齢者福祉H18地域活動支援センター運営等補助障害者福祉H16か会6時がい者団体等活動促進補助障害者福祉H16社会権祉法人利用負担助成金高齢者福祉H11地域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21地域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21並域密着型サービス事業整備補助高齢者福祉H21型サービス事業整備補助自齢者福祉H21型の外保育施設従事者健康診断補子ども福祉H15助金助金H21	福祉総務課 シルバー人材センター運営補助金 高齢者福祉 H8 高齢者交通費助成金 高齢者福祉 H10 福祉支援課 地域活動支援センター運営等補助 障害者福祉 H10 福祉支援課 地域活動支援センター運営等補助 障害者福祉 H10 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	育
2ンター運営補助金 高齢者福祉 5備費補助金 高齢者福祉 5ンター運営等補助 障害者福祉 6体制整備事業費補 障害者福祉 11用負担助成金 高齢者福祉 高齢者福祉 11用負担助成金 高齢者福祉 11円負担助成金 高齢者福祉 2、次事業整備補助 高齢者福祉 2、次事業整備補助 高齢者福祉 2、次事業整備補助 高齢者福祉	2.2.26一連回補助金 局齡者福祉 高齡者福祉 百餘者福祉 高齡者福祉 日体等活動促進補助 障害者福祉 前助金 高齡者福祉 高齡者福祉 三代內事業整備補助 高齡者福祉 百齡者福祉 百齡者福祉 百齡者福祉 百齡者福祉 百齡者福祉 百齡者福祉 百十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	2ンター運営補助金 高齢者福祉 2が全・運営補助金 高齢者福祉 3が会・ 3が会・ 3が会・ 3が会・ 3がのを・ 3がのを・ 3がのを・ 3がのを・ 3がのを・ 3がのを・ 3がのを・ 3がのを・ 3がのを・ 3がのを・ 3がのを・ 3がのを・ 3がのををいる。 3がのををいる。 3がのををいる。 3がのををいる。 3がのををいる。 3がのををいる。 3がのををいる。 3がのををいる。 3がのををいる。 3がのをできるをはない。 3がのをできるをはない。 3がのをできるをはない。 3がのをできるをはない。 3がのをできるをはない。 3がのをできるをはない。 3がのをできるをはない。 3がのをはないる。 3がのできるとはないる。 3がのできるとないる。 3がのできるとないるのできるとないるのできるとないるのでもないる。 3がのできるとないるのできる。 3がのできるとないるのできる。 3がのできるとないるのできる。 3がのできるとないるのできる。 3がのできるとないるのできる。 3がのできるないるのできる。 3がのできるないるのできる。 3がのできるないるのできる。 3がのできるないるのできるないるのできる。 3がのできるないるのできる。 3がのできるないるのできる。 3がのできるないるのできるないないるのできる。 3がのできるないるのできる。 3がのできるないるのできるないないる。 3がのできるないないるのできる。 3がのできるないないるのできるないないる。 3がのできるないないるのできる。 3がのできるないるのでもないないないる。 3がのできるないないるのでする。 3がのできるないないるないないないないないないないないないないないないないないないないな	うルバー人材センター運営補助金       高齢者福祉         高齢者交通費助成金       高齢者福祉         老人福祉施設整備費補助金       高齢者福祉         金       高齢者福祉         心身障がい者団体等活動促進補助 障害者福祉       高齢者福祉         社会福祉法人利用負担助成金       高齢者福祉         地域密着型サービス事業整備補助       高齢者福祉         認可外保育施設従事者健康診断補       子ども福祉         助金       3	ラルバー人村センター運営補助金 高齢者福祉 高齢者交通費助成金 高齢者福祉 高齢者福祉 金 人福祉施設整備費補助金 高齢者福祉 金 金	福祉総務課 シルバー人材センター運営補助金 高齢者福祉 信祉総務課 高齢者交通費助成金 高齢者福祉 信祉支援課 地域活動支援センター運営等補助 障害者福祉 信祉支援課 金身障がい・者団体等活動促進補助 障害者福祉 から ( ) の ( ) 9 ( ) 1 (	S59 (年
2.7.ター運営補助金 2.7.ター運営補助金 要体制整備事業費補 1.7.ター運営等補助 1.1.カラ に 1.1.カラ に 1.1.カラ に 1.1.カラ に 2.2.カー運営等補助 1.2.カー運営等補助 1.3.カラ に 2.3.カラ に 2.3.カラ に 2.3.カラ に 3.カラ に 4.カラ に 4.カラ に 4.カラ に 5.カラ に 5.カー に	2ンター連回補助金 を備責補助金 3人名一運営等補助 3人名一運営等補助 3人名一運営等補助 1月負担助成金 1月負担助成金 1月負担助成金 1月負担助成金 1月負担助成金 1月負担助成金 1月負担助成金 1月負担助成金 1月負担財成金 1月負担財成金 1月負担財成金	2ンター運営補助金 整備費補助金 2ンター運営等補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 とは、事者健康診断補 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動促進補助 日本等活動保護 日本等活動保護 日本等活動保護 日本等活動保護 日本等活動 日本等活動 日本等活動 日本等活動 日本等活動 日本等活動 日本等活動 日本等活動 日本等活動 日本等活動 日本等活動 日本等活動 日本等活動 日本等活動 日本等 日本等 日本等 日本等 日本等 日本等 日本等 日本等	きルバー人材センター運営補助金 高齢者交通費助成金 老人福祉施設整備費補助金 地域活動支援センター運営等補助 金 心身障がい者団体等活動促進補助 金 位。 一心身障がい者団体等活動促進補助 金 位。 一心身障がい者団体等活動促進補助 金 位。 一位。 一位。 一位。 一位。 一位。 一位。 一位。 一位。 一位。	高齢者交通費助成金 高齢者交通費助成金 老人福祉施設整備費補助金 地域活動支援センター運営等補助 金 心身障がい者団体等活動促進補助 金 が設定には対して がい者団体等活動促進補助 金 がは密着型サービス事業整備補助 金 がは密着型サービス事業整備補助 金 かりではを指して を がい者団体等活動促進補助 を がい者団体等活動促進補助 を がい者団体等活動促進補助 を がい者団体等活動促進補助 を がい者団体等活動促進補助 を がい者団体等活動促進補助 を がい者団体等活動促進補助 を がい者団体等活動促進補助 を がり を がり を がり を がり を がり を がり を がり を が	福祉総務課 シルバー人材センター運営補助金福祉総務課 高齢者交通費助成金福祉を務課 老人福祉施設整備費補助金福祉支援課 金人福祉支援体制整備事業費補 助金 心身障がい者団体等活動促進補助 か護保険課 社会福祉法人利用負担助成金 か護保険課 社会福祉法人利用負担助成金 か護保険課 か護と福祉法人利用負担助成金 かきにある かき	
2.ンター運営補助金 登備費補助金 受体制整備事業費補 明的金 1用負担助成金 -ビス事業整備補助 -ビス事業整備補助 2.従事者健康診断補	2.7.20一連 回補助金 を備責補助金 2.7.20一連 回補助金 受体制整備事業費補 1.用負担助成金 1.用負担助成金 1.代ス事業整備補助 2.代事者健康診断補	2.7.20一運営補助金 2.7.20一運営補助金 2.7.20一運営等補助 3.1用負担助成金 1用負担助成金 1用負担助成金 1.1、3事業整備補助 2.6、3事業整備補助 2.6、3事業整備補助 2.6、3事業整備補助	きルバー人材センター運営補助金 高齢者交通費助成金 老人福祉施設整備費補助金 金 砂金 心身障がい者団体等活動促進補助 金 機能訓練事業補助金 社会福祉法人利用負担助成金 が残整線急整備等特例補助金 か護基盤緊急整備等特例補助金 かし域密着型サービス事業整備補助 金	高齢者交通費助成金 高齢者交通費助成金 老人福祉施設整備費補助金 金 (中央) (中央) (中央) (中央) (中央) (中央) (中央) (中央)	福祉総務課 シルバー人材センター運営補助金福祉総務課 高齢者交通費助成金福祉を務課 老人福祉施設整備費補助金福祉支援課 金人福祉支援体制整備事業費補 助金福祉支援課 金子福祉は支援体制整備事業費補 助金 小り障がい者団体等活動促進補助 か護保険課 社会福祉法人利用負担助成金 か護保険課 社会福祉法人利用負担助成金 か護保険課 か護基盤緊急整備等特例補助金 とども課 地域密着型サービス事業整備補助 金	子ども福祉
	マルハース内でンター連宮補 高齢者交通費助成金 急 人福祉施設整備費補助金 砂 金 心 身障がい者団体等活動促進 金 会に割練事業補助金 登 会に調練事業補助金 登 会にはなる。 登 会にはなる。 登 会に対して、 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	<ul> <li>シルバー人材センター運営補息 高齢者交通費助成金 地域活動支援センター運営等4 金 位身障がい者団体等活動促進 金 社会福祉法人利用負担助成金 社会福祉法人利用負担助成金 が護基盤緊急整備等特例補助。</li> <li>か護基盤緊急整備等特例補助。</li> <li>か護基盤緊急整備等特例補助。</li> <li>か適合</li> </ul>			中型   中型   中型   中型   中型   中型   中型   中型	1
	高齢者交通費助成金 高齢者交通費助成金 高齢者交通費助成金 砂金 い身障がい者団体等活動 金 会に制練事業補助金 がでる団体等活動 を がでいる団体等活動 を がでいる団体等活動 を がでいる団体等活動 を がでいる団体等活動 を がでいる団体等活動 を がでいる団体等活動 を がでいる団体等活動 を がでいる団体等活動 を がでいる団体等活動 を がでいる団体等活動 を がでいる団体等活動 を がでいる団体等活動 を がでいる団体等活動 を がでいる一種 を がいる一種 を がいる一種 を がいる がで がで が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、				型	41
大女女 大人女女 大人女女 大人女女 大人女女 大人女   一人女女   一人女女   一	1	高			型	補助す
	10   10   10   10   10   10   10   10	「記録   10mm			中	宮費
		a			中央   中央   中央   中央   中央   中央   中央   中央	角所運

所属名称	粹	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先区分	交付先	特財源	月 的	H22予算額 (千円)	特定財源額(千円)	一般財源額 (千円)
こども課病後	病後	病後児保育実施補助金	子ども福祉	H21 (§	保育園、幼稚園	私立保育所 2	<b>一种</b>	病後児保育を実施する保育園に対して事業実施に係る費用の補助を行うもの。	9,110	6,073	3,037
二 にども課 一時	出	時預かり事業補助金	子ども福祉	H21 侈	保育園、幼稚園	私立保育所 3 園	←Щ/±2/	<ul><li>一時預かり保育を実施する保育園に対して事業実施に係る費用の補助を行うもの。</li></ul>	7,260	3,630	3,630
こども課体目	* ====================================	休日保育事業補助金	子ども福祉	H21 侈	保育園、幼稚園	私立保育所 1 園	一 計 2/3	休日保育を実施する保育園に対して事業実施に係る費用の補助を行うも の。	1,176	784	392
こども課 金	こ領	いこま保育園大規模改修工事補助 金	子ども福祉	H22 侈	保育園、幼稚園	いこま保育園	を # 2/1 # 1/2   4/1/	保育園の改修工事に対して補助を行い、保育環境の維持に努める。	5,925	3,950	1,975
こども課 あっ	あ型	あすかの保育園大規模改修工事補 助金	子ども福祉	H22 侈	保育園、幼稚園	あすかの保育 園	4   二   1/2・法   1/4	保育園の改修工事に対して補助を行い、保育環境の維持に努める。	6,525	4,350	2,175
こども課真	<del>lu</del> k	真弓南保育所新設事業補助金	子ども福祉	H22 传	保育園、幼稚園	まゆみ保育園	有 県籍 2/3・法 人1/4	北地区における保育所新設に係る費用の一部を補助し、子育て支援の推進を図る。	168,550	149,821	18,729
(よ) (ま)	냰	はな保育園増築工事補助金	子ども福祉	H22 (5	保育園、幼稚園	はな保育園	二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	定員増に係る改修工事に対する費用の一部を補助するもの。	34,683	30,829	3,854
要	御事	登美ヶ丘駅前ピュア保育園増築工 事補助金	子ども福祉	H22 传	保育園、幼稚園	登美ヶ丘駅前 ピュア保育園	点	定員増に係る改修工事に対する費用の一部を補助するもの。	37,220	33,083	4,137
こども課児	町	児童育成クラブ運営助成金	子ども福祉	S 59 平平	各種団体、協会 関係	児童育成クラ ブ	本票 2/3	留守家庭児童等の放課後における健全育成に資するため、児童健全育成活動を行う団体に対して、予算の範囲内において助成金を交付するもの。 (単価:市単部分あり)	163,350	97,448	65,902
環境事業課金	<b>添</b> 4	家庭生ごみ自家処理容器設置補助 金	環境·緑化推進	S61 個	個人等	市民	<del>**</del> 0	補助制度の創設による生ごみ処理機の購入を促進することにより、生ごみの減量化を促進し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るため。	3,884		3,884
環境事業課  資	汽	資源回収補助金	環境·緑化 推進	去 <u> </u>	各種団体、協会 関係	登録団体	17.65	ごみの減量及び資源の再資源化を促進するため、地域の集団回収を行う団体に補助金を交付するもの。	16,000		16,000
環境事業課	η̈́Ĵ	ごみ集積場設置整備事業補助金	環境·緑化 推進	원 왕	自治会関係	自治余	# -0 EX	補助金制度による自治会等が管理するごみの集積所の整備を促進することにより、こみの散乱を防止し、地域の環境美化の推進を図るとともに、分別排出の徹底及び排出モラルの向上を図るため。	400		400
環境政策課地	书	地域環境整備補助事業	環境·綠化 推進	H21 É	自治会関係	要件を満たす地域	4 m m	地域の環境問題対策事業とし、飼い主不明の猫に対し、不妊手術費の補助を行い、地域に住む飼い主不明猫の減少、ゴミ荒らし等猫問題の解決を図る。	330		330
環境政策課 (補)	年権	住宅用太陽光発電システム設置費 補助金	環境·綠化 推進	H14	個人等	市民	4 1/	地球温暖化施策の一環として住宅用太陽光発電システム設置工事費に対して、補助を行うもの。	4,000		4,000
環境政策課面;	歷	雨水利用調查事業補助金	環境·綠化推進	H22 個	個人等	五天	4 0	地球温暖化施策の一環として雨水タンク設置経費に対して、補助を行うもの。	006		006
	1										

多頁	4,000	2,000	300	1,500	3,000	0	601	650	2,475	248	1,000	0	0
-般財源額 (千円)	4,	2,		<del>, ,</del>	က်				2,		, <del>,</del>		
特定財源額 -							396	650	2,025	202	666	200	1,200
	4,000	2,000	300	1,500	3,000	0	266	1,300	4,500	450	1,999	200	1,200
H22予算額 (千円)	4	2,		<del>, ,</del>	က်			<del>-</del> ,	4		<del>-</del>		1,
6月 目	平成21年4月から施行した新環境基本計画は、生駒市にとって望ましい将来ビジョン達成に向けて、市民・事業者と行政がパートナーシップにより三者協働で推進していくための具体的な行動を規定している。計画の推進にあたっては、主体となるの自主的かつ積極的な活動ができるよう、環境基本計画推進会議に対して、活動に要する経費等を補助する。	市内において交通安全意識の普及及び交通事故の防止に関する事業を 行う団体に対して当該事業に要する経費について予算の範囲内において 補助を行うもの。	市内において交通安全意識の普及及び交通事故の防止に関する事業を 行う団体に対して当該事業に要する経費について予算の範囲内において 補助を行うもの。	市民を対象に暴力団排除の啓蒙及び犯罪防止に努める団体に対し、当該事業に要する経費について予算の範囲内において補助を行うもの。	市民を対象に防犯意識の普及及び犯罪防止に努めている団体に対し、当 該事業に要する経費について予算の範囲内において補助を行うもの。	市内にある鉄道駅の耐震補強工事に対する補助を行うもの。	中堅所得者等の居住の用に供する良好な居住環境の住宅の供給を促進 することにより、市民生活の安定、福祉の増進に寄与する。				構造計算書の偽造問題を受け、マンション、ホテル等の所有者の耐震性に関しての不安が高まり、安全性確保の観点から、緊急性があり市民の下安解消への取り組みとして、多数の者が利用する建築物の精密な耐震診断を希望する所有者に対して、国庫補助金を活用し、耐震診断に要する費用の補助を行う。		市の里山林(緑地)の保全、整備及び活用の促進を図るため、市民の自主 的な参加による森林整備活動として里山林整備を行う団体に対し補助金 を交付する。
特財源							←Щ/2 2/	←圏/ 2	作 国 2 2	<b>本</b> 国 5	←圏 2.7	<b>←</b> 園 10/10	有 県補 10/10
交付先	環境基本計画 推進会議	生駒市交通対 策協議会	生駒地区交通 安全母の会	生駒市暴力排 除推進協議会	生駒市防犯協 議会	近畿日本鉄道 (株)	当該住宅の供 給者	五民	市民	市民	五民	建物所有者	市民団体 (H21はなし)
交付先区分	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	個人等	個人等	個人等	個人等	個人等	個人等	各種団体、協会 関係
創設年度	H22	H12	H12	4	S 59	H21	₩ 6H	H16	H18	H21 4	H18 #	H18 ¶	H18
行政分野	環境·綠化推進	防災·安全· 人権	防災·安全· 人権	防災·安全· 人権	防災·安全· 人権	防災·安全· 人権	注宅·開発	住宅・開発	住宅・開発	住宅・開発	注宅·開発	住宅·開発	環境·緑化推進
補助金名称	環境基本計画推進会議補助金	交通対策協議会補助金	交通安全団体補助金	暴力排除推進協議会補助金	防犯協議会補助金	鉄道駅耐震補強事業費補助金	特定優良賃貸住宅家賃対策補助金 住宅・開発	住宅耐震診断推進補助金	住宅耐震改修推進補助金	シェルター型耐震改修工事補助金(	特殊建築物等耐震診断支援補助金 住宅・開発	民間建築物吹付アスペスト等分析 調査補助金	里山林機能回復整備事業補助金
所属名称	環境政策課	生活安全課	生活安全課	生活安全課	生活安全課	生活安全課	施設整備課	建築課	建築課	建築課	建築課	建築課	みどり景観課
数 数 数 数		0	0		0								
番号	87	88	88	06	91	92	93	94	95	96	97	86	66

般財源額 (千円)	760	200	2,000	1,200	14,462	4,740	210	0	5,200	440	200	624	350	550	700
-1					7,230										
特定財源額(千円)					7,2										
H22予算額 (千円)	760	200	2,000	1,200	21,692	4,740	210	0	5,200	440	200	624	350	550	700
名目	生駒市立中学校の教育の一環として実施されるクラブ活動を通じて健全な 青少年の育成を図るため、各種連盟・研究会等に対し補助金を交付する。	集団生活における基本的な生活習慣を身につけることを目的とした体験活動の機会拡充のため自然体験を実施する市立の中学校に対し、補助金を文付する。	中学校教育の一環として生徒相互の親睦を深め、技能の向上及び心身ともに健全な青少年の育成を図るため開催される競技大会に出場した生徒に係る生駒市の中学校に対し補助金を交付する。	中学校の生徒が豊かな自然環境のもとでの規律ある集団生活を通し、心身ともに調和のとれた健全な育成を図るために健康増進事業(自然教室)を実施する生駒市内の中学校に対し、補助金を交付する。	が稚園教育の普及充実を図り、その振興に資するため就園奨励事業を実施する私立幼稚園へ補助金を交付する。	私立学校振興助成法の規定に基づき必要な補助を行い、市内の私立幼 稚園の経営健全化と幼児教育の発展を図る。	小・中学校及び幼稚園における学校保健事業の円滑な実施に資するため、関係者との連絡協議及び研修会等の開催により知識の向上を図る。	子どもを対象とした残虐な犯罪を未然に防ぐため、生駒市立幼稚園及び保育所に通う子どもの保護者の防犯意識の高揚と、子どもの安全確保を目的に活動される保護者で構成された団体に対し、その活動に要する防犯用物品の購入代金として、予算の範囲内で補助金を交付する。	生涯学習を推進する団体相互の交流・協力を深め、加入団体の育成及び 充実を図ることにより、生駒市の生涯学習の総合的な振興に寄与する当 該連絡会の活動、事業を支援するため。また、生涯学習の推進に即したま ちづくり運動が広範囲に行われ、地域の活性化を図るため生涯学習事業 を進める社会教育団体である自主学習グループに対して補助するもので ある。	児童・生徒の健全な成長を図り、教師と保護者が協力して教育効果を高めることを目的として活動する団体に対して補助金を交付している。	旧童・生徒の健全な成長を図り、教師と保護者が協力して教育効果を高めることを目的として活動する団体に対して補助金を交付している。	旧童・生徒の健全な成長を図り、教師と保護者が協力して教育効果を高めることを目的として活動する団体に対して補助金を交付している。	社会教育の推進及び生涯学習の振興を図るため、女性の資質・地位の向 上を目指す地域婦人会の活動を支援する。	社会教育の推進及び生涯学習の振興を図るため、地域の教育の拠点となる子ども会活動の充実を図る当該団体の活動を支援する。	市内の子ども会活動における子どもたちの日ごろの活動性かの発表の場として、また、様々な地域の子どもたちや育成者との交流、親睦を図り、活力を養うことを目的とする当該事業を支援する。
特別					在圖∵ 33									_	_
交付先	中学校体育連盟/中学校教科等研究会等	市立中学校	市立中学校	市立中学校	私立幼稚園設 置者	市内私立幼稚 園	奈良県学校保 健会生駒支部	育友会等保護 者団体	生駒市生涯学習推進連絡会	生駒市PTA協 議会	生駒市PTA協 議会	生駒市PTA協 議会	生駒市地域婦 人団体連絡協 議会	生駒市子ども 会育成連絡協 議会	生駒市子ども 会育成連絡協 議会
交付先区分	小中学校関係	小中学校関係	小中学校関係	小中学校関係	保育園、幼稚園	保育園、幼稚園	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係
創設再度	H16	H14	H12	H10	S47	S54	Ξ	H17	91	H2	12	呈	S51	완	¥
行政分野	学校教育振 興	学校教育振 興	学校教育振 興	学校教育振 興	幼稚園	幼稚園	学校教育振 興	防災·安全· 人権	生涯学習振興	生涯学習振 興	生涯学習振 興	生涯学習振 興	生涯学習振 興	生涯学習振 興	生涯学習振 興
補助金名称	クラブ活動等参加出場補助金	自然体験学習推進補助金(中学校)	全国大会等出場補助金(中学校)	中学校生徒健康增進事業補助金	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園運営費補助金	学校保健会補助金	子ども安全対策補助金	生涯学習推進連絡会補助金	PTA協議会補助金	PTA協議会研究大会補助金	PTA安全会補助金	地域婦人団体連絡協議会補助金	子ども会育成連絡協議会補助金	ちびっこ文化祭開催補助金
所属名称	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課
被对 款 条					0	0			0					0	0
梅	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129

額 一般財源額 (千円)	150	300	210	400	150	2,055	2,223	2,620	1,120	3,000	575	550	150	0	0 1,020	
特定財源額 (千円)																
H22予算額 (千円)	150	300	210	400	150	2,055	2,223	2,620	1,120	3,000	575	550	150	0	1,020	
	子ども会活動中に生じた事故等に対して見舞金等を給付し、もって子ども会活動の円滑な実施に資する目的の当該安全会への加入促進を図る。	ボーイスカウト、ガールスカウト各団の相互の連絡を図り、スカウト運動を 充実し、青少年の健全育成に寄与することを目的とする当該事業を支援する。	地域青年の育成及び地域青年による地域の生涯学習の機会の提供による地域社会の向上と発展に対する当該団体の活動を支援する。	文化芸術の振興及び本市の文化財の保護等の推進を図るため、これらの目的に寄与する団体に対して予算の範囲内において補助金を交付する。	文化芸術の振興及び本市の文化財の保護等の推進を図るため、これらの 目的に寄与する団体に対して予算の範囲内において補助金を交付する。	伝統文化継承の措置策として、往馬大社の火取り行事の後継者育成等指定文化財の保存修理・管理事業に対し補助をおこない、文化財の保護継承、郷土愛の醸成及び市民の文化の向上に寄与する。	社会教育の推進を図るため、市内に存し、市長が適当と認める公共公益性の高い事業を実施する団体等に対して予算の範囲内において補助金を交付する。	本市体育協会の健全な運営・育成、加盟団体の各種競技会を開催することにより、本市のスポーツの普及及び振興を目的とする。	生駒市体育協会に加盟している競技団体(27団体)の競技力向上及び活性化を図ることにより、各競技の普及及び振興を目的とする。	広く市民にスポーツを普及し、健康維持増進のための体力づくりを推進するとともに、市民相互の親睦を図るための事業を補助する。	他国・県・市町村のスポーツ競技選手と技を競うスポーツ競技大会に参加するために必要な経費の一部を補助することにより、出場選手の志気を高めるととに、本市のスポーツの振興とスポーツを通じての友好及び相互理解を図る。	火災予防事業を推進するため、本市消防機関が行う消防事業施策の遂行 に協力してもらうため。	幼年期に消防について理解を促し、火に対する正しい知識を身につけさせるとともに、幼年の健全育成を図る。	財団法人日本防火協会が実施する民間防火組織等の防火・防災普及啓発推進事業により本市に交付される助成金を生駒市自主防災組織育成助の事業補助金として本市の民間防火組織等に交付するもの。	消防団員相互の親睦と福利厚生及び消防団の活性化等を図る目的として 結成された消防団員互助会が、円滑に運営できるよう補助する。	
特定財源			25	mit ·	E (	重. 黄	14	£	£			~		施 20/10	F	
交付先	生駒市PTA協議会	生駒市スカウト連絡協議会	生駒市青年協 議会	文化芸術振興 団体 (生駒市芸術 協会連盟・生 駒市芸能協会)	文化財愛護団 体 (生駒民俗会)	文化財の所有者、保持者及 び管理者 (H21:宝山寺等)	社会教育団体 等	生駒市体育協 会	生駒市体育協 会	自治連合会	出場者等	生駒市火災予 防協会	市内保育所• 幼稚園	民間防火組織 (H21:エンゼル 幼稚園)	生駒市消防団 員互助会	
交付先区分	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	自治会関係	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	保育園、幼稚園	各種団体、協会 関係	各種団体、協会 関係	
創設年度	완	\$51	99	94	H21	S61	H22	윋	완	£	완	S61	도	H21	<u> </u>	
行政分野	生涯学習振 興	生涯学習振 興	生涯学習振 興	生涯学習振 興	生涯学習振 興	生涯学習振興	生涯学習振 興	生涯学習振 興	生涯学習振 興	生涯学習振 興	生涯学習振興	防災·安全 人権	防災·安全· 人権	防災·安全· 人権	防災·安全· 人権	
補助金名称	子ども会安全会加入補助金	スカウト連絡協議会補助金	青年協議会事業補助金	文化芸術振興団体等補助金	文化財愛護団体補助金	文化財保存事業補助金	社会教育施設使用料補助金	体育協会運営・施設利用補助金	スポーツクラブ育成補助金	地区別体力つくり活動事業補助金	国民体育大会等参加補助金	生駒市火災予防協会補助金	火災予防推進事業補助金	民間防火組織等の防火防災普及啓 発推進助成事業補助金	消防団員互助会補助金	
所属名称	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	複数課	スポーツ振興課	スポーツ振興課	スポーツ振興課	スポーツ振興課	消防本部予防課	消防本部予防課	消防本部予防課	消防本部総務課	
番号 検討 対象	0	0	0	<u>е</u>	4	22	9	7	80	0	0	-	2	е	4	$\left  \cdot \right $
r¥/π	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	ĺ

# 5 検討対象補助金等一覧

	[自治振興·地域活動、防災·安全·人権、農林振興、地域経済振興、住宅·開発]	[社会福祉、高齢者福祉、子ども福祉、環境・緑化推進、幼稚園、学校教育、生涯学習振興]
36 件	18 件	18 件
検討対象補助金	うち第1作業部会	うち第2作業部会

<b>米</b> 中	作業	所属名称	埔門会久称	H22年度 予質額		H18年度 行政改革推進委員会 提言	格学が多ファナが毎日
Ħ C			14 公子 七 公	(千円)	総合評価	コメント	カラン・エイ・オー 大田 一大 アン・ス・オー
9		市民活動推 進課	自治振興補助金	65,445	見直し	支出方法や使途の確認等運用面を厳格化されたい。 自治会長活動交付金については、自治会に対して意 向を確認した上で、充分な見直しを検討されたい。	18年度提言の指摘事項である支出方法など運用面で の厳格化の状況等を確認する必要がある
2	1	市民活動推進課	自治会長研修費補助金	2,048	見直し	NPO等他の団体とのバランスを考えると、補助の効果や公益性に疑問があるため、「廃止も含めた見直しを検討されたい」という意見と「廃止も含めた」という文言を入れるべきでないとの意見があった。よらに、このような両論併記をすべきでないとの意見もあった。	18年度の検証において意見が2分されたところであり、 補助効果や公益性を踏まえた方針、改善の状況等を 確認する必要がある
10	1	市民活動推 進課	自治会防犯灯電気料金補助 金	38,215 継続			行政サービスの範囲の観点から電気料金の全額補助の 妥当性について再検証が必要
11	1	市民活動推 進課	集会所新築等補助金	90,941	見直し	社会経済情勢に応じた建築単価の上限の見直しを実 施されるとともに、支出時等の検証など、厳格な運用 を図られたい。	建築単価の上限見直しはなされているが、補助金額が 多額となることを踏まえ、運用面での厳格化の状況等 を再確認する必要がある
14	1	市民活動推 進課	いこまどんどこまつり実行委 員会補助金	14,000	見直し	市民主導による運営など、まつりの内容や方法の多様 化が考えられるので、あり方そのものの検討が必要で ある。	18年度提言の指摘事項である市民主導による運営等 の課題を確認する必要がある
25	1	産業振興課	農業祭実行委員会補助金	1,500 継続	継続	補助金を前提とした支出構造であるため、自主財源の 確保の方策を検討されたい。	18年度比での金額削減も見られないことから、提言で指摘のあった自主財源の確保策等の状況を検証する必要がある
26	1	産業振興課	農家区長活動交付金	1,408	見直し	農家区長の公共的な業務については、社会状況の変 化に応じて適切な支出の手法を検討されたい。	均等割の単価見直しはなされたが、農家区長の公共 的な業務への支出のあり方について再度検証する必 要がある
27	1	産業振興課	農家区長会補助金	068	見直し	研修補助金については、宿泊での研修の是非も含め、社会状況の変化に応じた手法を検討されたい。	研修補助金の宿泊補助の廃止、上限額見直しは行われたが、金額は同額で推移しており、上記補助金と併せた検証が必要
32	1	産業振興課	土地改良事業補助金	5,400	見直し	工事については、積算の基礎を公共単価から実績 ベースに変更されたい。 用地買収単価についても経済情勢に応じた厳しい見 直しを実施されたい。	工事の補助対象の見直し(設計金額→設計金額と実際の工事費の低い方)等の改善は行われているが、現状における必要性を再度検証するため、検討の対象とする

— 配
栅
绀
臣
補
≪
衣
疝
検
വ

H H	作業		来手令を発	H22年度 子質報		H18年度 行政改革推進委員会 提言	十四・イ・イン 日本十十分
毎ク	部会	万禹石心	佣列还有你	/ 异領 (千円)	総合罪	コメント	使ごと多くして共会年日
33	1	産業振興課	商工会議所補助金	10,036	10,036 見直し	県補助金の削減を見据え、上乗せ補助の是非を含めて市としての補助金交付の方針を早急に確定されたい。 い。 補助金の使途の明確化を図るとともに、検証を適正に実施すべきである。	H18年度提言のとおり、県補助金への上乗せを廃止し、補助金額の縮減がなされているが、補助の必要性、効果の観点から再検証するため、検討の対象とする
36	1	産業振興課	中小企業融資制度利子補給 金	30,000	30,000 見直し	融資限度額に対する1%の補助では効果は限定的である。 ある。 補助対象者の絞込みを検討されたい。	近年の経済情勢を踏まえた拡充がなされ、支出額も増加しているが、補助の効果を検証する必要がある
39	1	産業振興課	観光協会補助金	1,200 維続	継続	観光振興のあり方を踏まえ、補助事業の内容を再検 討されるとともに、補助金支出時の検証方法を確立さ れたい。	定額の補助が継続的になされており、補助効果のほか、対象経費や積算根拠等の状況を把握する必要がある
105	1	地域整備課	生駒市市街地再開発事業推 進活動補助金	0	廃止	市独自の上乗せ補助金の必要性について、市民の理解が得られるのか疑問である。	市単独の上乗せ補助であるため、18年度に廃止の提言がなされたが、第二地区の再開発組合が設立された除の適用の方針等について確認する
20	1	人権施策課	人権教育推進協議会補助金	2,658	一直。	市の職員が事務局業務を担っていることを含め、補助金対象とすべき項目と市が直接執行すべき項目との整理が必要である。	・No20(人権教育推進協議会補助)では、研究会、大会等への参加者数の縮減、啓発物品の廃止、事務経費の削減などにより補助金額の削減がなされるなど一
21	1	人権施策課	人権教育研究会補助金	3,403			定の改善は進められているが、事業や団体の類似性 の有無など丁寧な説明、検証も必要であると判断し、 検討対象とするもの
88	1	生活安全課	交通対策協議会補助金	2,000	見直し	補助金の積算基準を明確化するとともに、啓発等の事業について、効果的な手法を検討されたい。	定額の補助金額で継続していること、18年度提言で積 算基準の明確化の指摘があったことを踏まえ検証を行 う
88	1	生活安全課	交通安全団体補助金	300	見直し	補助金の積算基準を明確化されたい。	定額の補助金額で継続していること、18年度提言で積 算基準の明確化の指摘があったことを踏まえ検証を行 う
91	1	生活安全課	防犯協議会補助金	3,000	3,000 見直し	他団体との補助金額の比較の上で、見直しを検討されたい。	・H18の提言を踏まえ、事業内容の精査等により補助 金額の削減がなされているが、長期間にわたって存続 していることも勘案し、補助の内容、効果等を再度検証 する

— 配
栅
绀
臣
権
巛
衣
益
極
Ŋ

 	作業	计层 女 张	进 指用令夕 杂	H22年度 子質類		H18年度 行政改革推進委員会 提言	か学が色い キャケ苗士
ー ロー	部令		用列亚石你	) 字句 (千円)	総合評価	コメント	(快ごろ) 冬くした土分 年田
52	2	福祉総務課	鹿/台地域交流施設運営助 成金	3,960	見直し	市内の他の地域との公平性の点で疑問がある。3年程度を目途に再度必要性を判断すべきである。	18年度の提言において、3年を目途に必要性の判断 が求められたが、ほぼ同額で継続していることの妥当 性を検証する必要がある
53	2	福祉総務課	社会福祉協議会補助金	30,000	見直し	交付先団体においては、先駆的な事業の実施や民間 事業の活性化の取組みに徹するなど、事業のスクラップ&ビルドに配慮いただきたい。 積立金が多額であることや補助対象経費が不明瞭で あること、他団体と比較しても補助金額が多額であること等を勘案し、総合的な見直しが必要である。	外郭団体部会の提言において、団体の本来的な役割 や積算根拠の明確化が指摘されたことを踏まえた検証 が必要
54	2	福祉総務課	民生児童委員活動費交付金	20,641 継続	継続	活動範囲の拡大が見込まれることを勘案し、事業の充実を図られたい。	民生委員については、定数が県によって指定されていることから、増員等を任意に行うことができず、人員の確保が課題となっていること等を踏まえ、より適切で効率的な事業支援の手法を模索する観点から検討対象とする
99	2	福祉総務課	老人クラブ補助金	8,808	見直し	国庫補助基準に対する市単による上乗せが手厚いと 考えられるため、組織の役割を再確認し、見直しを図 られたい。	H18の提言を踏まえ、国庫補助への上乗せを改善するため、補助単価の見直しが行われているが、市単による上乗せが継続していることの効果等を検証するため、検討対象とする
58	2	福祉総務課	高齢者交通費助成金	172,157	見直し	支給対象者について再検討され、見直しの実施に当たっては充分な周知を図られたい。 支っては充分な周知を図られたい。 支給総額の増大が見込まれるため、適正な総額管理 を実施されたい。カードの有効期限を設定されたい。	ハートフルブラン委員会の提言に基づき、H20年度から1人当たり15,000円→10,000円に見直しがなされているが、助成の目的、必要性、対象者、支給方法等について多くの意見が出されていることから、検討の対象とする
89	2	こども課	私立保育所運営費補助金	43,920 継続	継続	新設が見込まれる保育所についても、現行と同様の 水準で実施されたい。	重点的に進めている子育で施策であるが、市の単独 事業として支出額も多額であることから、効果、水準等 を再確認する
80	2	こども課	児童育成クラブ運営助成金	163,350 継続	継続	市民ニーズの多様化が見込まれるので、適正な受益 者負担など効率的な運営を図られたい。	・H18の提言で継続とされ、保育料の見直し等がなされているが、大規模学童保育所の分割等の整備、延長保育の実施、指導員の増員など運営面での充実による金額の大幅な増加が見られること等を踏まえ、検討の対象とする。
85	2	環境政策課	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	4,000 廃止	廃止	当初の目的達成状況等を勘案し、廃止されたい。	18年度提言では国の助成金の動向も踏まえて廃止との提言であったが、国の補助制度の動向もあり継続している。補助単価の引き下げも行われているが、必要性を再検証する
103	2	公園管理課	子どもの広場整備補助金	800	羅正	過去の実績を勘案し、廃止すべきである。	18年度提言で廃止とされたが、地元管理を継続するために補助制度が維持されていることの妥当性を検証する

# 5 検討対象補助金等一覧

*	作業	正富夕纸	補助合名統	H22年度 子質縮		H18年度 行政改革推進委員会 提言	検討対免り を主か細由
Ή C	部分	7.周右型	14 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	(千円)	総合評価	コメント	実まる シストン 打み 注田
123	2	生涯学習課	生涯学習推進連絡会補助金	5,200	見直し	団体そのものを存続させるための事業展開になっている印象がある。加入団体の事業との関連性を踏まえ、補助金額の見直しを図られたい。	加入団体の一部への間接補助について廃止するなど の見直しはなされているが、構成団体の事業との関連 性、間接補助の妥当性等を再度検証する必要がある
128	2	生涯学習課	子ども会育成連絡協議会補 助金	550	見直し	子ども会に関する補助金については、一元化を図ると ともに、他団体への補助金も含めた整理が必要である。	補助金額も一定額で推移しており、積算根拠や他の 社会教育団体との関連性についての改善状況を確認 する必要がある
129	2	生涯学習課	ちびっこ文化祭開催補助金	700	見直し	事業補助であるが、補助対象経費が不明瞭である。 子ども会育成連絡協議会には別途運営補助金が支 出されており、生涯学習推進連絡会、PTA補助金等 も含め一本化に向けた整理が必要である。	補助金額も一定額で推移しており、積算根拠や他の社会教育団体との関連性についての改善状況を確認する必要がある
131	2	生涯学習課	スカウト連絡協議会補助金	300	見直し	補助金額の縮小を含め、青少年育成に係る補助金交 付の方針を再検討すべきである。	18年度の行政改革推進委員会提言では補助金額の縮小に言及しているが、定額を維持しており、補助金交付の方針を確認する必要がある
132	2	生涯学習課	青年協議会事業補助金	210	見直し	交付団体の構成人数が少数であることや活動状況を 踏まえ、補助金の必要性を再検討すべきである。	活動状況を踏まえた補助の必要性について再検討すべきとの提言に対する対応を確認する必要がある
112	2	教育総務課	遠距離通学児童交通費補助金	702	702 継続		H18年度の行政改革推進委員会提言では継続とされたところであるが、住宅地の新規開発など制度創設時からの状況変化を踏まえ、特定地域の通学児童にのみ補助金を交付することの合理性、公平性の観点から、制度のあり方を再度検証する必要がある
119	2	教育総務課	私立幼稚園就園獎励費補助 金	21,692 継続	継続		H18年度の行政改革推進委員会提言では継続とされたところであるが、補助の効果と水準を再検証するため、検討の対象とする
120	2	教育総務課	私立幼稚園運営費補助金	4,740 継続	継続		H18年度の行政改革推進委員会提言では継続とされたところであるが、市単独での運営補助でもあり、補助の効果と水準を再検証するため、検討の対象とする
139	2	スポーツ振興課	地区別体力つく9活動事業 補助金	3,000	見直し	補助対象基準の明確化を図るとともに、補助事業の支 出内容の確認等、厳格な運用をすべきである。	18年度の行政改革推進委員会提言で指摘のあった補助対象経費の明確化の状況、補助の効果等を再度検証する必要がある

# 6 補助金等検証シート

No.

所属			会計		款	項		目	事業		
第5次総合記	計画施策体系	章		負	ij	部	門		部門名	<u></u>	

1	補助	<b>Φ</b> Λ	۱ <u>±</u>	*	≠.	_ /5
ı	. 作用以	1 ST U	/本	ÆО.	┰-	— <i>"</i> y

(III-93 III - 0 III-1 )						
(1) 補助金名称						
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)						
(3)補助金創設年度			年度	交付区分		
(4)補助金の導入経緯及び目的						
当該補助金(又はその施策・事業)の根拠	注,即 <i>依</i> 少宁					
(該当する場合のみ)	公。 医依有刀					
(5)		田 財	国・県補助			千円
平成22年度予算額	千	円源	その他特定 一般財源	財源(	)	<u>千円</u> 千円
	[補助率、補助単価、]			 明確に分かるよう!	こ記入して下る	
	1					
	補助率、補助基準等					
(7)	〔市単による上乗せが	ある場合	は、その内容			
(7) 国・県からの補助金の概要						
	[国、県等の補助金が	創設され	た経緯・目的)			
(9) から (19) は団体への補助の場	-   	<b>\$1</b> ()				

(10	)) 交付先の構成団体の名称 (別紙添付でも可)								
(11	l) 当該補助金の交付の他に交付タ	たに対し行っ	ている	5 財	助成状況(該当	項目全	全てにO)		
	項	目				積算	根拠又は内容		金額
	市が事務局業務を行っている		$\Big]_{N}$		人	×	6,800 千円	=	0 千円
	場所や備品、消耗品等を無償貸与し	ている		$\rangle [$					千円
	有料施設等の減免を行っている		] /						千円
	有料施設等の使用料の補助を行って	いる							千円
	その他								千円
(12	?) ((11)で該当項目がある場合)	そのようかっ	5揺を行	行	うていろ理由				

(9)団体等の構成人数

(13) 補助総合計 (5) + (11)

(8) 交付先(団体等名)

# 2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1)補助金の算定根拠	適合しない理由と今後の対応
①特定の具体的な事業に対する補助である。	
補助対象事業・補助対象経費	
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	
補助率又は単価設定根拠	
③補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は 行っていない。	
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額・内容	
(2) 補助期間	
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。	
(終期を設定している場合)終了年月日	
(3)支払手続	
①領収書及び契約書の写し等を添付させている。	
②1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への	の補助の場合のみご記入下さい
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営へ の努力をしている。	
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。	
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。	

### 3. 補助金交付基準による検証

(1	)公益性
	①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。
	[上記のように評価した理由]
	②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。
	[上記のように評価した理由]
	③市の基本的な政策方針に合致しているか。
	[上記のように評価した理由]
(2	 )必要性
(2	
	①市が関与する妥当性はあるか。 〔上記のように評価した理由〕
	②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)
	[上記のように評価した理由]
	③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていない
	か。 〔上記のように評価した理由〕
(3	)補助の効果
	①補助金等の交付の効果が認められるか。
	②補助金額に見合う効果が期待できるか。
	[上記のように評価した理由 (効果の測定方法等を含めて記入して下さい。)]
( 4	
(4	)補助内容の妥当性(2.補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい) 
	①補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。
	②補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに
(5	支出されていないか。)         ) 補助金交付を中止した場合、問題は?
(3)	判
	断   断   理
	由

(6	6)平成18年度以降、内容等で見直しを行ったか。							
		見直し時期						
		見直し内容	〔総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。〕					
(7	) 今後(	の方向性は?						
			判断 理由					
			②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容					

# 4. 附属データ

(1	(1) 交付実績						
		平成21年度(見込)	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	
	補助金決算額	千円	千円	千円	千円	千円	
	うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円	
	うちその他財源 うち一般財源	千円	千円	千円	千円	千円	
		千円	千円	千円	千円	千円	
	交付件数実績						
	当該年度交付対象数						
	補助金交付・管理事務の人件費	0 千円					
	職員従事者数(人・年)						

(2)・(3)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(2	(2) 補助金交付先の収支状況								
			平成	21年度	平成20年	F度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
	歳出決算総額			千円	:	千円	千円	千円	千円
	歳入決算総額			千円	:	千円	千円	千円	千円
		うち前年度繰越金	千円		:	千円	千円	千円	千円
	積立	金(H21年度末現在高)		千円					
(3	)補助	金交付先に対する市の出資	状況	有の	場合出資額		千円		

(4) 他市の状況 (H 2 2年度予算ベース)						
	市 名	金	額	備	考	
	奈良市		千円			
	大和郡山市		千円			
	天理市		千円			
	橿原市(類似団体)		千円			

# 7 生駒市補助金制度に関する指針(H20.10月)

### 第1 指針策定の背景

生駒市ではこれまで、その時々の社会経済情勢に応じて「公益上必要である」との判断からそれぞれの補助金が創設されてきたが、その判断に当たっての明確な基準がなく、また、定期的な見直しの仕組みが確立されていないため、いったん創設された補助金は廃止することが難しく、補助金の交付が硬直化しているなどの問題が生じている。これらの問題点を整理すると次の点に要約される。

### 1 交付基準の明確化の必要性

- (1) 広範にわたり多様な性格の補助金があり、体系や交付の考え方などが整理されておらず、それぞれの補助金と市の目指すべき方向性との整合も不十分であると考えられる。
- (2) 補助金の創設を決定する際に、その根拠となるべき具体的な基準が曖昧である。
- (3)説明責任の面、公平性の面や恣意性の排除の面でも、具体的な交付基準が必要である。

### 2 補助の長期化・既得権化の抑止

- (1) その時々の政策的な判断等により補助金が創設されていることから、一旦創設された 補助金を廃止することは難しく、長期にわたり存続しがちである。
  - 平成 18 年度予算の補助金全 147 件のうち、創設から 10 年を超えて存続する補助金が 82 件、約 56%を占める状況である。
- (2) 団体補助にあっては、補助金が継続して交付されるほど、補助金が交付されることを 前提とした事業計画や活動を展開する傾向になりがちであり、結果として補助金に依存 した運営となってしまうことが懸念される。
  - このことが、団体等の自立した運営に向けた努力を損ない、自主的で多用な活動の創 出を妨げることになるおそれがある。
- (3) 昨今の急激な市民ニーズや社会情勢の変化の中にあって、果たしてこれほど継続的 な補助金の交付が必要であるのかについては、厳格に検証すべきであり、補助期間の終 期の設定と定期的な見直しの仕組みが必要である。

### 3 補助金交付の効果の検証

- (1)補助金は、一定の行政目的をもって交付されるが、現在の仕組みでは、その補助金の 交付によって、期待される行政目的がどこまで、どのように達成されたのか等について の効果の検証が十分に実施できていない。
- (2)補助金が市税によって交付されているという認識に立てば、補助金を交付している市 及び補助金を受けている団体等は、市民に対して、補助金交付によってどんな効果があ り、何を達成したのかについて説明をする責任がある。
- (3)補助金交付の効果を測定し、検証するとともに、その結果を公表するシステムが必要である。
- (4) これまでの補助金の交付については行政側の判断に全面的に依拠してきたが、市税を 財源とする補助金の活用については、補助金を審査する第三者機関を設置し、市民等が 効果等のチェックを行うことが求められる。

# 4 交付機会の均等化と透明性の確保

- (1)長期に渡り存続している補助金の中には、交付先が限定されたり、特定の対象に固定 化しているものが含まれている。
- (2) 市民のニーズが多様化する中では、補助金の交付を受ける機会をより平等に、開かれたものとすることが必要である。
- (3) そのためには、様々な活動団体が補助金交付に参加できるように、開かれた補助金制度を構築していく必要性が考えられる。また、現行制度の中で長期に交付を受けていた団体も同じ立場で参加するようにすることで、交付機会の均等化や交付の透明性が高まるものと考えられる。

### 5 補助対象経費・交付手続の明確化

(1)補助金の中には、創設以来、補助金額や単価を見直したことがないと思われるものや 長期に渡って固定化しているものも多く、全体として補助対象経費や積算基準の見直し が十分なされていない状況であり、ゼロベースから金額等の妥当性を検証し、補助対象 経費や補助金額の算定根拠を明らかにする必要がある。 (2) 補助金の申請を受け、交付の決定、支出に至るまでの統一的なプロセスが確立されていないため、市民からみると公平・適正に補助金が交付されているのかがわかりにくい状況であり、一連の交付手続きを明確化するとともに、補助対象経費の支出確認を厳格化すべきである。

### 第2 新たな補助金制度の構築

上記の問題点を解決し、市民に開かれた透明性のある補助金制度とするため、補助金を交付する際の統一のルールとなる「補助金交付基準」を策定し、交付対象、定期的な見直しの仕組みなどを明確化するとともに、この基準を踏まえて、補助金制度の適正な運用を確立するため必要な措置を次のとおり定めるものとする。

### 1 「補助金交付基準」

(1) 交付の適否の判断基準

補助金の交付は、以下の項目を総合的に勘案して適否を決定するものとする。

### 「公益性〕

- ①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。
- ②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。
- ③市の基本的な政策方針に合致しているか。

### 「必要性」

- ①市が関与する妥当性はあるか。
- ②補助金等の交付以外の代替策はないか。

### 「補助の効果」

- ①補助金等の交付の効果が認められるか。
- ②補助金額に見合う効果が期待できるか。

### 「補助内容の妥当性】

- ①補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。
- ②補助金の使途は目的に沿ったものか。

※交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものは対象外

### (団体補助の場合)

- ③団体等の財務状況を検証しているか。
  - ※団体等の決算において、繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えていないこと。
  - ※多額の積立金、基金等を有していないこと。
  - ※自主財源の確保及び効率的な運営への努力がなされていること。
- ④団体等の会計処理や使途は適切か。
  - ※団体等において適正な監査機能を有していること。
  - ※補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されていること。

### (2) 補助金額等の適正化

### ①事業費補助の原則

団体運営費の補助については、本来自立した団体として基礎的経費を自ら賄うべき ところが、一定額を継続的に補助することで団体の自立をも阻害している可能性もあ り、是正が必要である。

- ・補助の目的及び補助対象の明確化を図るため、原則として事業費補助へ転換するものとする。
- ・団体の運営基盤が脆弱な場合は、原則として3年を限度に運営費補助を行うことができるものとし、期限到来時に延長する場合は、補助金の内容を精査した上で市民に対しその必要性を十分説明する。

### ②積算基準、補助金額等の見直し

補助金の積算基準、補助率、補助金額等については、次の点に留意して、ゼロベースからその妥当性について検証を行うものとする。

- ・国や県との協調補助や、財源として国・県からの補助がある事業等については、裁量の範囲が比較的狭いものであるが、主体性をもって必要性や経費を精査する。
- ・交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅費等で、補助金の交付目的に直結しない経費に ついては、補助対象外とする。
- ・補助基準の透明性確保の観点から、定額ありきとなっている補助金は、補助対象経

費を明確化する。

- ・補助率については、原則として補助対象経費の 1/2 を上限とし、見直しを図っていくものとする。政策的な理由等から 1/2 を超える場合は、市民に対しその妥当性を十分説明するものとする。
- ・補助金の交付先から、さらに再交付する形態の補助金については、補助対象基準を 透明化するため、直接補助への切替えを検討する。

### (3) 補助期間

①終期の設定 (サンセット方式の確立)

補助金の既得権化を防止し、その時々の市民ニーズに則した補助金制度を構築する ため、補助金の交付期間を明確化するものとする。

- ・今後、新規で創設する補助金については、必ず3年の終期を設定する。
- ・既存事業についても、原則として3年の終期を設定するものとし、期限到来時に延 長する場合は、補助金の内容を精査した上で市民に対しその必要性を十分説明する。

### (4) 補助金の定期的な見直し

補助金を取り巻く状況が絶えず変化することを踏まえ、この指針の実効性を確保し、 不断の見直しを進めていくために、3年の終期到来時に、全ての補助金について改めて 見直しを実施するものとする。

# ①見直しの方向性

原則的な終期設定期間にあわせ、各補助金について「(1)交付の適否の判断基準」 に基づく評価を行い、次の区分により補助金の方向性を定めるものとする。

### [継続]

- ・法令等により補助の実施が義務付けられているもの
- ・国、県等の補助金を財源とする補助金で、市の負担が義務的であるもの
- ・他の自治体との協議等により、市の負担が決定しているもの
- ・「(1)交付の適否の判断基準」に概ね適合しており、補助の必要性が認められるもの「縮小・統合]

- ・繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えている団体に対するもの
- ・類似の補助事業等があり、統合により効果が上がると考えられるもの

### 「廃止〕

- ・事業の浸透・普及などにより、事業目的が達成されているもの
- ・社会経済状況などの変化により、事業効果が薄れているもの
- ・事業目的が十分に達成されていないなど、事業効果が不明確なもの
- ・国、県等の制度廃止などにより、必要性が認められないもの
- ・補助以外の手法(委託料、報償費等での支出)を検討すべきもの

### 2 補助金の適正運用に向けた措置

「補助金交付基準」に基づく検証の仕組みを実効性あるものとし、確実に見直しを進めるとともに、信頼される補助金制度の構築と継続を図るための仕組みづくりとして、次の措置を講ずることとする。

### (1) 補助金の外部審査機関の設置

- イ 審査委員会では、新たな補助金を創設する場合や、3年ごとの定期的な見直し時期に、「補助金交付基準」に基づく審査を実施する。

### (2) 積極的な情報公開

- ア 常に市民ニーズに沿った補助金制度を維持し、市民によるチェック機能を確保するためには、分かりやすく、徹底した情報公開が不可欠である。
- イ 情報の公開については、個々の補助金の支出状況の一覧表のほか、定期的な見直 しの結果などをホームページ等で公開するものとする。

### (3)「補助金交付手続規則」の制定

補助金の申請から支出に至る一連の手続を統一化するとともに、補助対象経費の 支出確認を厳格化するために、補助金交付手続規則を制定する。

### (4) 市民公募型補助金の拡充

- ア 「市民との協働」を推進し、団体の自主性・自立性を損なわない範囲での助成を 行うため、市民の自由な発想を活かした補助制度の充実を図る。
- イ 平成19年度から創設された「生駒市まちづくり活動支援事業補助金」の適用範囲の拡大、既存補助金の公募制への移行を積極的に検討する。

### (5) 各種団体への支援のあり方

- ア 事務を市職員が担い、また、市役所を事務所としている団体については、団体の 自立性を強化し、過度な干渉を防止する観点から、段階的に解消すること。
- イ 各種団体に対する施設使用料の減免については、「社会教育施設等使用料減免見 直し検討委員会」での検討結果等を踏まえ、見直しを図ること。

生駒市補助金等交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、 補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、補助金等の交付の申請、決定 等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的な事項を定め るものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
  - (1) 補助金等 市が市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

ア 補助金

- イ その他相当の反対給付を受けない給付金であって市長が指定するもの
- (2) 補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(交付の申請)

- 第3条 補助金等の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
  - (2) 補助事業の目的及び内容
  - (3) 補助事業の経費の配分、完了の予定期日その他補助事業の遂行に関する計画
  - (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
  - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 補助事業に係る事業計画書
  - (2) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、補助事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、第1項 の申請書に記載すべき事項の一部又は前項に規定する添付書類の全部若しくは 一部を省略することができる。

(交付の決定等)

- 第4条 市長は、補助金等の交付の申請があった場合において、当該申請に係る 書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべき ものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。
- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めると きは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の 決定をするものとする。
- 3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金等を交付することが適当でない と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の 目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる事項について条件 を付するものとする。
  - (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に対して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第7条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る補助金等の交付の 決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日 の翌日から起算して14日以内に書面により申請の取下げをすることができ る。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の 交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第8条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限るものとする。
  - (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)
- 3 市長は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り補助金等を交付することができる。
  - (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費
  - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 第6条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず、補助金等を他の用途に使用してはならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、市長が必要と認めるときは、補助事業の遂行の状況に 関し、市長に報告しなければならない。

(補助事業の遂行等の命令)

- 第11条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、補助事業が補助金等の 交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めると きは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきこと を命ずることができる。
- 2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告等)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助事業の完了の日から起算して1月を経過する日までに、当該補助事業の成果を記載した実績報告書により市長に報告しなければならない。
- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、補助事業の経費に係る領収書又は契約書の金額が1件当たり1, 000円以下となるときその他市長が特に必要があると認めるときは、支出項目の一覧表をもって第2号に掲げる書類に代えることができる。
  - (1) 収支決算書
  - (2) 領収書及び契約書の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、補助事業の経費に係る領収書又は契約書の金額が1件当たり100 万円以上となるときは、当該領収書又は契約書の原本を確認するものとする。
- 4 市長は、特に必要がないと認めるときは、第2項各号に掲げる添付書類の全 部又は一部を省略することができる。

(額の確定等)

第13条 市長は、前条第1項(次条第2項において準用する場合を含む。)の 規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要 に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の 交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査 し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を当 該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

- 第14条 市長は、第12条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した 条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。
- 2 第12条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準 用する。

(交付の時期等)

第15条 補助金等は、第13条第1項の規定により確定した額を補助事業の終 了後に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上その事業の終了前に交 付することが適当と認めるときは、一括し、又は分割して事前に交付すること ができる。 (交付の請求)

- 第16条 補助事業者は、第13条第1項の規定により通知を受けた補助事業者 が補助金等の交付を受けようとするときは、交付請求書を市長に提出しなけれ ばならない。
- 2 前項の規定は、前条ただし書の規定により補助金等の交付を受けようとする場合について準用する。

(交付決定の取消し)

- 第17条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助 金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の行為により補助金等の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
  - (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) 法令等又は法令等に基づく市長の処分に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。 (補助金等の返還)
- 第18条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業 の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限 を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既 にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還 を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第19条 補助事業者は、第17条第1項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用 については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受 領したものとみなし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超える ときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領 の日において受領したものとみなす。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、生駒市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例 (昭和34年3月生駒市条例第21号)の規定により算出した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命 ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日 以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控

除した額によるものとする。

6 市長は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。 (理由の提示)

第20条 市長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助 事業者に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。
  - (1) 不動産及びその従物
  - (2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの
  - (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(書類の整備及び保管)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する書類を作成する とともに、領収書等の関係書類を整理し、補助事業の終了後5年間保管しなけ ればならない。

(調査等)

第23条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると きは、補助事業者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができ る。

(規程の制定)

第24条 市長は、補助金等ごとに、補助金等の交付に関し必要な事項を規定し た規程を制定するものとする。

(施行の細目)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則は、平成21年度以後の年度分の補助金等について適用する。 (生駒市会計規則の一部改正)
- 3 生駒市会計規則 (昭和48年3月生駒市規則第2号) の一部を次のように改 正する。

第25条を次のように改める。

第25条 削除